

山梨県立富士山世界遺産センター 研究紀要
山梨県富士山総合学術調査研究 報告

世界遺産 富士山

World Heritage Fujisan

第2集 2018



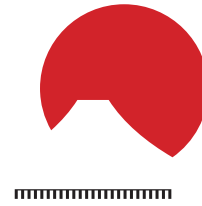
山梨県立富士山世界遺産センター

山梨県立富士山世界遺産センター

世界遺産 富士山

第二集

二〇一八年三月



Bulletin
of the Yamanashi Prefectural Fujisan World Heritage Center
Report
of the Yamanashi Prefecture Fujisan Comprehensive Academic Research

World Heritage Fujisan

vol.2 2018

Yamanashi Prefectural Fujisan World Heritage Center



1 吉田の金鳥居（明治時代初期・単色・長崎大学附属図書館蔵）



2 絵はがき「富士北口電話開通式 当日ノ吉田宿」（明治41年〔1908〕・単色・個人蔵）



3 吉田上町（上宿）のオモテ(1)

(幕末期～明治時代初期 [1863-70]・ペイントなしはスティルフリード撮影着色・IZU PHOTO MUSEUM蔵)



4 上町（上宿）の表通り（明治41年〔1908〕頃・単色・個人蔵）



5 吉田上町（上宿）のオモテ(2)

(幕末期～明治時代初期 [1863-70]・ベアトないしはスティルフリード撮影着色・IZU PHOTO MUSEUM蔵)



6 吉田上町（上宿）の表通り（明治9年〔1876〕頃・撮影者不明・長崎大学附属図書館蔵）



7 河口浅間神社社頭（平成26年〔2014〕撮影）



8 河口御師梅谷本庄家外観（平成30年〔2018〕撮影）



9 上吉田村絵図（文化年間〔1804－1818〕都留市蔵）



10 大明見村絵図 (文化3年〔1806〕・都留市蔵)





11 平野村絵図 (文化3年 [1806]・都留市蔵)

1 吉田の金鳥居 明治九年（一八七六）頃

明治初期に鎌倉往還は改修された。道路の石段や石造物を除去した後の町の入口を写したものの。金鳥居（銅鳥居）が往還に建つ。富士山「一ノ鳥居」であり、外界と町（宿）を区分する境界に造立された。近世期、この鳥居には、諏訪森の大鳥居と同じように「三国第一山」額が掲げられていたが「富士山」に変更され、カワ（川、用水路のこと）は左右に振り分けられ、二つの川の内側が公道として整備された。鳥居の真下の石敷も認められない。路傍には街路樹が植栽される。

長崎大学附属図書館蔵

2 絵はがき「富士北口電話開通式当日ノ吉田宿」明治四一年（一九〇八）

通りには都留馬車鉄道の線路が明治三三年（一九〇〇）に敷設され、籠坂に向かって延びている。金鳥居の上方に駅が設けられた。夏山期のこの日、電話の開通式が行われた。日の丸が掲げられ、式典に向かう人々を写している。「北口三合目中食堂 登山記念 明治四十一年」のスタンプが押印される。

個人蔵

3 吉田上町（上宿）のオモテ（1）

ペアトないしはスタイルフリード撮影着色

文久三―明治三年（一八六三―七〇）

晩秋から初冬の閉山期、吉田上町のオモテ（表）。原題はSZUBASHIRI。階段状に造成された表の中心にカワ（川、用水のこと）が流れ、両側に妻入の町屋が並ぶ。右側（西側）手前に御師小瓶子屋（石垣幣司屋）の冠木門と両袖の石垣、その背後に平入二階建の町屋が写る。石灯籠に隠れた石造物は、上町（上宿）の道祖神であろう。川を跨いで乾燥させている長木は、大マネギを掲げる旗竿になる。

IZU PHOTO MUSEUM蔵

4 上町（上宿）の表通り 明治四一年（一九〇八）頃

表通りには、テト馬車（鉄道馬車）の軌道が敷設される。右側（西側）の川は勢いよく流れ下る。石垣幣司屋は中町（中宿）東側の川口坊土佐の屋敷に移り、石垣は撤去されて町屋に変わり、その町屋の軒先の一部が写る。道祖神は横町角（胎内追分、現上宿交差点）の広場に移設された。向い側（東側）の御師堀端屋小佐野のタツミチ（引込路）入口には大マネギを掲げる旗竿が立ち、流し旗が翻る。日の丸が掲げられることから、口絵2と同時期に撮影されたものと考えられる。

個人蔵

5 吉田上町（上宿）のオモテ（2）

ペアトないしはスタイルフリード撮影着色

文久三―明治三年（一八六三―七〇）

右の写真と同じ場所で撮影したものの。原題はGOTEN。左端の二人がいる平地に「永代献饌田 千葉町」の木柱、その背後に石灯籠が立ち、石垣で囲まれる。妻入にサシカケ（庇掛）下屋をつけた手前の町屋は鍛冶屋（蹄鉄屋）で、背後に千葉町の得意先（檀家）から米を奉納された御師堀端屋の自然木の門が写る。

IZU PHOTO MUSEUM蔵

6 吉田上町の表通り 撮影者不明 明治九年（一八七六）頃

上町付近から下手に向かって撮影したもので、同じ長崎大学図書館に一緒に保管されることから、口絵1と一連で撮影されたものと推測される。右写真の一番後ろにある石灯籠の背後から富士山を背にして撮影する。中央の川の振り分けと石灯籠は、まだ移設には汲んでいないが、石段は撤去され、平坦な道路に改良されている。通り両側には妻入の町屋が並ぶ。

長崎大学附属図書館蔵

7 河口浅間神社社頭 (平成二六年「三〇一四」撮影)

富士御師が集住した河口(近世には川口と表記)集落のほぼ中央に鎮座する。御坂山地を背負い、南面して河口湖越し富士山に正対する。鳥居には「三国第一山」の銅製扁額が掲げられる。集落は鎌倉往還沿いにあり、浅間神社を中心とした富士信仰の登拝拠点集落として発展した。

8 河口御師梅谷本庄家外観 (平成三〇年「二〇一八」撮影)

河口御師の梅谷本庄家住宅の中門と主屋。本庄家は江戸時代後期の建築とされ、タツミチ(引込路のこと)を入ると中門(薬医門)があり、奥の主屋は、引込路に妻面を向けて妻入とする。妻側に設けられた式台玄関・中ノ間・前座敷・奥座敷と座敷がし字型に繋がり、奥座敷は上段の間となっている。同家は、信州(長野県)・上州(群馬県)に檀家を所有した。

9 上吉田村絵図 文化年間(一八〇四―一八) 手書彩色

「吉田宿」(上吉田村)と浅間明神(浅間神社)、富士山内の「小室」をはじめとする信仰施設を記す。上方に三峯の富士山が描かれる。下方に「小佐野」から「城山」尻、「古吉田」を経て「吉田」に至る古道(古吉田道)を朱引きする。後に広く版行された略絵図、登山案内絵図などの原図といえる。小佐野の耕地、大堰などを描くことから、上吉田の村絵図と理解したほうが適切である。

「甲斐国志草稿」森島家旧蔵。都留市指定文化財。都留市蔵。

10 大明見村絵図 文化三年(一八〇六) 手書彩色

西に太く桂川を描き、残る三方を山々で囲み、その中に「大明見村」の村落を描写する。古屋川は、山間の三源流が合流して北流する。同川沿いには、トリ打峠(鳥居地峠)を越えて南進し、平野村に抜ける道が走っている。また、北辺「小明見村境うね切」の「金剛房道」から「阿弥陀桜」の脇を通る「古道」

が「桑原」を迂回して延び、平山裾の段丘崖の上に出て、「沢切忍草村境」に通じる往還に連結する。なお、下位の図に「古道」を青線を重ねて表示した。

「甲斐国志草稿」森島家旧蔵。都留市指定文化財。都留市蔵。

11 平野村絵図 文化三年(一八〇六) 手書彩色

平野村は富士山の北東麓、山中湖東岸に開けた村である。村は湖辺に連なり、村の東を北から南にめぐって国境を形成する三国山稜の尾根が続き、峠道が甲斐国と相模・駿河国をつないでいる。村の東南、「ツナコヘ」(綱越)で峠を越えれば、一〇里半ほどで駿河国中日向・大御神村に至る。「古道」は、「内野村境」「石神戸」を起点とし、「古番屋」で「三国峠」に南隣し中日向へ通ずる往還と結節する。

「甲斐国志草稿」森島家旧蔵。都留市指定文化財。都留市蔵。

12 富士山百景狂歌集(万延元年)

富士百首に種々の構図の富士山を描いた狂歌絵本。著者は真入亭富士江で、序によれば、江戸麹町山王辺の人であり、富士開闢より三七度目の庚申縁年に際し開版したもの。昭和四年(一九二九)刊行の「富士の文学」(富士の研究Ⅳ)に五六首が紹介され、「富士の狂歌としては絶品たるを拒むわけにはいかない」と評している。

信州大学附属図書館蔵

序

富士山は、その秀麗な山容と広大な裾野をもつ火山という自然環境を背景に、山岳修行の霊場や富士講などの信仰の対象としても多くの人が惹きつけられました。その結果、平成二十五年六月には念願の世界遺産登録を達成することができました。

この間、富士山をめぐる自然と人との関わりを総合的に解明するために、山梨県富士山総合学術調査研究委員会を設け、平成二十年度以降、四年間を単位として各分野に分けて調査・研究を進めてまいりました。

同二十七年度を一区切りとして、第二次調査を総括する報告書が刊行されました。その内容は、ユネスコ世界遺産センターに提出した保全状況報告書に反映されるなど、富士山の世界遺産登録やその後の保全にあたっても活用されており、継続される調査・研究の指針となるものといえます。しかし同調査の中では、膨大なデータの僅かな部分しか収録することはできませんでした。とくに考古・歴史・民俗部会が合同で実施した「御中道」の調査は、文字・図像資料の掲載に限られました。このため前年度は、補足的に御中道に関する調査報告を特集として組み、研究紀要・報告として発行いたしました。

本年度は、各分野における調査・研究の成果、川口御師住宅の調査概要、そして小特集として巡礼路に関連する調査結果をそれぞれ報告するものとして本書を編集しました。

本書が富士山の総合的な調査・研究の一層の深化をはかるための基礎となることを願ってやみません。本調査・研究に御協力をいただいた多くの方々にご場をかりて厚くお礼申し上げます。

平成三十年三月

山梨県立富士山世界遺産センター 所長 秋道智彌

目次

口絵

口絵解説

序

目次

山梨県富士山総合学術調査研究の経緯と方針

平成二十九年度活動記録

研究・報告

第一章 僧道興の和歌と修験

——『廻国雜記』を中心に——

石田 千尋……5

第二章 参詣道としての鎌倉街道

杉本 悠樹……12

第三章 川口御師・梅谷本庄家住宅

北川 洋……23

第四章 御師梅谷本庄家の住まいと什器

松田 香代子……30

第五章 影印・翻刻・解題「富士山百景狂歌集」

石川 博……39

小特集 巡礼路関連調査

第六章 静岡県側の御中道追加調査

——大宮村山口登山道と雲切不動——

伊藤 昌光……65

第七章 富士山北麓に通じる道

堀内 亨……79

第八章 鎌倉街道以前の参詣路

堀内 眞……87

凡例

- ・本書は、平成二十九年度における、富士山総合学術調査研究の報告書である。
- ・本調査は、山梨県立富士山世界遺産センター（以下「本センター」という。）による調査・研究事業として実施した。
- ・本調査の経緯は、平成二十九年度に各部会が実施した研究・調査をもとに、その成果を整理したものである。
- ・五合目御中道については平成二十九年度に補足調査を行い、執筆については伊藤昌光（元富士宮市教育委員会学芸員）氏にお願いした。
- ・本書の編集は、堀内眞（本センター学芸員）・根岸崇典（同職員）が行った。
- ・本書をまとめるにあたり、調査や資料掲載において次の機関や方々に御協力をいただいた。

IZU PHOTO MUSEUM、信州大学附属図書館、長崎大学附属図書館、富士河口湖町教育委員会、ミュージアム都留、山中湖村教育委員会

杉本悠樹、高村昭秀、中村章彦、野村晋作、本庄元直、渡辺稔

（敬称略、五十音順）

表紙 絵葉書「二合目小室浅間神社」

山梨県富士山総合学術調査研究の経緯と方針

山梨県では、富士山が有する世界文化遺産としての学術的な価値を高めるため、富士山をめぐる自然と人との関わりを総合的に調査・研究する山梨県富士山総合学術調査研究（以下「総合学術調査研究」という）を平成二十年度以降推進してきた。このうち平成二十年から同二十三年までは、県教育委員会学術文化財課を事務局として実施し、（以下「第1期」という）、また平成二十四年度から同二十七年までは、山梨県立博物館を事務局として実施した（以下「第2期」という）。

第1期では、世界遺産富士山を構成する二十五か所の構成資産で育まれた信仰・芸術に関する研究を実施し、この成果は平成二十三年七月に文化庁に提出した推薦書原案を作成する段階で大いに寄与したところである。

また第2期では、平成二十五年六月に発表されたイコモス勧告等を踏まえて、富士山周辺の巡礼路の特定を通じた各構成資産間の結び付きに関する研究を実施し、この成果は同二十八年一月に日本政府がユネスコ世界遺産センターに提出した保全状況報告書に反映された。

保全状況報告書には、長期的な展望の下に調査研究を実施し、その成果を計画的・段階的に情報提供戦略へと反映させていく必要性が記されており、世界遺産富士山の価値を明らかにする調査研究の継続が求められている。

こうした状況から山梨県では、平成二十八年度からは同年六月に開館した山梨県立富士山世界遺産センター（以下「世界遺産センター」という）を事務局として、引き続き山梨県総合学術調査研究委員会（以下「委員会」という）を設置し、その下に各専門分野別に4部会6グループを設け、各部会の部会長を務める委員会の委員および各部会に所属する調査員が調査・研究を行う体制をとっている。

本年度は事務局を世界遺産センターに移管して二年目の活動であり、前年度に検

討した方針の実行を推し進めた。具体的には自然環境、考古歴史民俗、有形文化財、文学の各分野における学術調査を実施し、その成果をまとめ、今後の調査・研究の課題を整理した。

また、調査・研究の成果報告の一環として世界遺産富士山講座やシンポジウムの開催、そして報告書の刊行を実施した。このうち、二月に山中湖村で開催したシンポジウムでは、「富士山の災害と参詣路の変遷」と題して、山梨県文化財保護審議会委員の北原系子氏より富士山の災害が開催地である同村に与えた被害と影響について講演いただいた。続く報告で、甲斐・駿河国境地域の富士山参詣路（巡礼路）の考察と特定に向けての作業を行った。後者の成果は平成三十年にユネスコへ提出する保全状況報告書にも反映される予定である。



歴史考古民俗部会（考古班）調査風景

御殿場市清後

平成二十九年度活動記録

【委員会】

○第1回委員会

- ・月 日 平成二十九年五月二十六日（金）
- ・場 所 山梨県立富士山世界遺産センター
- ・内 容 平成二十九年総合学術調査研究の実施計画について

【自然環境部会】

○第1回部会

- ・月 日 平成二十九年七月二十八日（金）
- ・場 所 山梨県立富士山世界遺産センター
- ・内 容 先行研究に係る文献リスト作成の検討

○第2回部会

- ・月 日 平成二十九年十一月十六日（木）
- ・場 所 山梨県立富士山世界遺産センター
- ・内 容 文献リスト作成とその公開形態の検討

【歴史考古民俗部会（文書班）】

○第1回部会

- ・月 日 平成二十九年七月二十日（木）
- ・場 所 山梨県立博物館
- ・内 容 富士山とその周辺地域の富士講関係資料および大木家文書の調査方針を検討

○資料調査

- ・月 日 平成二十九年九月二十九日（金）
- ・場 所 山梨県立博物館
- ・内 容 大木家文書から富士講関連資料の抽出・調査

【歴史考古民俗部会（考古班・宗教考古班）】

○資料調査

- ・月 日 平成二十九年四月二十五日（火）
- ・場 所 河口湖鷗島
- ・内 容 鷗島の考古遺物（土器等）の表面採集調査

○第1回部会

- ・月 日 平成二十九年九月二十六日（火）
- ・場 所 帝京大学文化財研究所
- ・内 容 富士北麓地域の遺跡分布調査の検討

○資料調査

- ・月 日 平成二十九年十二月五日（火）
- ・場 所 山中湖村、静岡県北駿地域
- ・内 容 巡礼路および信仰関係石造物の調査

（宗教考古班）

○資料調査

- ・月 日 平成二十九年八月四日（金）
- ・場 所 山中湖村、静岡県小山町・御殿場市
- ・内 容 山中湖村及び小山・御殿場の法華宗寺院の調査

【歴史考古民俗部会（民俗班）】

○第1回部会

- ・月 日 平成二十九年八月三十一日（木）
- ・場 所 山梨県立富士山世界遺産センター
- ・内 容 河口御師住宅の民具調査の検討

○資料調査

- ・月 日 平成二十九年十月七日（土）
- ・場 所 富士河口湖町本庄家
- ・内 容 河口御師住宅の民具・建造物の予備調査

○資料調査

- ・月 日 平成二十九年十一月十九日（日）、十一月二十日（月）
- ・場 所 富士河口湖町本庄家
- ・内 容 河口御師住宅の民具の本調査（計測、写真撮影）

○資料調査

- ・月 日 平成二十九年十月六日（金）、十月七日（土）、十一月十日（金）
- ・場 所 富士河口湖町本庄家
- ・内 容 河口御師住宅の建造物の本調査

【有形文化財部会】

○第1回部会

- ・月 日 平成三十年三月二十七日（火）
- ・場 所 山梨県立富士山世界遺産センター
- ・内 容 浅間神社所蔵の神像調査の検討

【文学部会】

○第1回部会

- ・月 日 平成二十九年十月九日（月）
- ・場 所 山梨県立文学館
- ・内 容 調査研究成果の報告会

【シンポジウム】

○「富士山の災害と参詣路の変遷」

- ・月 日 平成三十年二月十日（土）
- ・場 所 山中湖情報創造館
- ・主 催 山梨県立富士山世界遺産センター、山中湖村教育委員会
- ・講 師 北原系子、堀内亨、野村晋作、堀内眞

研究・報告

第一章 僧道興の和歌と修験

―『廻国雜記』を中心に―

石田 千尋

一 僧道興の『廻国雜記』

本山派修験の総本山である京都聖護院の第二十四世門跡であり、園城寺長吏・熊野三山ならびに新熊野の検校を務めた道興は、日本各地の霊地霊山を訪れては山林を抖擻し、過酷な行に身を投じた天台僧であった。和歌・連歌・漢詩をよくし、歌学に通じた歌人でもあった彼が、文明十八年（一四八六）年六月から文明十九年（一四八七）年五月までの約一年間（道興五十六歳から五十七歳にかけて）にわたり、北陸から東国・奥州に及ぶ広範囲の行脚を執行し、旅中で詠吟した和歌・漢詩・発句・連句・和漢連句を旅の感懐とともに綴った紀行が『廻国雜記』である。永享二年（一四三〇）、関白近衛房嗣の子として生まれた道興は、門跡寺院（皇族・貴族の子弟が出家して居住した、格式の高い寺院）のひとつである聖護院に入り、全国の熊野修験に属する寺院を統轄する検校職を勤めて大僧正となり、准三后の地位を与えられた（寛正六年（一四六五））。道興はその半生において、旺盛に諸国巡礼を重ねた。文正元年（一四六六）七月、道興三十六歳の年に行なった畿内諸国を中心とする廻国巡礼を皮切りに、十月には丹波・播磨を巡錫、十一月には紀州那智での参籠修行に赴いたことが、道興の弟近衛政家の日記『後法興院記』（続史料大成5・6所収）に記されている。

このとき的那智参籠中、応仁元年（一四六七）に応仁の乱が勃発するも、道興は応仁二年（一四六八）年七月までの約二年間にわたって熊野大峰での修行を続けている。山中を駆け、滝に打たれ、洞窟に籠もって經典の読誦写経を行なうという厳しい行を道興は生涯で四度修し、『廻国雜記』の旅を経た後には、西国巡礼の旅にも出た（明応二年（一四九三））。

道興がたどった『廻国雜記』の旅の道程は以下の通りである。

都を立った一行は、近江国・若狭国を経て北陸道を辿り、白山（加賀国）ならびに立山（越中国）を相次いで禪定（登頂）、越後国府の長松寺を経て上野国大蔵坊に滞在し、下総国に向かう。上総国・安房国の寺院・名所を巡歴した後、舟で相模国三崎に上陸し、鎌倉にて暫時滞在。再び下野国に向かい、九月には日光山（二荒山）を登拝する。当地の中禅寺・座禅院・粉川寺などに逗留した後、常陸国筑波山を参詣し、再び下総国を経て武蔵国・相模国の寺社を巡った。駿河国の富士山南麓にある修験の拠点村山三坊では、富士山の雪に足を踏み入れている。そこから相模国足柄山を経、再び武蔵国に戻った一行は、十二月、川越の大塚十玉坊を訪れ、そこを拠点に在地の僧侶・武家らと交流しつつ越年。ここでは、和歌や発句（連歌）のほかさかんに漢詩も詠んでおり、なかには父近衛房嗣（近衛前関白殿下）から届いた書簡に感銘を受けての詩もある。

明けて文明十九年新春、紅梅がほころぶ頃に甲斐国へと出立。甲州街道をたどって甲斐国中に入り、ゆかりある寺院や武田氏関係の邸宅を歴訪して、二月中旬には富士北麓の吉田に向かい、富士山詠を残した（第四節後述）。

その後、一行は武蔵国から陸奥国へと歩みを進め、白川の関を経て陸奥国に至り、末の松山・宮城野・塩釜の浦といった歌枕で詠歌を重ねつつ、名取川を詠んだ二首を最後に本作は閉じられる。

二 旅の目的 その一――熊野検校として

熊野三山検校である道興が、東国各地の霊場や聖護院配下の寺院・院坊を直接訪れたことは、熊野修験の実態把握と聖護院の権威を高めることに大いに資したとされる¹。武蔵国大塚の十玉坊に二ヶ月近く滞在した後、そのまま陸奥国には向かわずに、甲斐国へと進路をとり、点在する主要な修験の拠点を巡歴しているのも、熊野修験の領袖として現地を視察・掌握する目的があったと考えられる。

甲斐国の守護大名である武田氏が、すでに南北朝時代から聖護院の管掌する先

達らによる熊野参詣を行なっていたことは、『住心院文書』によって知られる。『住心院文書』とは、聖護院の院家^{いんげ}先達として全国の本山派に属する年行事²。准年行事・同行などの山伏たちを統轄した天台宗寺院住心院に伝わる古文書の総称である。²そこには、たとえば法輪院良瑜³が聖護院の院家寺院であった住心院⁴の豪猷⁵に宛てた次のような書簡（康応元年（一三八九）と推定。二月十一日付）がある。

甲斐武田一族并被管^{くわん}仁等、熊野参詣先達職之事。有子細令申門跡（覚増親王か）候。早可被引導候也。先々若雖参差事候、不可及沙汰候。謹言

右によれば、康応元年（一三八九）二月十一日に、豪猷は甲斐国の武田一族と被官人等の熊野参詣先達職を法輪院良瑜から安堵（承認）されたようだ。南北朝時代末期には、甲斐国の武家による熊野参詣が始まっていたことや、その際の先達を聖護院・住心院配下の修験者（山伏）が務めていたことがわかる。同じ年（康応元年）の三月二日付の「甲斐国武田氏熊野参詣交名互」には、「甲斐国武田後室并伴仁」として、次のような参詣者リストがみえる。

法名理晋 判 比丘尼全貞 判 比丘尼真宗 判 源氏女明心 判
源氏女阿古 判 源氏女大原 判 竹田源藏人春重 判 栄仲 判
越後女 判 先達法印豪猷 判

署名しているのは武田氏の武家の後室とその供人らで、こうした婦人たちの熊野参詣先達職も豪猷が務めていた。

さらに、道興が生きた時代の書簡である「熊野参詣先達職安堵状」（寛正六年（一四六五）四月十四日付）には、住心院第六代公意が勝仙院の弁僧都嚴尊に先達職を安堵したことが記されている⁶。

甲斐国武田・逸見・跡部輩熊野参詣先達職事。有御契約之仔細上者、永代可被知行候也。謹言

道興が聖護院門跡を務めていた頃、甲斐国の武田氏・逸見氏・跡部氏などの武家が熊野参詣を行ない、聖護院とその傘下にあった住心院・勝仙院が熊野先達を統轄していたことを、こうした史料からうかがい知ることができる。道興にとつ

て生涯一度の東国巡歴の行程に甲斐国が入ったことの背景に、南北朝時代からつながりをもってきた甲斐国の修験者や関係する寺院、武家に接見し、権威を示す機宜と判断されたことは想像に難くない。

三 旅の目的 その二——歌人として

他方、『廻国雜記』の旅の目的を考えるにあたっては、道興が京洛歌壇に身を置いた歌人であったことにも目を向ける必要がある。

道興が出生した近衛家は、当時の公家文化の中心的存在であり、道興の父房嗣やその跡を継いで関白太政大臣となった政家（道興弟）が、応仁の乱の戦火を逃れて疎開した宇治や奈良においても月次の歌会や連歌・和漢連句の会、また遊覧や蹴鞠などの行事をさかんに催していることが、政家の日記『後法興院記』の記録から知られる。たとえば、応仁の乱が勃発した応仁元年十月大の記事に「京方、有^二火事^一。相国寺云々。今日有^二大合戦^一云々。東山方亦有^二火事^一。」とされるのと並んで、「参^二平等院^一令^二遊覧^一」とあり、以後、身を寄せることとなった宇治で、「是日和歌会」（十一月廿八日）を皮切りに、和歌会・月次歌会が頻繁に開催されている。応仁元（一四六七）年から文明九（一四七七）年の十年間にわたって繰り広げられた戦乱のさなか、後花園院・後土御門天皇や將軍足利義政・義尚父子もさかんに歌会・歌合を催しているように、当時の公武家の和歌熱は、彼らが政治的な混乱や対立の激化する現実と直面するごとに、いっそうの高まりを見せていったようにみえる。和歌や連歌に打ち込むことは、都に地盤を築いてきた公家や武家たちにとって、宮廷文化の雅の伝統につながり、自らの存在理由^{レゾンデットル}を確かめることでもあったかのごとくである。道興もまた、若くして「詠百首歌」をものし、近衛邸をはじめ内裏や將軍家で催行される歌会・歌合・連歌の席に名を連ねた京洛歌壇の歌人の一人であった。

いま、井上宗雄氏が作成した「室町前期歌書伝本書目稿」⁷に拠って、文明十年から十六年にかけて催された歌会・歌合のうち道興が参加したものを摘出する

と、以下のとおりとなる。

1. 文明十（一四七八）年二月三日「北野社法楽百首続歌」
2. 文明十二（一四八〇）年九月十九日「細川道賢十三回忌品経和歌」
3. 文明十三（一四八二）年二月・八月・十二月各十八日「内裏月次」
4. 文明十四（一四八二）年正月十八日「内裏月次始」
5. 同年六月十日「將軍家百番歌合」
6. 同年閏七月二十六日か「將軍家十五番歌合」
7. 同年八月十一日「將軍家千首」
8. 文明十六（一四八四）年九月二月「公夏勸進品経和歌」

これら公式の歌会・歌合ばかりでなく、近衛閑白家において催された和漢連句連歌や歌会⁸にも道興はしばしば列席しており、三条西實隆の日記『實隆公記』^{さねたか}にも近衛邸での「和漢会」について「閑白、聖護院准后、右相府、園宰相、其外家僕等、濟々来会」との記事がみえる。また道興は、『古今和歌集』や『拾遺和歌集』の書写も行っている⁹ほか、平安時代末期の歌人顕昭による歌学書『袖中抄』を抄出した歌書『袖中要抄』の書写も手掛けていることが、吉野朋美氏によって、翻刻・略注とともに報告されている¹⁰。これらの事実は、道興が、当代の京洛歌壇の一角を占める文化人として活躍していたことを伝えていよう。

修験の霊場や社寺の巡歴を主軸としながら、紀行作品としての『廻国雑記』は、旅の行程ではできるかぎりの歌枕を訪れ、それぞれの地で詠んだ詠作の記録がむしろ主体となっている。高橋良雄『廻国雑記の研究』¹¹によれば、この旅で同行が訪れた歌枕は、大原・三方・敦賀・白山・鳥川・浅間の嶽・武蔵野・古川・富士・野島ガ崎・鎌倉・佐野の船橋・日光・黒髪山・桜川・筑波山・みなのか・つくば川・まつち山・隅田川・忍の岡・鶴ガ岡・箱根・田子の浦・富士の鳴沢・三保の浦・浮島ガ原・足柄山・霞の関・堀兼の井・塩の山・差出の磯・利根川・白河の関・浅香の沼・浅香山・阿武隈川・武隈の松・末の松山・宮城野・松島・雄島・籬ガ島・塩釜の浦・つつじガ岡・名取川の計四十六ヶ所で、これらの地を読んだ歌は

七十一首にのぼり、道興詠の所収歌三四二首のうち約二割を占めているという。その他の歌も、多くが地名を読み込んだもので、『廻国雑記』の道興の旅とは、歌ということばの道標を建てる旅であったという感さえる。

事実、『廻国雑記』の記述内容は、修験の霊場巡りを旅の基軸としつつ、修行の実態や各地の修験者の動向に筆が及ぶことはほとんどなく、訪れる先々での人々との交流や、その地にちなむ詩歌の詠作の記録に終始している。たとえば、白山禪定の際の一節には、

白山しらやま禪定し侍りて、三の室に至り侍るに、雪いと深く侍りければ、思ひつゝけ侍りける、

白山の名に顕れてみこしぢや峯なる雪の消ゆる日もなし

とあり、古来仏道修行の霊場とされた北陸の名峰白山（標高二、七〇二m）にどのように登頂したか、山様はどのようなであったかなどについては描写がなく、峰の雪に言及するばかりである。白山の雪への関心が、『古今和歌集』の羈旅歌「消えはつる時しなければ越路なる白山しらやまの名は雪にぞありける」（巻第九・四一四・凡河内躬恒）に因ることは、歌の詞句から明らかであろう。こうした古歌・名歌を本歌としてふまえ、歌枕を実見した感慨を詠歌によって記録することに重きを置き、修験者としての視点は背後に潜められているという述作態度は、本作全体に認められる。道興が訪ねた先掲の歌枕四十六ヶ所のうち、白河の関以北の奥州十三ヶ所の歌枕を含む行程（文明十九年三月以降）に修験の霊場はなく、ひたすら歌枕を巡歴する旅となっていることも留意される。紀行執筆の企図と表裏する旅の動機に、遠国の歌枕を実見し実作に生かすという歌人としての意識があったことは疑いえない。

注目されるのは、本作所収歌に、在地の人々から歌や発句を「所望」されたのに応じての詠作が少なくないということである。たとえば下総国稲穂では、

ある少人の許より、暮秋紅葉といへる題をたびて、歌よみてと侍りしかば、その使をまたせて、

帰るさを思ひたつ田の秋とてや山も錦のをりをしるらむ

とあるように、別当の坊の「少人（稚児）」からの題詠の要望に応えて一首を詠み、また武蔵国川越里では、

此の里に月よしといへる武士の侍り。聊連歌などたしなみけるとなむ。雪の
発句を所望し侍りければ、言ひつかはしける、

庭の雪月よしとみる光りかなこれにて百韻興行し侍りけるとなむ。

と、連歌の百韻興行のための発句を「月よしといへる武士」から請われ、これに応え贈っている。武蔵国の山家（十玉坊）では、老僧に求められて扇の画賛と和歌を進呈した。

かの老僧扇の賛を所望し侍りき。かの絵に、山路に雲霧を分け侍る行人、橋
に行きかかりたる所、

同遊相引歩徐々 靄霧阻レ山前路虚

独木橋辺人不レ見 松間鐘動（動）夕陽初

同じ心を和にて書きそへ侍りける、

山もとの村の夕暮こととへばまだ程遠し入あひの声^{かね}

こうした「所望」に応えての詠作は、もとより社交的な目的に発するものであっただろうが、在地の人々にとっては、貴重な教示とも記念とも受け取られ、長く記憶されることとなっただろう。道興に詠出を求める東国各層の期待と熱意は、都の和歌文化が、東国各地に定着・浸透していることの証左でもあった。和歌や発句といった文芸が遠国にまで根を広げ享受されている実態を著述として残し、証立てる行為は、時の天皇家・將軍家とも深い親交をもっていた歌人道興の旅を貫く理念でもあったと考えられるのである。

四 『廻国雜記』の和歌——富士山詠を中心に

北陸・東国・奥州の霊場を経廻りながら歌枕を実見し、それらを題材に詩歌を吟詠しつつ、在地の人々と交流を果たすことは、道興のような廻国修験の僧侶に

こそ可能な体験であった。修験者であり歌人でもあった道興の紀行作品としての『廻国雜記』の特質を、ここでは、富士山詠三首をとりあげて掘り下げてみたい。

まず一つめが、文明十八年十月に訪れた武蔵野国岩つき（埼玉県岩槻市）での詠である。本文には、「岩つきといへる所を過ぐるに、富士のねには雪いとふかく、外山には残んの紅葉色々にみえければ、よみて同行の中へ遣しける」という前文に続き、次のような歌が記されている。

ふじのねの雪に心をそめてみよ外山の紅葉色深くとも

裾野に近い山々の紅葉と対照的な富士山頂の冠雪の白に心を染めよとの独創的な表現は、古来の白色に対する神聖感とともに、富士山頂がしばしば八葉（八つの花弁）の蓮華になぞらえられたことも関わっているだろう。富士山の頂を蓮の花とみる観念は、はやく、鎌倉時代後期の臨濟僧虎関師練が富士登頂を果たした際の漢詩の詞句「雪貫^二四時^一磨^二璧玉^一 岳分^二八葉^一削^二芙蓉^一」（芙蓉はハスの花を指す）にみえ、十五世紀初頭に玄棟が著した説話集『三国伝記』には「峯^ハ冥^二円頓^一実相^一頭^二三蜜^一理^一。八葉白蓮、靈岳、五智金剛、正体也」（第三十富士山事）、さらに、『廻国雜記』と同時代の十五世紀末頃に成立した説話的雜纂書『塵荊鈔』にも「其形合蓮花ニ似テ頂上ハ八葉也」（第十一）とあることなど、室町時代後期の仏教者たちには周知のイメージであったと思われる。

第二・三句の「心を染む」も仏教語「染心^{せんしん}」をふまえた語とみられる。ただし、仏教語としての「染心」が「性欲、利欲などの煩惱にけがれた心」（日本国語大辞典）を表すのに対し、この歌では、俗世の煩惱を思わせる華やかな紅葉と対比的に、清浄無垢の仏性の喩である白蓮華に富士山頂をなぞらえ、その白雪に心を染めることを、煩惱を離れる意に用いている。あるいは、漢詩もよくした道興は、盛唐の詩人孟浩然が詠んだ「看^二取蓮花淨^一 方知^二不染心^一」（題義公禪房）という詞句を念頭に置いていたとも考えられよう。結句「染めてみよ」には、同行の修行者らに向けられたものであるとともに、自身への戒めの語氣がこもっているようか。

二つめの歌は、村山（静岡県富士宮市）にある富士山修験の登拝口（村山三坊）

を訪れた際の、富士山の雪について足を踏み入れた感激を詠んだ一首である。

よそに見し富士の白雪今日分けぬ心の道を神にまかせて

富士の神に導かれ、仰ぎ見続けてきた富士山の麓についてやって来たこと、なかなずくその神聖性を象徴する雪に直接触れたことへの格別の感慨が、ここでは「よそに見し」という過去と「見し」という現在の対比によって表現されている。村山もまた、富士山を霊場とする修験道の拠点となった地であり、末代上人に縁起をもつ大日如来が祀られていた。

三つめとして、翌文明十九年二月に訪れた甲斐国吉田では、涅槃会（二月十五日）の夜の富士山を入滅した釈迦になぞらえ、次のように詠んだ歌がある。

きさらぎやこよひの月の影ながらふじも霞に雲隠れして

富士北麓の富士山信仰の拠点であった吉田には、現在も北口本宮富士浅間神社をはじめ富士山を祀る神社が数多く存在している。右の歌が詠まれた陰暦二月十五日はちょうど釈迦如来が入滅した日に当たり、各地の寺院では涅槃会がとり行なわれる。このとき道興が訪れた寺院は定かでないが、富士北麓地域に伝えられてきた室町時代後期の年代記『勝山記』文明十九（一四八七）年丁未条に「聖護院甲州・武州へ下、関東乃至奥州マテ下り玉フ」¹²との記述がみえ、道興の来臨が、当地の人々には銘記すべきことと捉えられていたことがわかる。

当夜はあいにく月も富士山も霞に隠れていた。富士山詠の定番である月との取合せを実見できなかったことを残念がるようでありながら、道興はむしろ、釈迦と月と富士山とが「隠る」という語を介してつながった偶然に興を感じたらしい。結句「雲隠れ」は貴人の逝去を意味する語だが、鎌倉時代中期の歌人藤原為家が、正嘉元（一二五七）年に蓮生（宇都宮頼綱）の八十の賀を祝って詠んだ「常にすむ世のことわりも如月や今日望月の光にぞ知る」（為家集・下・一五四三）や、鎌倉時代末期の伏見天皇が詠んだ「如月やなかばの春のこのごろに月と花との盛りをぞ見る」（伏見院御集・花・五八七）など同趣の先行歌と較べると、道興歌が、景（「こよひの月」と「ふじ」と言葉（「雲隠れ」）の符合に触発された、着想本

意の詠であることがわかる。あるいは、天台教学における胎藏曼荼羅の中台八葉院の外周に位置づけられる釈迦院を念頭に置いたとの可能性もあるが、むしろここで想起されたのは、鎌倉時代初期の出家遁世者による先駆的規範的紀行『海道記』の、「霊山と云へば、定めて、垂迹の権現は釈迦の本地たらんか」という富士山についての一節とみるべきかもしれない。道興にとつて富士山は、求道者としての道心を顧みさせる特別な霊山であった。旅の路次、この山を仰ぎ見るたびに詠出されたこれらの歌が、そのことを浮き彫りにしている。

五 詠歌と道心

地名を中心に掛詞を構え、古歌に目配せしつつ即時的に詠歌するという道興のスタンスは本作全編に一貫し、地名からの着想や機知、詠作方法への関心の傾きを示す一方で、道興の旅の核心に道心が据えられていたことを垣間見せた歌として、甲斐国で詠まれた次のような一首があることも見逃せない。

是より七覚山といへる霊地に登山す。衆徒山伏、両庭歴々と住める所なり。

暁更に至る迄、管弦酒宴、興を尽し侍りき。宿坊の花やうく咲き初めけるを見て、

舊枝の花も折知るこの山に七の悟り開きてしがな

「七覚山といへる霊地」とは七覚山円樂寺（山梨県甲府市）のことで、甲府盆地と駿河国を結ぶ中道往還の沿道に数々の大規模な堂宇が構えられていたと伝えられる。当時この寺院は、柏尾山大善寺とともに甲斐国における「修験ノ渠魁（首領）」（『甲斐国志』巻之九十一）、すなわち修験の本拠とされた。前文に記されるような寺域の規模や賑わい、道興に対する歓待ぶりからも、その隆盛のさまがうかがえる。

このとき、道興らの到着を待ち受けていたかのように円樂寺では桜の花がほころび始めた。その慨嘆と喜びを、「舊」の縁語「開く」を掛詞（花が開く意と悟りを開く意）として詠んだのが右の一首である。第四句「七の悟り」は、七覚支¹³を指し、当寺の山名はこの仏教語に由来する。この歌で道興が「七覚支」をキーワー

ドに詠じたことは、もとより円樂寺への敬意に発するものであるとともに、一首の主景である「花」すなわち桜花が、古の修験者たちの道心を想起させたことも

発想の契機となったと推察される。

念頭に置かれたと考えられるのは、まず、平安時代中期の花山院（九六八～一〇〇八年）による次のような歌である。

木のもとをすみかとすればをのづから花見る人となりぬべきかな

（新日本古典文学大系『詞花和歌集』巻第九雑上・二七六）

即位後二年足らずで退位し出家した花山院（花山法皇）が、失意を抱えて身を投じた熊野那智での参籠修行中、山桜の花を見て詠んだと伝えられる一首で、俗世間を離れ山中での厳しい行にうちこむ身でありながら「花見る人になってしまいうさだ」と告白する下句には、風雅への執心をなお断ち切れぬ業と、深々とした孤独が滲んでいる。

後年、修行のためにこの地を訪れた平安時代後期の行尊（一〇五五～一一三五）は、花山院の歌をふまえて、

もろともにあはれと思へ山ざくら花よりほかに知る人もなし

（新日本古典文学大系『金葉和歌集』巻第九雑部上・五二二）

と詠んだ。彼もまた、大峰「生の岩屋」で詠んだ「草の庵なにつゆけしと思ひけん漏らぬ岩屋も袖はぬれけり」（新日本古典文学大系『金葉和歌集』巻第九雑部上・五三三）などの歌で知られるように、熊野大峰での入嶺修行をはじめ、諸国行脚の苦行を重ねた公家出身の歌人僧であった。

さらにまた、平安時代末期の歌人西行（俗名佐藤義清・一一一八～一一九〇年）も、那智参籠中に花山院ゆかりの桜を拝した感慨を、次のような歌に詠んでいる。

木の本に住みける跡を見つる哉那智の高嶺の花を尋て

（岩波文庫『西行全歌集』所収『山家集』上雑・八五二）

花山院ゆかりの庵の傍らに立つ「年古りたる桜の木」（詞書）は、孤独な修行者たちと心を通わせ名歌を生むようになった聖なる桜であった。

七覚山での桜花との僥倖を喜ぶ道興歌には、孤独な修行に耐えつつ歌を詠んだ古の歌人たちへの尊敬と憧憬が見え隠れしている。彼らが皆、熊野大峰を修行の場とした修行者であったことも、彼らへの尊崇の念をあらためてかきたてたであろう。この歌は、仏道と歌道に専心した先人たちの精神的系譜に連なろうとする道興の心根を、七覚山の桜花に託して表現した歌となっているのである。

鎌倉時代中期の禅僧無住道暁（一二二七～一三二二）は、和歌の詠作にうちこむことが仏道を修すための徳行となることを、その著書のひとつである仏教的説話集『沙石集』（巻第五）において縷々説いている。

これを案ずれば、世務を薄くし、これを詠ずれば、名利を忘る。事に触るる観念、折に従ふ修行、進みやすく、忘れがたし。飛花を見ては、無常の風の逃れがたき事を知り、朗月に臨むでは、煩惱の雲の掩ひやすき事を弁ふべし。

（巻第五末ノ六・本文は、新編古典文学全集『沙石集』による）

冒頭で「これ」と言われているのは和歌を指し、和歌を詠ずれば世間的な名利を離れて修行が進みやすくなることから、和歌を詠むことは悟りを得るための方便となるのである。

和歌とはすなわち仏法の真理を凝縮した呪文である陀羅尼にひとしく、「仏の詞」でもあるという無住の理念を、二百年後の道興が学んだという確証は得難いが、花山院・行尊・西行ら修行僧歌人を念頭に置いての詠や、青年期から老年期に至るまで仏道修行と並行して和歌・連歌などの文芸に携わり続けたということ、無住が唱えたような道心と詠歌への追究心を一如と捉える観念が、道興のような修業僧歌人にも確固たるものとしてあったことを示しているのではないだろうか。道興にとって、歌を詠み続けることはすなわち仏道を窮めることに通じ、旅は一期一会をこころに刻む修行であった。『廻国雑記』とは、熊野修験の領袖としての道興と京洛歌人としての道興、それぞれの担った使命が合致したところに成立した紀行作品であるということができらるだろう。

注

- 1 和歌森太郎『修験道史研究』第三章第一節・一九七二年・平凡社／宮家準『修験道その歴史と修行』第二章・講談社学術文庫・二〇〇一年）
- 2 首藤善樹・坂口大郎・青谷美羽編『住心院文書』・二〇一四年・思文閣出版
- 3 南北朝時代の天台僧。二条兼基の子。園城寺長吏・熊野三山檢校・四天王寺別当をつとめ、大僧正となった。
- 4 首藤善樹『修験道聖護院史要覧』二〇一五年・岩田書院
- 5 注2前掲書「解説」（二六四～二六五頁）によれば、三条家の息で、三井修験の流れを汲み熊野参詣先達職を務めた僧正という。
- 6 その後、住心院が保有していた甲斐国の先達は、応永年中に勝仙院の嚴尊が買得している。
注2前掲書「解説」一七三～一七四頁参照
- 7 『中世歌壇史の研究 室町前期（改訂新版）』所収（一九八四年・風間書房）
- 8 「申刻許聖門被レ来、今夜可レ有ニ逗留一云々、入レ夜和漢連句連歌等各一折張行之」（『後法興院記』文明十一年十二月四日条）・「聖門、実門被レ参、有ニ御法楽御連歌」（『同文明十四年九月十九日条』）など
- 9 井上宗雄『中世歌壇史の研究 室町前期（改訂新版）』二一七頁（一九八四年・風間書房）・高橋良雄注『廻国雑記の研究』一九八七年・武蔵野書院・三九～四〇頁・吉野朋美「東京大学国文学研究室所蔵『袖中最要抄』について」（『東京大学国文学論集』第2号・二〇〇七年五月）など
- 10 吉野氏注9前掲論文・「聖護院道興筆『袖中最要抄』の翻刻と略注（一）」（『中央大学文学部紀要 言語・文学・文化』第一〇五号・二〇一〇年三月）・「聖護院道興筆『袖中最要抄』の翻刻と略注（二）」（同上第一一一号・二〇一三年三月）・「聖護院道興筆『袖中最要抄』の翻刻と略注（三）」（同上二一九号・二〇一七年三月）
- 11 高橋氏注9前掲書三三頁
- 12 『山梨県史 資料編6 中世3 上 県内記録』（二〇〇一年・山梨県）所収
- 13 『総合仏教大辞典』（法蔵館）に、「三十七道品さんじちちどうひんのうちの第六番目の行法。覚とはさとり智慧を意味し、これらの七種の法はさとり智慧を助けるから覚支さとしという」とある。

※『廻国雑記』本文は、『中世日記紀行文学全評釈集成』（二〇〇四年・勉誠出版）第七巻所収廻国雑記（高橋良雄）に拠った。

※本稿は、平成二十九年二月十八日、富士河口湖町中央公民館において開催された富士山世界遺産センター・富士河口湖町教育委員会主催平成二十八年度富士山総合学術調査研究シンポジウムにおける講演にもとづく。

第二章 参詣道としての鎌倉街道

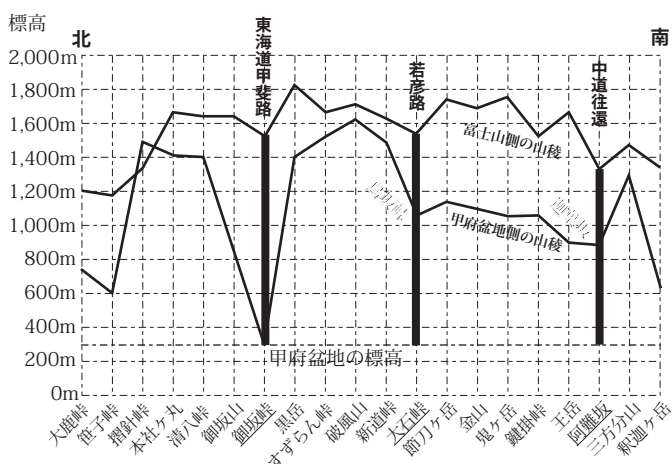
杉本悠樹

はじめに

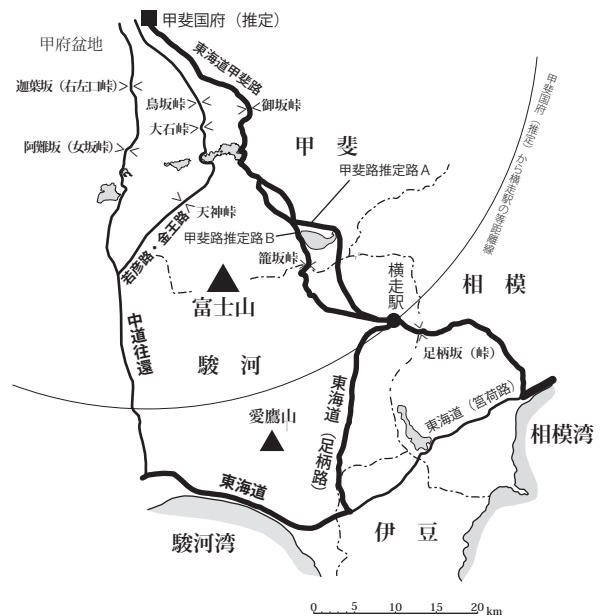
鎌倉街道は、古代律令国家の成立に伴い整備された東海道の支路「甲斐路」に起源をもつ道路である。平城京・平安京といった都と全国六十余国の国府を結ぶ七道駅路のひとつである東海道の本道から、足柄峠の西のたもとに所在したと想定される駿河国横走駅において分岐し、三国山から籠坂峠の間の稜線上を越えて甲斐国内に入る。富士北麓を東西に横断し、河口湖畔を北上して御坂峠を越え、甲府盆地に所在した甲斐国府に通じる経路をもつ。平成二十五年（二〇一三）に実施された南都留郡富士河口湖町河口の鯉ノ水遺跡（第3図④）の発掘調査により、古代の東海道甲斐路の道路遺構が検出され、その存在が実証された（富士河口湖町教委ほか 二〇一五）。中世に時代が移ると、甲斐国と幕府の所在地である鎌倉を結ぶ軍事路に継承され、「鎌倉街道」という呼称が現在に伝わっている。古代の東海道甲斐路の経路がそのまま継承されたか否かは後述するが、古代の律令官道が原形にあり、山に囲まれた甲斐国と太平洋岸の海浜地域を結ぶ道としての機能も備え、甲斐国の重要な交通路として歴史を牽引してきた（第3図）。そして、甲府盆地をはじめ、関東北西部・中部地方の道者が富士山に参詣するための経路としての役割も果たしてきた。本稿では、鎌倉街道の歴史の変遷と富士山の参詣道としての側面について、これまでの調査研究の成果をもとに考察する（1）。

御坂峠を越える交通路の原形

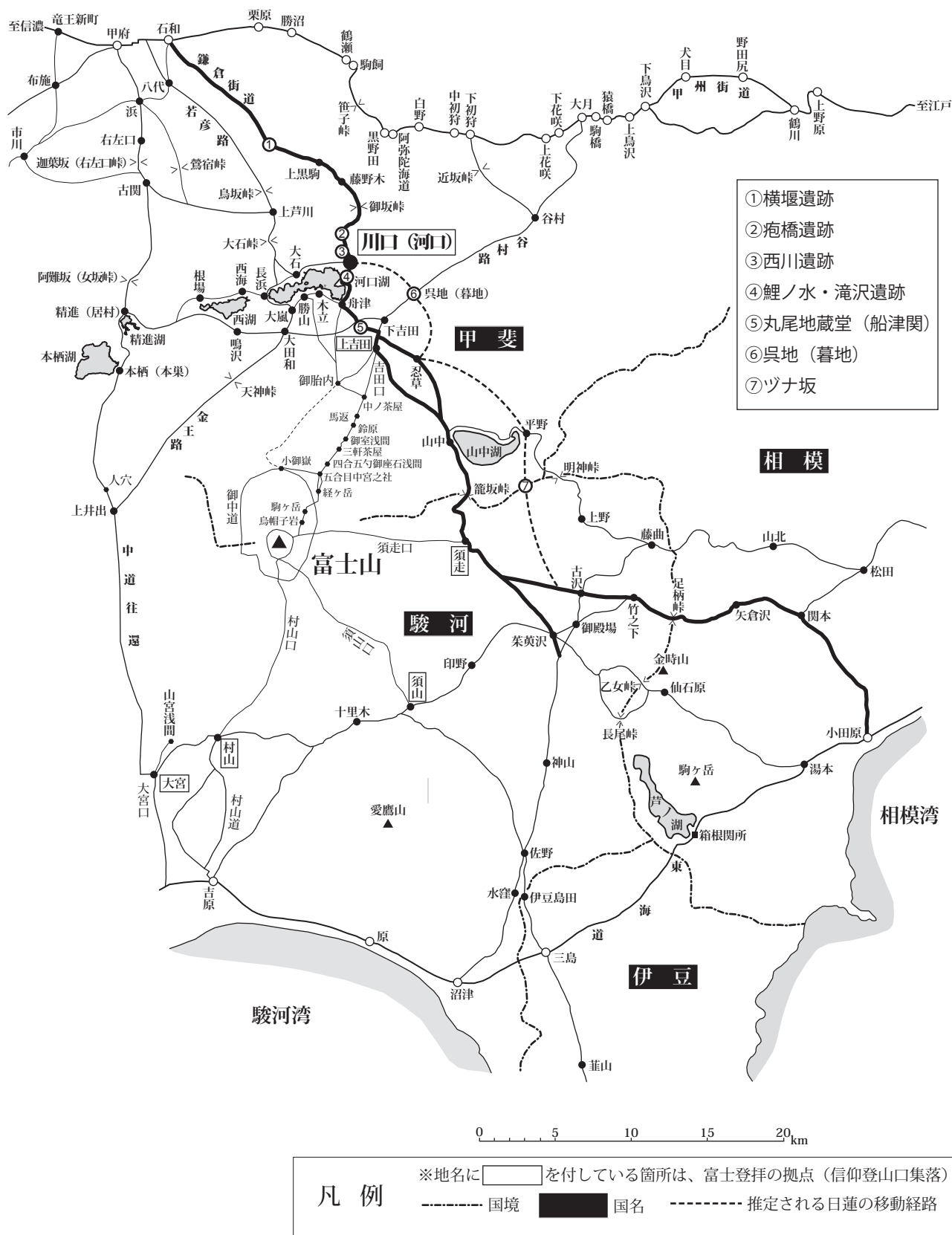
鎌倉街道の最大の難所は、御坂山地の御坂山と黒岳の間の鞍部にある御坂峠である。甲府盆地から御坂山地を越えて太平洋岸に至る交通路は、鎌倉街道のほか「若彦路」、「中道往還」がある。「若彦路」、「中道往還」は、甲府盆地から富士山麓に至る御坂山地においてそれぞれが二つの峠を越えるのに対し、鎌倉街道は



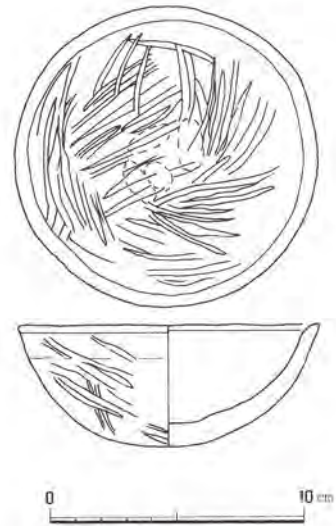
第2図 御坂山地の標高の模式図（下端は富士山側の山稜の名称）
（杉本2017aより転載）



第1図 東海道来結する甲斐の古道
（杉本2017aより転載）



第3図 近世交通路・富士参詣路要図 (菊池2016aより転載・改変)



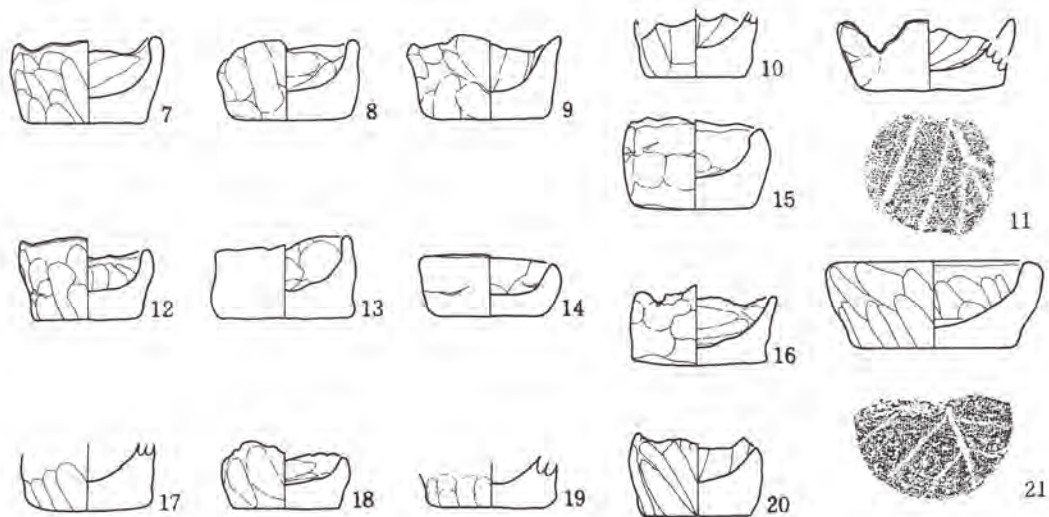
(Scale=1:3)

第4図 疱橋遺跡出土資料 実測図
(山梨県教委 2012より転載)

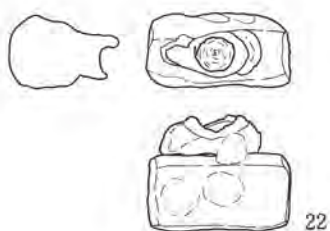
御坂峠を越えるのみであることから、利便性が高く古代の律令官道の経路として選ばれたと考えられる(杉本二〇一七a・第1・2図)。御

坂峠を越える交通路の存在は、遺跡の分布の状況から古代以前に遡ると推測される。平成二十八年(二〇一六)に実施された富士河口湖町河口の滝沢遺跡(第3図④)の第五次調査では、弥生時代中期から古墳時代前期初頭にかけての土器がまとまって出土し、それらの土器の系統は北陸地方、中部地方、東海地方、関東地方にまたがるものであり(2)、当該期に広域的な交流があったことが示唆され、その交流には御坂峠を越える後世の甲斐路や鎌倉街道の原形となる交通路が用いられたと考えられる(富士河口湖町教委ほか 二〇一七)。続く古墳時代中期においても、先述の鯉ノ水遺跡で当該期の坏及び甕の破片が集中して出土しており、伊豆半島の天城山麓・狩野川流域の胎土をもつ資料が認められ(3)、やはり甲斐路・鎌倉街道と類似した道路が存在したことが想起される。同じく古墳時代中期に位置付けられる南都留郡富士河口湖町河口の疱橋遺跡(第3図②)においては、完形の坏形土器(第4図)が工事中に発見された事例がある(山梨県教委 二〇一二)。

疱橋遺跡は御坂峠の南に位置し、河口湖畔の平坦地から峠に通じる山道への地形の交換地点にある遺跡であり、峠の通過儀礼の祭祀に伴う遺物であると考えられている(大隅 二〇一三)。そして、古代の律令国家が成立すると御坂峠を越える経路は官道として整備され、甲斐国の政治上重要な道路として位置づけられる。



手捏ね土器・ミニチュア土器



土製模造品(横瓶型)

(Scale=1:4)

第5図 横堰遺跡出土資料 実測図(山梨県教委1988より転載) ※番号は報告書の掲載番号

古代の駅路としての甲斐路

時代が古代に移り、古墳時代中期の庖橋遺跡における通過儀礼の祭祀と類似する事例が、御坂峠の北東に位置する甲府盆地の笛吹市御坂町の横堰遺跡（第3図①）A地区にある。当遺跡は鎌倉街道の沿道にあり、古代の東海道甲斐路に隣接する遺跡であると捉えられる。八世紀前半代の甕形土器や置きカマドとともに十数点に及ぶ手捏ねのミニチュア土器及び土製模造品（第5図）が出土しており、近隣に集落遺跡や祭祀遺跡が存在することが想定されている（山梨県教委ほか一九八八）。遺跡の立地は、笛吹川の支流の金川左岸、御坂山地から扇状地が開ける接点にあり、平坦地から山地への地形の変換点に位置することから、庖橋遺跡と御坂峠を挟んで対称をなす。庖橋遺跡と同様に峠の通過儀礼に伴う祭祀に関わる遺物であると考えられるが、古代の律令体制下において儀礼が定型化した結果、ミニチュア土器が用いられているものと考えられる。甲斐国府から東海道横走駅の間には加吉、河口、水市の三つの駅家が所在したことが『延喜式』から読み取れるが、筆者は三十里、現在の距離で約一六キロメートルという駅家間の距離の配分等から甲斐国府の最寄りの駅家は国府と近接した位置に置かれていたと推測している（杉本 二〇一七b・第7・8図）。横堰遺跡A地区は国府所在地



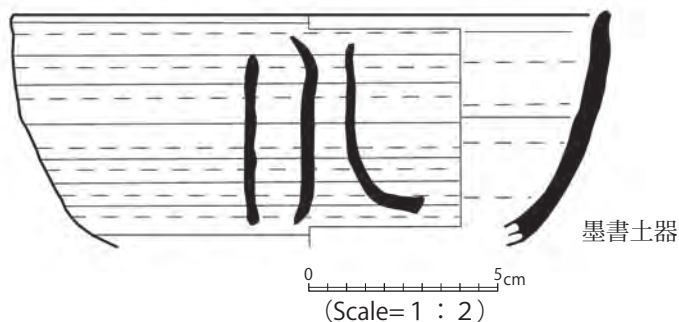
写真1 鯉ノ水遺跡 古代道路遺構

に推定される笛吹市春日居町国府及び同市御坂町国衙から離れた位置にあり、甲府盆地の平坦な地形から御坂山地の傾斜地形に差し掛かる地点において甲斐路を往来する国司などの役人が御坂峠を越える際に通過儀礼を行っていた祭祀遺跡であることが示唆される。

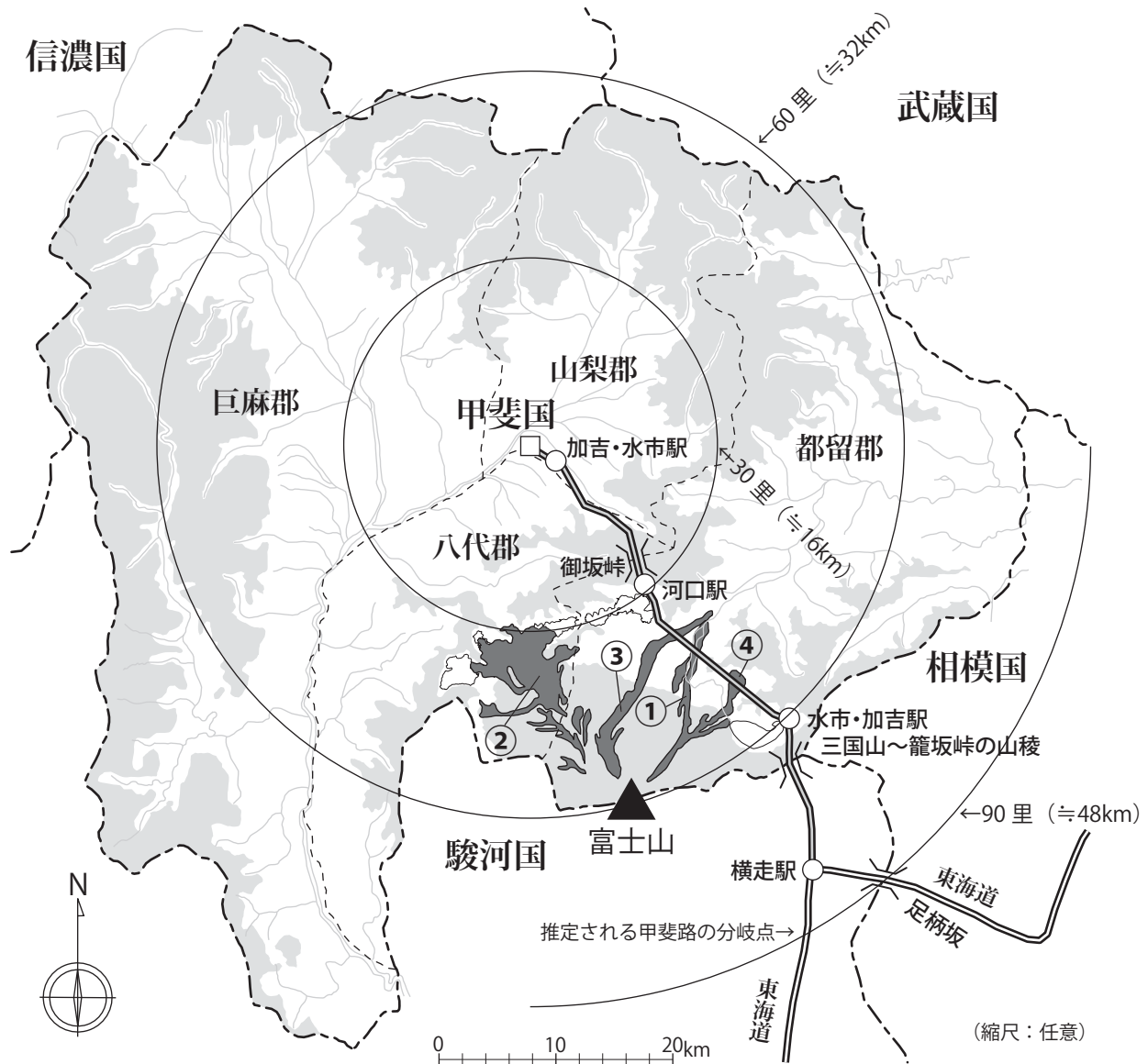
富士河口湖町河口の鯉ノ水遺跡において検出された古代の東海道甲斐路の道路遺構（写真1）は、現状の町道と重複するため調査が及ばなかった範囲があるが、版築工法で形成

された硬化面の幅が約四メートルあり、推定される道路幅は六メートルである。東海道の本道が静岡県及び神奈川県内の調査事例から一二メートルであることが明らかになっており、支道である甲斐路は半分の幅である可能性が濃厚となっている。この道路遺構から推定される東海道甲斐路の経路に沿って、鯉ノ水遺跡の東方に形成された古代の集落が滝沢遺跡（第3図④）であり、検出された竪穴建物群は東海道甲斐路の軸線に平行するように規則的に配置されている（杉本・御山 二〇一五）。鯉ノ水・滝沢遺跡の北方約二キロメートルに西川遺跡（第3図③）があり、試掘確認調査及び工事立会により奈良・平安時代の遺物が多数検出されている（杉本 二〇一〇・二〇一一）。河口の地名を示すと考えられる「川」の字が記銘された八世紀中ごろの須恵器の坏が出土し、河口の地名が当該期に存在したことを傍証する資料である（第6図）。このほか須恵器の壺もしくは甕の破片を二次的に硯として使用した転用硯や墨痕が付着した土師器の坏の破片が認められ、同遺跡周辺において筆記行為が行われていたことは疑う余地がなく、東海道甲斐路に置かれた河口駅家に深いつながりをもつ遺跡であると位置づけられる（杉本 二〇一七b）。西川遺跡が駅家の本体に関わるのに対し、滝沢遺跡は駅の運営に大きく関わる駅戸集団が居住した集落と考えられる（杉本 二〇一六）。

西川遺跡から鯉ノ水・滝沢遺跡にかけての東海道甲斐路の経路は、旧来の河口湖の湖岸線に沿って設けられていると考えられる（杉本 二〇一三b）。特に現在の寺川橋付近では道筋が東へ直角に屈曲すると考えられ、河口は駅家の所在地として推定されるとともに駅に伴う津の存在も示唆される。

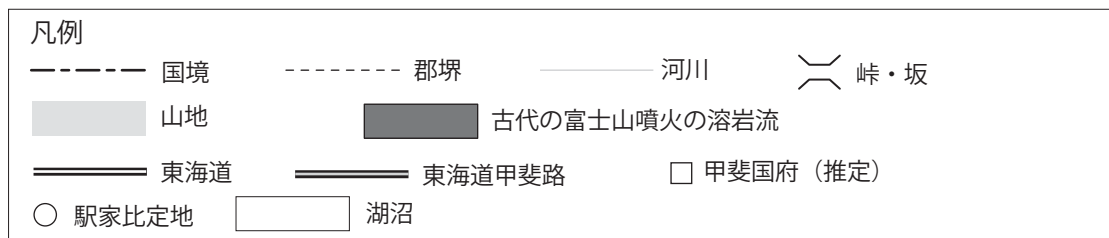


第6図 西川遺跡出土資料 実測図

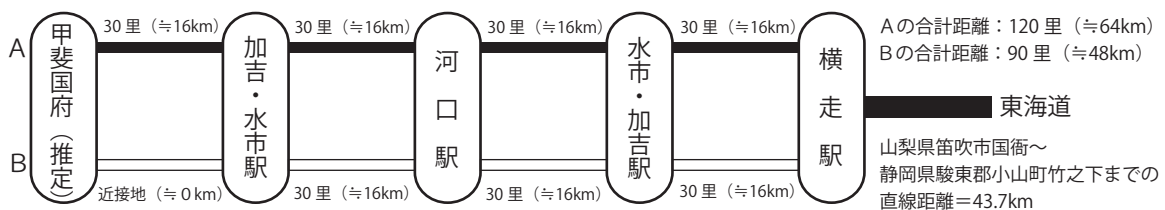


①～④古代の富士山噴火の溶岩流

- ①檜丸尾第2溶岩流：延暦19～21年（800～802） ②青木ヶ原溶岩流：貞観6～8年（864～866）
 ③剣丸尾第1溶岩流：承平7年（937） ④鷹丸尾溶岩流：延暦19～21年（800～802）または12～13世紀？



第7図 東海道甲斐路と古代の富士山噴火の溶岩流と推定国府からの等距離線（杉本2017bより転載）



第8図 東海道甲斐路の駅間距離（杉本2017bより転載）

富士山の貞観の噴火と甲斐路

『日本三代実録』の記録によると富士山は平安時代の貞観六年（八六四）に大噴火を起こしている。現在の青木ヶ原樹海の基盤となっている溶岩流（第7図②）を噴出した大噴火で、発生地は富士山の北西麓の側火山や割れ目状の火口群である。噴火の最初の報告は駿河国から出されているが、激甚災害の発生地は甲斐国側であり、駿河国から遅れて甲斐国から朝廷に惨状が報告されている（富士吉田市 二〇〇〇）。この噴火を契機として甲斐国側に浅間明神を祀るよう翌年（八六五）に勅命が下る。「郡家以南」に浅間明神が祭祀されたことが同書から読み取ることができる。貞観の噴火の報告は、東海道甲斐路を通じて甲斐国司から発せられたと考えられ、甲斐国の惨状の急報を伝える重要な役割を担ったと捉えられる。また、噴火を契機として建立・祭祀された浅間神社は、激甚災害地を目視し得る富士山麓にその所在地を想定することが妥当であり、国の鎮守を司る富士山の噴火を勅命により鎮静を祈願することは甲斐国司の果たすべき重要な任務であったことが想像される。甲府盆地に所在したと想定される甲斐国府から激甚災害地を直視する富士山麓の神社・祭祀場へ国司が赴くのに際し、東海道甲斐路を通行したと考えるのが無難であり、同道が富士信仰の原形である鎮火祭祀に資する参詣道としての役割を担い始めたことが推測される。後世の道者による大衆登拝とは性格が異なるが、東海道甲斐路とその継承路であると考えられる鎌倉街道が富士山の参詣道としての機能を兼ね備えるのは平安時代の貞観の噴火に初源を求めることができる。

東海道甲斐路の断絶とその後

鯉ノ水遺跡で検出された古代の東海道甲斐路の道路遺構は、版築工法により設けられた道路の硬化面の上を砂礫層が覆った状況が認められ、砂礫には大量の土器片が混入していた。この砂礫は、鯉ノ水遺跡の東方の霜山の西麓で発生した土石流が流下した際にもたらされたものであると推測される。霜山西麓に展開する

古代の集落遺跡である滝沢遺跡の一部を破壊しながら流下したと考えられ、このため多量の土器片が混入したとみられる。土器片を分析した結果、平安時代の十世紀前半のものが最も新しい時期のものであり、土石流の発生時期として認識できるとともに、道路遺構がその時期以前に機能していたことを示す重要な物証となっている。鯉ノ水遺跡の発掘調査の結果、土石流は道路遺構を覆うだけでなく一部を破壊してさらに西に流下していることが判明している。このことから、平安時代の十世紀前半の段階で東海道甲斐路は大きな損傷を受けていることが明確となった。甲斐国の政治上重要な律令官道・駅路が寸断されたことから早急な復興が必要であったことは想像に難くない。しかしながら、鯉ノ水遺跡では試掘確認調査を含め、鎌倉街道に直交して東西に幅広く調査をしたことにも関わらず、代替路の痕跡は認められなかった。東海道甲斐路の道路を覆った砂礫層の上面に後世の道路遺構が検出されているが、僅かながら出土した遺物から十六世紀以降に位置づけられる道路と見られ、古代から大きく空閑期が存在する。また、東海道甲斐路の通過地と考えられる富士北麓地域では、同じく十世紀前半の承平七年（九三七）に剣丸尾溶岩流（第7図③）が富士山の噴火により流下している（富士吉田市 一九九八）。溶岩流は富士吉田市内暮地まで達しており、東海道甲斐路が被災した可能性は高いと考えられる。鯉ノ水遺跡付近での土石流、富士河口湖町と富士吉田市との行政境付近を剣丸尾溶岩流が流下したことにより、東海道甲斐路は大きな変容を遂げたと考えられる（杉本 二〇二三a）。富士吉田地域の古代の東海道甲斐路の経路については、渡邊稔氏が地形等の分析から検討を行っている（渡邊 二〇一七）。十世紀前半以前の古代の東海道甲斐路と、十世紀半ば以降の東海道甲斐路、中世初頭段階の鎌倉街道には経路に大きな差異が生じている可能性がある。

仏教僧の移動経路からみた鎌倉街道

「日蓮上人註画讃」によると、鎌倉時代の弘安五年（一二八二）九月八日に身延を出発した日蓮は、九日に大井（中央市）、十日に曾根（甲府市）、十一日に黒

駒（笛吹市）から御坂峠を越え、十二日には河口（富士河口湖町河口）に宿し、十三日に呉地（暮地・富士吉田市・第3図⑥）、十四日に竹下（竹之下・静岡県駿東郡小山町）、十五日に関本（神奈川県南足柄市）、十六日に平塚（神奈川県平塚市）、十七日瀬谷、十八日に武蔵荏原郡千束郷池上村（池上）に至り、十月十三日に同所で亡くなっている（堀内 二〇一六）。堀内眞氏は「死期間際の日蓮が、九月八日に身延を発つて、十八日に武蔵国千束郷に至る途中、御坂の險路を越えて河口に宿し、翌日は山越えて隣接の暮地に宿した遅い歩みを伝えている」と解釈したうえで、「黒駒、河口と進む道筋は、後の鎌倉往還に相当するが、暮地へ山越えしたのが脇道にそれたのではなく、本道を歩いた結果だとすれば、当時の鎌倉街道は、その後の道とは異なっていたことになる」と指摘しており、河口から東に連なる山稜を越えて直接暮地に至る経路の存在の可能性を提示している。この点は、富士河口湖町河口の鯉ノ水遺跡において十世紀前半に土石流で破壊された道路の線形を踏襲する災害直後の遺構が検出されなかったという調査結果につながるものであり、十世紀以降のしばらくの間は鎌倉街道が河口から山越えの経路を代替路として用いていたことが推測される（第3図）。

さらに堀内氏は、日蓮が呉地（暮地）に宿した翌日に「東海道の要衝、竹下（竹之下）に宿泊した」という記載内容から、「暮地から桂川を徒渉して明見、内野から平野坂を越えて平野から竹之下に下るツナ坂（第3図⑦）越えの道をとったことになる」と述べている。このことから平安時代の承平七年（九三七）に流下したとされる剣丸尾溶岩流を迂回している状況も示唆される。また、近世の鎌倉街道のように山中湖南岸の山中から籠坂峠を越えて須走（駿東郡小山町）に通じる経路ではなく、山中湖の北東岸の平野から中日向を経て竹之下に至る経路が想定されている。江戸時代後期に編纂された『甲斐国志』において、籠坂は險阻な道で通行が難しかったが、江戸時代の宝永四年（一七〇七）に発生した富士山の宝永の噴火によりスコリアが大量に降下したため峠の地形が緩やかになり、以降籠坂を越えるルートが盛んに使われるようになったとされ（雄山閣 一九六八）、宝永年間以前は籠坂が主要な峠道でなかったことが読み取れる（杉本 二〇一七

a）。堀内氏の指摘のとおり、中世段階では籠坂ではなく、ツナ坂など三国山から大洞山にかけての山稜上の峠を通過する経路を比定することが妥当であろう。

戦国期の城館・関と鎌倉街道

鎌倉街道の沿道には戦国期のものと考えられる城館が点在している。甲府盆地側から順にたどると、御坂峠への登り勾配の地形に差し掛かる笛吹市御坂町黒駒に駒木戸口留番所跡がある。黒駒関を継承する施設と考えられるが、軍事的に設けられた関であるとともに、富士山に参詣する道者から関銭を徴収する役割を果たしていた（山下ほか 二〇一六）。鎌倉街道を進み御坂峠に達すると山稜上に東西約五〇〇メートルに及ぶ空堀と土塁がめぐる御坂城跡（笛吹市御坂町・富士河口湖町）がある。天正十年（一五七二）の天正壬午の乱に際し、相模の後北条氏によって築かれた砦で、峠の往來を掌握する目的で構えられたものである。御坂城の築城に伴う大規模な造営の結果、峠の景観は大きく変容し中世以前の峠の原形はうかがい知ることができない。御坂峠から九十九折の山道を河口湖に向かって下ると、河口（富士河口湖町河口）に到達する。河口は御師が道者を受け入れる宿坊が軒を連ねていた信仰登山口集落のひとつであり、黒駒関と同様に関が設けられ道者から関銭を徴収していた。河口から南に進み、浅川を経て対岸の船津（富士河口湖町）に達する。河口から船津へは陸路の鎌倉街道を南進する場合と河口湖の水上交通・航路を船で渡る場合があった。船津から鎌倉街道は富士北麓を東に向かって横断する経路に転換する。この転換である船津を見下ろす位置に嘯山がある。天上山とも呼ばれ、山頂には烽火台があり、南の裾には船津鐘突堂が配され、有事の際に情報伝達の役割を果たしていたと考えられる。船津から東進すると剣丸尾溶岩流の上に丸尾地藏堂（第1図⑤）がある。ここには船津関が置かれていたと考えられている。山梨県指定有形文化財「富士御室浅間神社文書」に含まれる武田晴信安産祈願文（写真2）は、弘治三年（一五五七）に相模の北条氏政に嫁した娘の黄梅院の懷妊に際して出されたものであるが、安産が叶った折の代償として文中に「抜船津関鎖」とあり、船津関を廃する旨が記載されている。

行程から推定される山越えのルートから山裾部を迂回するルートに変容した可能性が浮かび上がる。船津関の比定地である丸尾地藏堂の南北には「信玄築石」と呼称される石塁が設けられ軍事上の防御施設としても重要な地域であったことが示唆される。剣丸尾溶岩流の台地を下り東進すると上吉田（富士吉田市）に至る。上吉田も河口と同様、富士山を参詣する道者を受け入れる御師が宿坊を構えていた信仰登山口集落である。元龜三年（一五七二）に現在の南北方向の御師集落に転換する以前は、東西に伸びる「古吉田」があり、その東端に吉田城山が築かれている。さらに東方には忍野鐘山があり、城館跡が鎌倉街道の経路が結ぶように連なっている。平山峠を越え忍草・内野（忍野村）を経て山中湖畔に達する。『甲斐国志』によると中世段階の関所が山中湖北岸の平野に置かれていたとあり、鎌倉街道は山中湖の西岸から北岸を経由していたことがわかる（雄山閣 一九六八）。このことから中世段階の鎌倉街道は籠坂峠ではなく、ヅナ坂などの別の

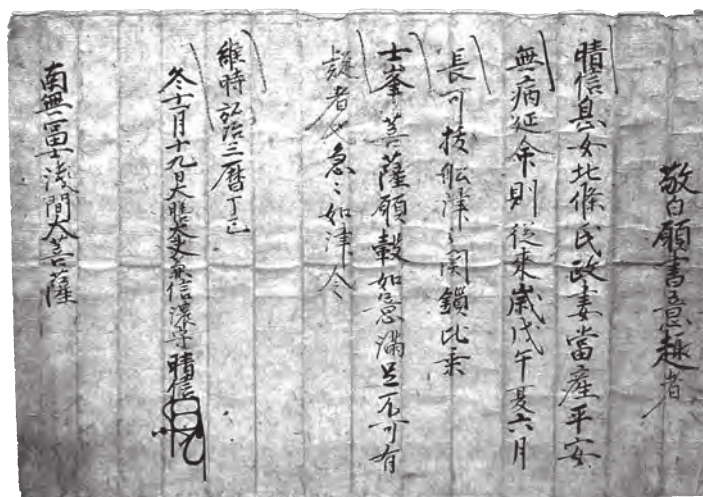


写真2 「武田晴信安産祈願文」（富士御室浅間神社文書）

関を廃することにより関銭の徴収がなくなり、道者の往来が増加して富士信仰の隆盛につながることを意図としている（勝山村 一九九七）。戦国期の段階に船津関が存在したという記述から、鎌倉街道を通じて上吉田の御師集落に集う道者が多くいたことが示唆され、御坂峠を越えて河口、浅川、船津を経る近世の鎌倉街道の経路に共通する参詣路が定着していたと考えられる。したがって、前述の日蓮の

峠を越えていた可能性が高いと考えられる。戦国期の城館・関の分布から中世段階の鎌倉街道の経路を特定することが可能であろう。

近世の川口御師集落と鎌倉街道

河口（富士河口湖町）は、近世には川口と表記され十二坊の御師から分家が進み、文化七年（一八一〇）「惣御師姓名書抜覚帳」（本庄元直家文書）には、一二九軒の御師の名前が書上げられている（菊池二〇一六a）。この御師が展開した河口（川口）の集落の姿を記録した絵図が河口浅間神社に伝えられている。平成二十七年（二〇一五）に表装がなされ、「河口村絵図」という仮称が付され、約五メートル四方の大きさをもつ検地絵図で、菊池邦彦氏は寛文九年（一六六九）に書かれたものと推定している（菊池 二〇一六a）。同絵図をトレースしたのが第9図である。精巧に測量がなされ、現代の地図と比較しても遜色のない精度を有する。西川の右岸が切り取られているため、河口（川口）の全容を示していない点が惜しまれる。鎌倉街道は御師集落を南北に縦断し、南端の寺川を渡河すると東に屈曲する状況、湖畔を南進する経路と霜山から産屋ヶ崎に伸びる稜線上の追坂を超える経路に分岐する状況を読み取ることができる。この絵図が作成された段階では御師の宿坊をはじめとする屋敷は鎌倉街道沿道の南北の木戸内の範囲に限定されている。集落の区画に着目すると、集落の西端に沿った区画は直線を基調としていることが分かる。これは鎌倉街道の前身である東海道甲斐路に由来する古代官道にみられる直線の線形の名残であると推測される。これに対し鎌倉街道の線形は河口浅間神社参道と交差する地点を境に軸線が異なることが認められる。参道以南は集落の西の直線と平行しており、古代以来の区画を踏襲していると考えられる。参道以北は軸線が西に向きを変えており、屋敷の区画もこれに対応した配置がみられる。参道の南北で集落の形成時期が異なる可能性が考えられるとともに、中世以降に鎌倉街道の線形を古代に由来する直線基調を残しつつも防御性をもたせるために屈曲させたことと推定される。御師の宿坊などの屋敷地は鎌倉街道に直交する細長い短冊状の区画に配されており、現在もこの地割は継承されてい



第9図 「河口村絵図（仮称）」（河口浅間神社蔵）トレース図

る。同絵図には屋敷地の区画内に朱筆を用いて宿坊や屋敷への路地、いわゆる「タツミチ」の姿が書き加えられており、元来の区画が分筆されている状況などを分析し得る。この絵図にみられる耕地はすべて畑地で、水田は認められない。十七世紀の段階で、この絵図に記録された範囲において水稻栽培は行われていなかったと考えられる。河口（川口）の農業生産力は極めて低く、江戸時代を通して人口が一、〇〇〇人を超えていたとされながら、天明八年（一七八八）の村高は三四七石余にとどまり、自給率の低さを露呈している（菊池 二〇一六a）。この農業生産力の低さを補ったのは、河口（川口）御師の廻檀であり、甲府盆地や中部地方、西・北関東方面の檀那所を廻り配札や祈禱を行なって農作物の寄付を受けていた。

天保九年（一八三八）の「富士登山人改帳」と天保十二年（一八四二）の「富士登山道者人別改帳」（いずれも本庄元直家文書）から、天保九年に川口の御師に寄りついた道者の数は、八十九団体（一名の場合も含む）・三十三人、天保十二年に川口の御師に寄りついた道者の数は、一八七団体（一名の場合も含む）・八五〇人という数字を菊池邦彦氏が算出している（菊池 二〇一六b）。これらは、それぞれの年の夏の開山期の総数であることから、開山期間を六十日間として計算すると、天保九年は一日平均で約一・四八団体・約五・二二人、天保十二年では一日平均で約三・一二団体・約一四・二人という数値が得られた。この数値から、一〇〇人を超える御師がいた河口（川口）において、宿坊の経営は成り立っていないことが浮き彫りとなった。道者を受け入れる宿坊としての実体が薄れていた江戸時代後期以降、鎌倉街道は川口に展開する御師たちの廻檀に用いられる経路として、富士信仰を檀那場にもたらす道としての役割が大きくなっていったと考えられる。また、江戸の富士講の隆盛により繁栄していた上吉田の御師集落への参詣道という性格が色濃くなったと捉えられる。

まとめと課題

鎌倉街道は、古くから甲斐国の主要な交通路であり政治及び軍事上の重要な役

割を担ってきた道路である。遺跡の分布状況から、前身である古代の東海道甲斐路の整備以前から広域的な交流を支えてきた交通路が存在したことが考えられる。山梨県富士山総合学術調査研究委員会では、考古班及び宗教考古班により富士山麓の遺跡のデータを整理し、時代ごとの遺跡分布の変遷や富士山の火山活動の影響（被災や復興の過程）などの分析を進めている。

鎌倉街道及び前身の東海道甲斐路の経路上にあり、麓八海巡りの巡礼地としても信仰の拠点であった山中湖については、湖の成立時期が定まっていない。桂川の源流を堰き止め湖沼化をもたらしたとされる鷹丸尾溶岩流（第7図④）の流下時期に諸説があるためである。山中湖村の北畠遺跡において出土した松鶴鏡の年代観から十二〜十三世紀に成立期を求める説（櫛原 一九九五）と富士吉田市の東端部に流下した檜丸尾第二溶岩流（第7図①）と同時期の延暦十九年（八〇〇）とする説に概ね二分され、古代の律令体制の成立期に山中湖が存在したのか否かが判然としない。富士五湖で最大の面積をもつ湖であり、その存在の有無は歴史景観を大きく左右するのみでなく、交通路の経路、拠点的な集落の配置等に大きな影響をもたらす。参詣道としての鎌倉街道及び前身である古代の東海道甲斐路の経路の特定には、山中湖の成立時期を解明することは不可欠な課題である。考古学、歴史学、自然科学が学際的に追及していくことが望まれる。また、所在地が不確定である甲斐国府域の調査と併せ甲府盆地における古代の東海道甲斐路の経路の分析、道路遺構の検出が求められる。甲府盆地をはじめ、関東西・北部、中部地方の道者が富士山に登拝するために往来した鎌倉街道は、富士信仰の参詣道としての歴史的に重要な意義をもち、その経路及び関連施設、集落等の検証は世界文化遺産富士山の価値を追究するうえでも継続的に行うべき課題であると言える。

註

- 1 山梨県富士山総合学術調査研究委員会の調査成果のほか、筆者が所属する富士河口湖町教育委員会の埋蔵文化財調査、同委員会が事務局となった国記録選択無形民俗文化財「河口

の稚児の舞」の調査事業の成果等を本稿においてまとめた。

2 弥生時代の土器の時期・地域等については、報告書の作成にあたり山梨県埋蔵文化財センター所長・中山誠二氏、日本大学文学部教授・浜田晋介氏のご教示を得た。

3 富士宮市教育委員会の渡井英誉氏の所見による。

引用文献

大隅清陽 二〇一三 「中部山岳地帯における駅制と地域社会」『古代山国の交通と社会』八木書店

勝山村教育委員会 一九九七 『富士御室浅間神社文書』

菊池邦彦 二〇一六 a 「第二章 富士信仰と河口御師 第三節 河口御師」『河口の稚児の舞』富士河口湖町教育委員会

菊池邦彦 二〇一六 b 「第四章 河口御師の大々神楽と稚児の舞 第三節 河口御師と大々御神楽講」『河口の稚児の舞』富士河口湖町教育委員会

櫛原功一 一九九五 「山中湖村北畠遺跡出土の「松鶴鏡・ガラス玉」」『富士吉田市史研究』第一〇号 富士吉田市

杉本悠樹 二〇一〇 「富士河口湖町河口 西川遺跡の調査成果について（報告）」『山梨県考古学協会誌』第一九号 山梨県考古学協会

杉本悠樹 二〇一一 「富士河口湖町西川遺跡出土の古代製塩土器について」『山梨県考古学協会誌』第二〇号 山梨県考古学協会

杉本悠樹 二〇一三 a 「富士山の溶岩流・火山灰災害と復興」『古代の災害復興と考古学』高志書院

杉本悠樹 二〇一三 b 「考古学からみた河口湖の湖岸景観の復元」『山梨県考古学協会誌』第二二号 山梨県考古学協会

杉本悠樹・御山亮済 二〇一五 「土石流災害による遺物の移動からみた滝沢遺跡と鯉ノ水遺跡の関係」『山梨県考古学協会誌』第二三三号 山梨県考古学協会

杉本悠樹 二〇一六 「古代の道と駅」（山梨県立考古博物館 平成二十八年度 考古学講座「古代の甲斐」発表資料）

杉本悠樹 二〇一七 a 「東海道甲斐路の御坂と追坂―地名と遺跡に境を読む―」『古代の坂と堺』高志書院

杉本悠樹 二〇一七 b 「古代東海道甲斐路の駅家に関する歴史地理的考察」『山梨県考古学協

会誌』第二五号 山梨県考古学協会

富士河口湖町教育委員会・山梨県県土整備部 二〇一五 『鯉ノ水遺跡』

富士河口湖町教育委員会・登り坂石油株式会社 二〇一七 『滝沢遺跡（第五次）』

富士吉田市 一九九八 「遺跡の概要」『富士吉田市史』史料編一 自然・考古

富士吉田市 二〇〇〇 『富士吉田市史』通史編一 原始・古代・中世

堀内 眞 二〇一六 「第2章 富士信仰と河口御師 第一節 富士信仰と御師」『河口の稚児の舞』富士河口湖町教育委員会

山下孝司・平野修・間間俊明・杉本悠樹 二〇一六 「鎌倉街道」『富士山 山梨県富士山総合学術調査研究報告』二 資料編 山梨県富士山世界文化遺産保存活用推進協議会

山梨県教育委員会・山梨県土木部 一九八八 「横堰遺跡A地区 ―国道一三七号線バイパス建設に伴う発掘調査報告―」（山梨県埋文センター調査報告書 第四三集）

山梨県教育委員会 二〇一二 「山梨県山岳信仰遺跡詳細分布調査報告書―富士山信仰に関わる調査報告―」（山梨県埋文センター調査報告書 第二八五集）

雄山閣 一九六八 『大日本地誌大系④甲斐国志』第二巻

渡邊 稔 二〇一七 「富士吉田地域の律令官道（駅路）について―大明見の堰場道から推定するルート―」『山梨県考古学協会誌』第二五号 山梨県考古学協会

第三章 「川口御師」 本庄家の建築について

北川 洋

はじめに

川口（富士河口湖町河口）は、鎌倉往還の宿駅であると共に、中世末以降、富士山信仰の拠点として、いわゆる御師の集住する御師町の一つとして知られている。富士講の御師町としては、山梨県内では他に上吉田（富士吉田市）、静岡県内で須走、富士宮などが知られるが、今も御師としての活動が続いているのは上吉田のみで、さらに、当時の様子を示す建築が複数残るのも、上吉田と川口のみと言って良いだろう。

現在の河口集落は、国道バイパスの開通後、浅間神社を中心に静かなたたずまいを見せており、かつて御師集落だったことを示す痕跡を見つけ出すことも難しくなっている。そうした中で、「梅谷」本庄元直家（以下本庄家と記す）は御師住宅の姿をとどめている数少ないものの一つである。

今も多くの御師住宅が残る上吉田では、本御師と言われる古くからの御師家と町御師と言われる新興の御師家があるが、通りの両側に間口が狭く奥行きが長い町割がなされ、マエノカワの奥に屋敷を持つ本御師では、タツミチの奥の中門をくぐったところに主屋があり、タツミチの両側には前屋敷が配される。主屋は中門から入って正面に玄関を持つ切妻の妻入りで、奥に座敷と「御神前」と呼ばれる神殿（神棚）を祀った部屋を持つものが多い。重要文化財に指定されている小佐野家や外川家は、その典型である。（1）

川口では、同様に街道に沿って奥に細長い敷地割りがなされ、「川口十二坊」と称される有力御師が慶長期に遡って確認されるが、現存するものは少ない。一方、街道に面した前屋敷では、板葺屋根の妻面を通りに向けた形が多いが、上吉田とは違い、屋敷の南側に空地をとって引き込み路とし、南側の平側に入口を持つものが多い。

が多い。

奥屋敷として現地に残る数少ない例が、本稿で取り上げる本庄家である。川口の御師住宅に関しては、これまでも先行調査・研究が多くあるが（2）、本稿では、平成二十九年十月から十一月に行った建物実測調査によって得られた知見に基づいて述べる。

「梅谷」本庄家の建築

本庄家は、川口十二坊と称される有力御師の一つ「梅谷」をつぐもので、河口浅間神社のほぼ門前に位置し、タツミチを入って呑川（ノミカワ）を越え、中門を潜る。ほぼ正面に玄関を向けて主屋が建つが、現在はその奥に新しい住居が建てられている。

中門は、一間一戸の薬医門形式、切妻造。両側にそれぞれ二尺弱の袖塀が付く。鏡柱は約四寸五分×七寸五分で、柱間約八尺。男梁とそれを受ける持ち送りには木鼻様の装飾が付くが、それ以外に装飾的なものはなく簡素で、門扉も豎羽目貼りの框戸である。現在の屋根は垂木を省略して厚板を葺き、亜鉛鍍鉄板の一字葺である。（写真1）

主屋は、中門（道路）側に妻面を向ける二階建切妻造、長尺鉄板瓦棒葺き。（写真2）内部は確認できないが、周囲は自然石を基礎に据え、土台を回して柱を立てる。一階柱は側柱も含めてほぼ四寸角



写真1 タツミチから見た中門と主屋

で、大黒柱のみ約七寸×九寸である。それに対して二階柱はバラツキがあり、四寸から三寸五分程度のものもあり、また面皮材もある。梁組はすべて製材（角材）である。小屋組は約三寸五分×四寸五分角の材が二尺間隔で軒桁から棟木までの二間（十二尺）をつなぎ、垂木を兼ねて直に野地板を葺く。壁は主に土壁漆喰塗り、一部に左官による装飾のようなものも見られる。ただ座敷や玄関の間など改装されていて不明のところも多い。主屋平面は二列型で、中門のほぼ正面に式台玄関がある。南側に「玄関の間」から「中の間」、「十帖の間」と続き、食い違つて鉤の手北側に上段となる「奥の間」がある。（写真3）一方北側は、大戸から土間に入り囲炉裏を持つ居間「囲炉裏の間」に上がる。（写真4）その奥には六帖間（納戸）を挟んで「奥の間」に続く。南と西側には幅四尺の広縁が回り、居間か



写真2 主屋正面（東面）



写真3 十帖の間から奥の間を見る



写真4 土間から囲炉裏の間を見る

ら六帖間北側も縁側がある。（現在は塞がれて収納になっている）また、土間の北側は一間突き出して、現在は仕切られた台所になっているが、かつては土間と一体で台所だった。（3）また、奥の二室のみ天井が高く竿縁天井になり、それ以外は根太天井である。根太天井は簀の子板ではなく、部屋の隅に開閉式の通風口が見られる。二階は前述のように垂木を兼ねた登梁で軒桁と棟木をつなぐことで、広い空間を作り出している。（写真7）奥の座敷部分は天井が上がった分、二階床も一段上がって梁が回り、根太を渡して床板を敷いている。

考察

本庄家は、上述のように河口集落に残る他の御師家とは形式が違って（4）、

はじめに右記の記述があり、小規模な修理程度ではなく、また記述が寛政三年のものまである。しかし、現在の建物の規模に比べて材料・手間とも記述が不足しているように思える。一方で、「かや人足」と言う項目があり、屋根が茅葺きだったことが考えられる。詳細は別稿に譲るが、いずれにしろ、これだけから全体を判断するのは難しい。登梁を含めた現在の屋根材は比較的新しく、茅葺き屋根から現在の板葺き型の緩勾配屋根に改変されたとも考えられるが、二階の軒桁には茅葺きだった痕跡は見当たらない。従って、のちに一階座敷回りを含めて大幅に

むしろ上吉田のものに近いものと言えよう。しかし上吉田では多く見られる「御神前」に当たるものは見られず、必ずしも同じではない。また、奥の二室は天井が高く取られており、胴差の高さも違う。(写真5) 低い方の梁を柱に差した鼻先の枳や楔などが座敷側に出ているなど不自然な箇所もいくらか見られるので、改築あるいは別の建物を継ぎ足していると言ったことも考えられる。

ところで本庄家所蔵文書に「普請人足覚之帳」(安永五年)があり、これまで、この建物の建築年代の根拠とされてきた。(写真6)

安永五 丙申 十一月十一日新立日

同 同 二十六日龍柱日

同 十二月四日棟上日



写真5 広縁側から見た胴差
(左が十帖の間)



写真6

改造されているか、全面的に建て替えられているとみるべきである。

さらに、中門の主屋側すなわち西北面の梁等に焼損がある。(写真8) 言い伝えによると「宵恵比寿ノ大火事」(文化六年)で川口の八六戸が焼けたと言うことなので(5)、あるいはこのときに当家も火災に遭い、全焼あるいは一部焼失して、のちに改築あるいは新築されたと考えるのが自然である。ちなみに主屋では火災の痕跡は見当たらず、火事で中門だけが火をかぶり、主屋が無事であったとは考えにくい。

川口の御師は主に北関東から信州など、甲府盆地から御坂峠を越えてくる登拝者を迎えていたが、近世後期になると江戸を中心とした地域の富士講が盛んになり、富士山周辺の御師町の中では、上吉田が栄えるのに対し、川口は比較的早くから衰退し、元々の宿駅としての機能の他、農家も多く見られるのが実情であった。そして、養蚕から甲斐絹の織物も盛んに行われた。そうした目で見ると、本庄家以外の御師として知られている家も、茅葺きであったり、土間を広く取っていたり、また道路側にミセを開いていたりと、上吉田のような純粹の御師とは違っていたようである。(6) 本庄家は、そうした中で、むしろ上吉田にならうように格式を持たせた形を整えようとしていたのではないだろうか。しかし、二階の広い空間や、一階根太天井に通風口のようなものが見られることなどから、やはり養蚕を、少なくとも副業として営んでいたと考えられる。上吉田では、御師が農

業や生業を持つことをよしとせず、近代以降も神職や教師などの限られた職業に就くべきと考えられていたのとは、かなり違うようである。

おわりに

今回の調査は、初めに記したように、本庄家の建物を建築史的な視点で実測調査し、記録として残すことを主眼とした。しかし限られた時間の中で、かつ現状での目視に留まっているので、十分とはいえない。また、本稿では歴史のあるいは民俗学的な視点など、総合的に見たときに不十分な点が多く残っているが、今後の課題としたい。

最後に、調査を心良くお許しいただいた所有者の本庄元直氏に謝意を表したい。

註

- 1 「富士山吉田口御師の住まいと暮らし」富士吉田市教育委員会・平成二十年、「山梨県指定有形文化財 旧外川家住宅保存修理工事報告書」富士吉田市教育委員会・平成二十二年
- 2 「河口集落の歴史民俗的研究（山梨県立博物館 調査・研究報告7）」平成二十六年 ほか
- 3 「山梨県史 文化財編」山梨県・平成十一年
- 4 「山梨県の歴史的町並―堅家と横家―」（甲斐の美術・建造物・城郭より）伊藤裕久・平成十四年
- 5 「河口村沿革記事」草稿 中村虎蔵・大正四年
- 6 4に同じ

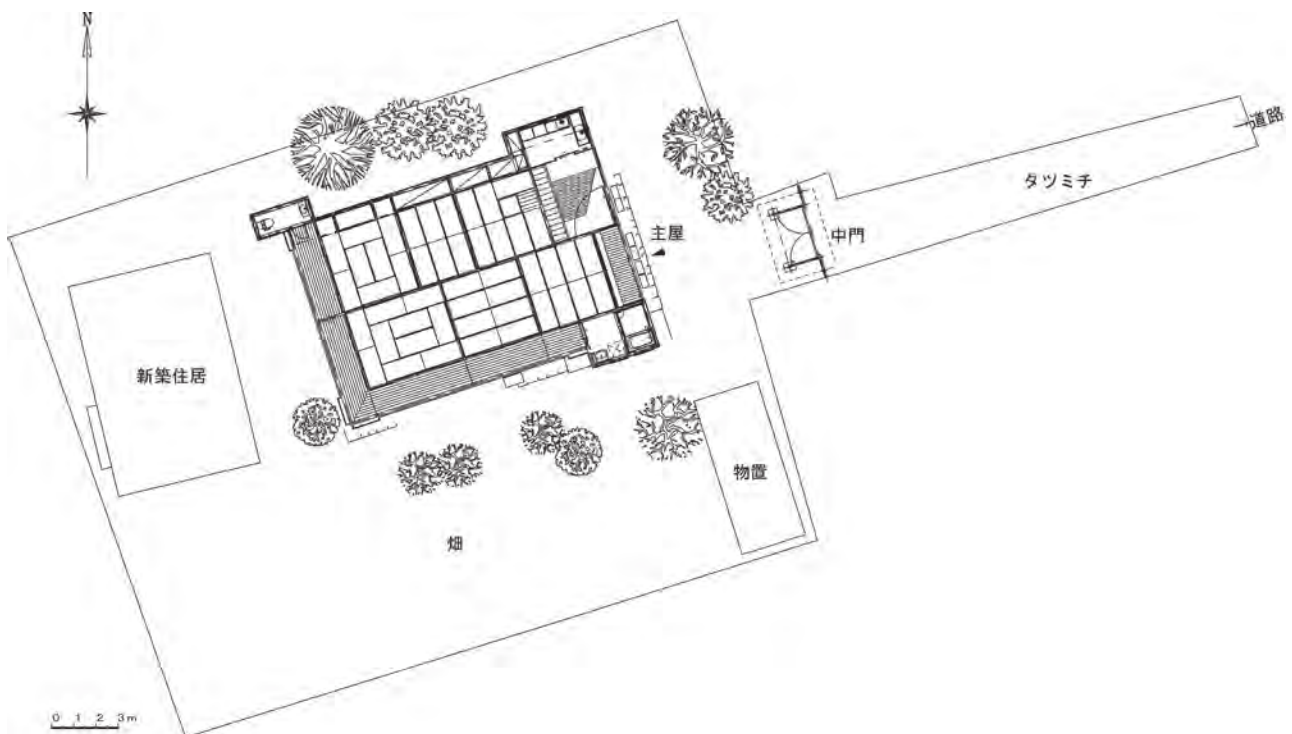


図1 配置図

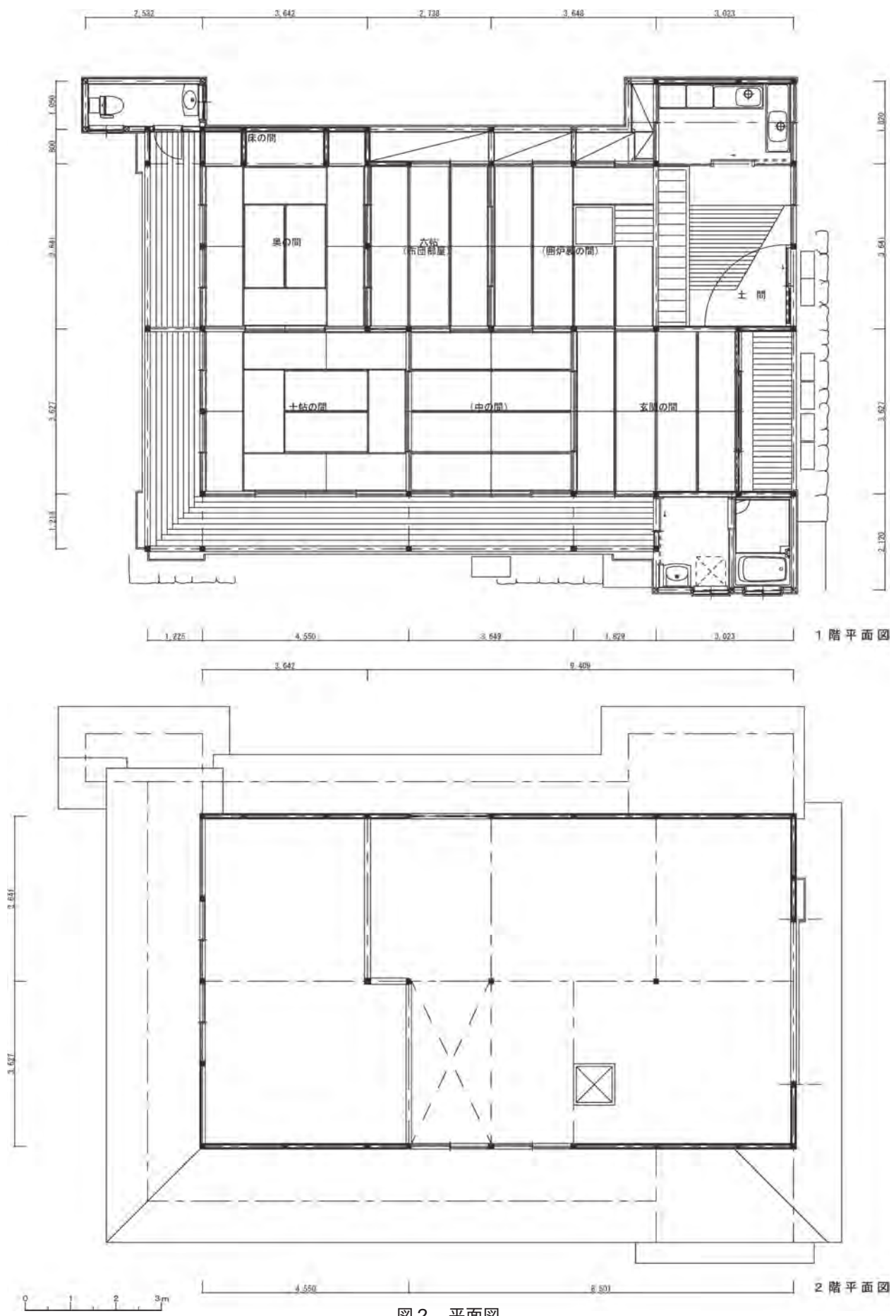
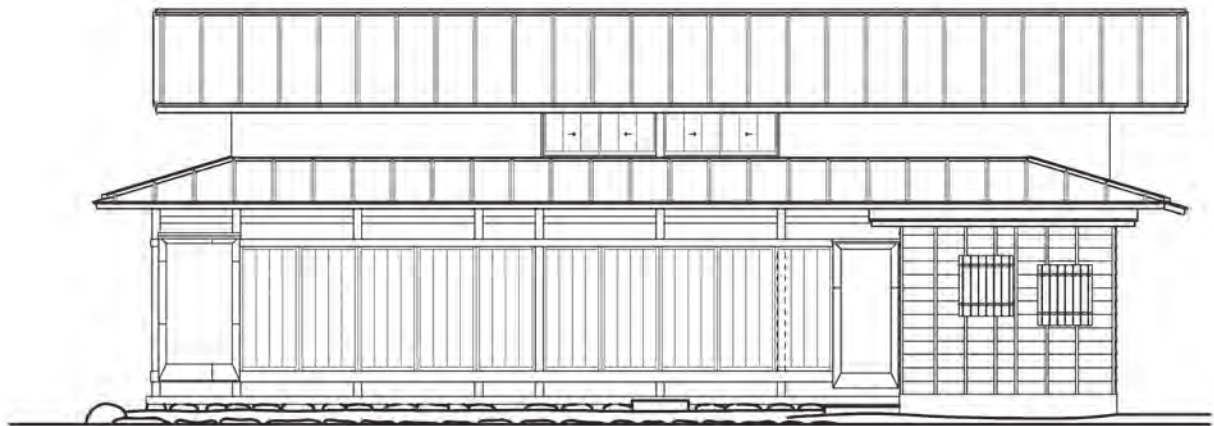


図 2 平面図



東立面図



南立面図

図3 立面図

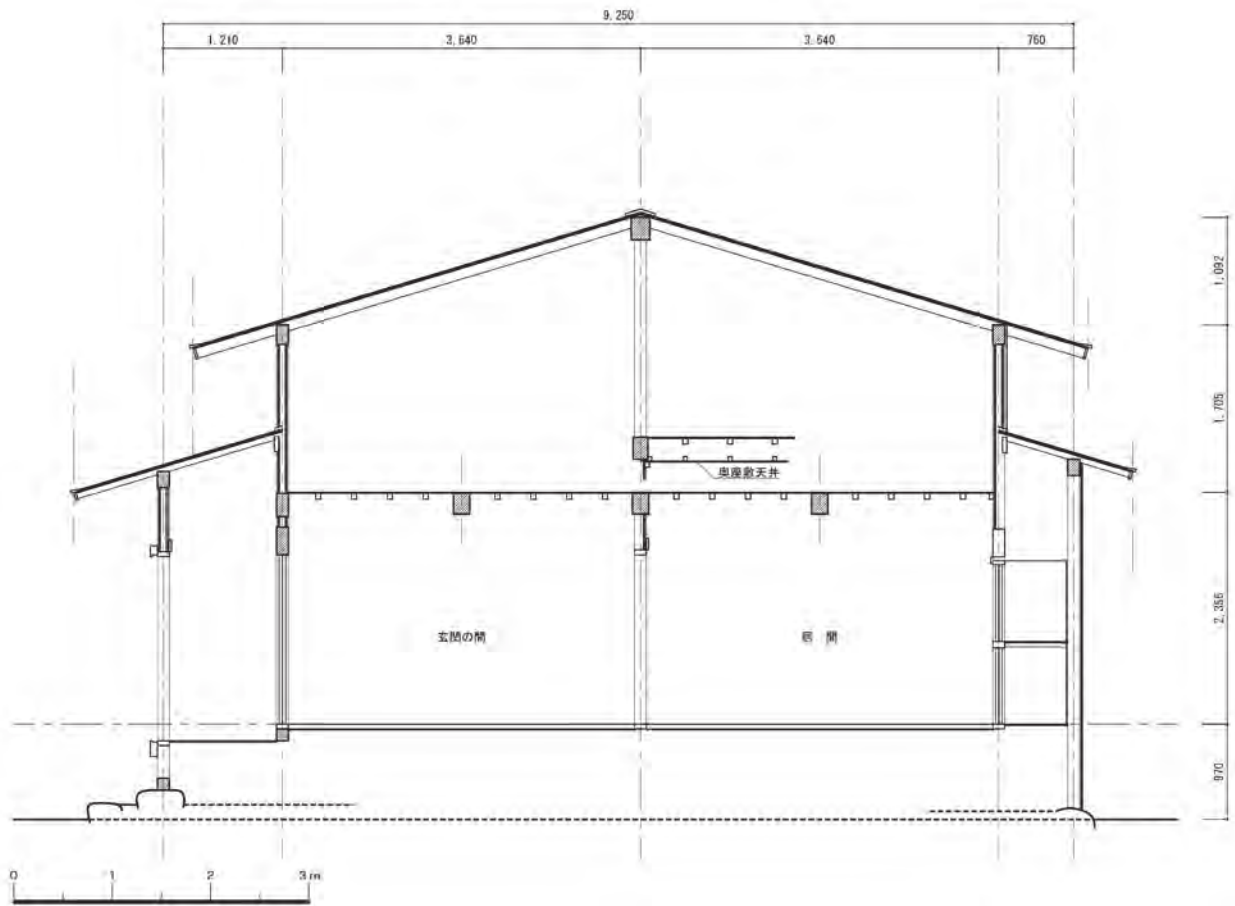


図4 断面図

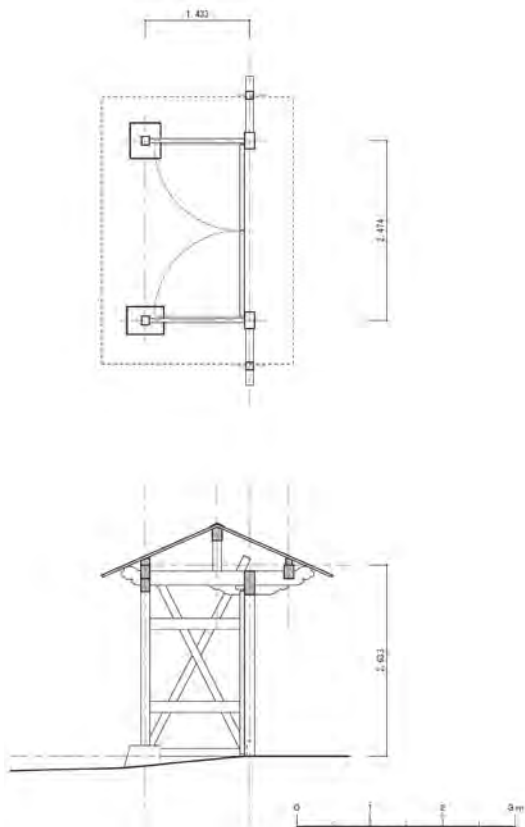


図5 中門平面図・断面図



写真7 2階内部



写真8 中門の焼痕

第四章 御師梅谷本庄家の住まいと什器

松田 香代子

一 河口の集落と河口御師

(一) 集落の概観

河口は、富士五湖のひとつ河口湖の北東側に位置する集落である。河口集落は、河口湖沿岸地域の中でも川に恵まれた環境にある。集落の南西側は湖に向かって開けているが、西から北、東側にかけての三方は山に囲まれている。とくに北側の御坂山地は、甲府盆地と郡内地方を隔てる壁となっている。その御坂山地とそれに連なる山々から、梨川・西川（疱川）・寺川・六首川・山の神川・鯉ノ水川の六河川が、集落の中を通って湖に注いでいる。つまり、河口は富士山に向かって南向きの水利のよい平坦地に集落が展開した、他に比べて立地条件に優れた地域だといえる。

また、河口湖沿岸部では湖のことをウミと呼ぶが、河口では眼前に広がるウミを積極的に利用してきたというわけではなかった。むしろ集落は湖岸から離れた内陸に立地しており、サカヤ（社上山）と呼ばれる里山に接してヤマの恩恵を受けてきた村であった。サカヤでは、旧暦三月三日から四日の女の節供にスシヒラキという山遊びが行われた。開花が間に合わない桜の花の代わりに木の枝に晝れ着を掛けて、老若男女が一日食べたり、歌ったりしたという古い習俗を伝えてきたもので、このサカヤのスシヒラキが終わればいよいよ本格的な農作業や山仕事が始まるのである。

しかしその一方で、ウミよりヤマに依存した河口の暮らしは、自然災害の脅威にもさらされてきた。河口湖には周辺の山地から流入する河川はあるが、流出する河川はない。大雨が降ると増水した水の逃げ場がないため、湖岸の村々は幾度も洪水被害に見舞われた。とくに、明治四十年（一九〇七）と四十三年の大豪雨

では、湖水が七メートル以上増水し、甚大な洪水被害をもたらした。県道・村道も至るところで水没し、波打ち際の家屋の浸水は屋上まで達した。罹災した人々は避難するか、二階住まい、あるいは応急の小屋掛けをしてしのいだが、避難生活は長期間に及んだ。学校の登下校も船によって行き来し、主要道路も水没したため山越えて上吉田へと向かったという。そして、これが契機となって北海道へ移住したり、知り合いを頼ってアメリカへ移住したりした人達もいた。

また、河口はウミの洪水のほかにジャクツトビという土石流災害にも何度か遭っている。大正十四年（一九二五）、大雨による出水で梨川沿いの斜面が大崩落し、大石との中間にある広瀬が埋没した。同様に、横町付近でも山ノ神下から土石流が併流して山の神川が埋まる被害が出た。このように山肌が崩れることを「ビヤクが飛んだ」といい、『勝山記』にも明応七年（一四九八）八月の大風雨によって、西海（西湖）、長浜、大田輪、大原（大嵐）の各集落がことごとく「壁ニヲサレテ」多数の死者を出したという記事が載っている。昭和五十八年（一九八三）には、台風による大雨で字宮ノ上や字炭焼、寺川などに土石流が流れ込み、川がせき止められて洪水被害を増幅させた。「ビヤクが飛ぶ」というのは、泥流が山の斜面を岩や立木をはね飛ばしながら勢いよく流れ下る様子を表わす言葉だと考えられる。

(二) 河口浅間神社と河口御師

このようなヤマの暮らしに依った河口は、集落の中央を通過する主要道路と古くから関わりがあった。ここに古代から鎌倉往還（鎌倉街道御坂路）が通り、河口は甲府盆地から難所の御坂越えをして最初にたどり着く宿であった。御坂からの富士山は、河口湖をたたえて絶景だと評されてきた。この河口の宿は街道に沿って家並みが続き、上宿・中宿・下宿と横町とに区分され、現在もそれを受け継ぐ形で上町・中町・下町・横町とに分けられている。

河口の外観は鎌倉往還の両側に短冊形に屋敷が並ぶ街村の形をなし、その中心付近に河口浅間神社が鎮座している。平安前期の貞観六年（八六四）、富士山の

大噴火により甲斐国八代郡の本栖海（本栖湖）と剱の海に火砕流が流れ込み、甚大な被害が出た。そのため、駿河国のほかに甲斐国にも浅間神を祭祀することとなり、八代郡下の南に浅間明神の祠が祀られたという。この八代郡下の浅間明神を河口浅間神社に比定する説があり、現在も河口では浅間神社を火の神を祀る意味でアサマジンジャと称している。

この河口浅間神社を拠点として、河口には御師と呼ばれる宗教者が多く居住していた。河口御師は富士山の信仰を布教するため各地を廻檀してお札を配り、さらに夏、信仰登山のためにやってくる道者の宿泊・休憩、飲食の世話などをした。河口御師の発祥の時期は不明であるが、伝承では十二坊と呼ばれる一二軒の家が祖となり、そこから分かれて一時は一〇〇軒余あったとされる。

慶長十年（一六〇五）の文書によれば、御師十二坊とは駒屋・玉屋・友屋・大黒屋・関屋坊・瓶子屋・猿屋・俵屋・糠屋・上の坊・梅谷・うつほやであると言われる（『河口の稚児の舞』二〇一六年ほか）。大正五年（一九一六）の『南都留郡河口村取調書』によると、御師一二坊は旧家であり、江戸時代の名主・長百姓等はこの名門あるいはその一類が務めたとあり、一二坊の御師達は宗教的リーダーであっただけではなく、村の重役も務めてきた家柄であったことがわかる。

河口浅間神社には、オダイダイ（太々神楽）という少女が舞う巫女神楽が伝わるが、この太々神楽はもと河口御師が斎主となって御師宅で奉納されていた芸能であった。宝暦十年（一七六〇）の文書には、浅間社の御師職は富士山への代参や祈禱の太々神楽を勤めるものであると記されている（前掲『河口の稚児の舞』七七頁）。

二 御師梅谷本庄家の系譜

本報告で取り上げた御師梅谷本庄家は、河口浅間神社一の鳥居のほぼ正面、鎌倉往還を挟んで小路（タツミチ）を西に進むと、正面に門構えのある家である。梅谷は梅屋とも記し、菅原道真を祀っているという。当家は近世には村役人を務

めて村政に関わりをもち、御師としても近世を通して活発に活動していた。檀家は信州・甲州国中（甲府盆地）・上州などにあった。

近世の川口村には、梅谷本庄家以外に「大梅谷」を名乗る本庄家もあった。梅谷から南に下り河口郵便局南の小路を入っていくと、やはり門構えがある家がある。門の脇には天神を祀る祠があり、現在は河口全域の子ども達が参加する天神講の行事で御旅所になっている。この天神社は、下町の六首川上流に祀られている川戸頭天神社の分祀だと伝えられ、もとは下町の子ども達だけの行事であった。この二つの梅谷が共通して祀る天神（菅原道真）が、屋号の由来となっていると考えられ、家紋にも梅花紋が使われている。また両梅谷では、次のような日蓮上人にまつわる伝説も伝えている。

鎌倉時代に日蓮が池上へ療養に行く途中、鎌倉街道を通って富士北麓を過ぎ、河口の上野坊に宿泊した。その隣が梅谷采女の家で、采女は日蓮に謁見し、拝伏して帰依した。その采女の兄弟は、大嵐（富士河口湖町）の蓮華寺の住持法玄阿闍梨といった。采女に伴われて日蓮が蓮華寺を訪れ、この法玄と法論し、法玄を折伏して改宗させた。日蓮宗徒となった法玄は法眼阿闍梨日領と名乗り、日蓮から曼荼羅二幅が書き与えられたという（『甲斐国志』）。

この曼荼羅は、大梅谷に伝わっていた。年に一度開帳し、河口の村中を巡回し、地内の子ども達は行列について歩いたという（『河口集落の歴史民俗的研究』二七頁）。

梅谷と大梅谷がどのように分かれたのかは不明だが、梅谷の文書によれば、家は承久年間（鎌倉時代）の玄光（川口殿）を祖とし、現当主は三〇代目であるとする（『河口の稚児の舞』五一頁）。川口殿とは、河口の領主で土着の豪族とされる人物であったが、出自は不明である。この玄光を初代として、二代目大久保賀平次は弘安年間に神職、三代目梅谷采女は正安年間に神職となっており、この采女が故あって本庄姓となり、四代目靱負、五代目為之進、六代目美作も神職を務めている。下って、二六代目直哉、二七代目静衛、二八代目魁平も神職となっ

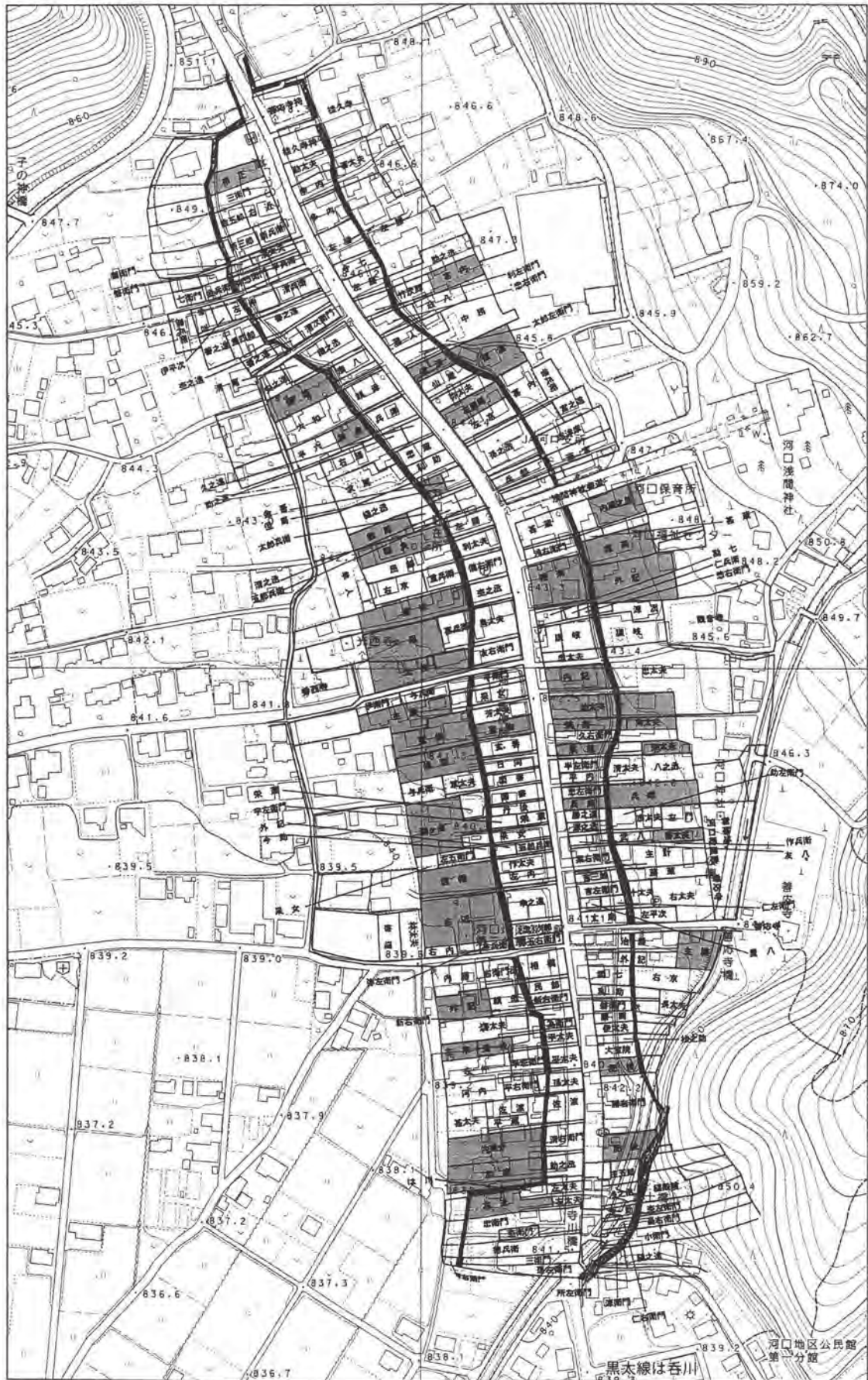


図1 河口御師の復元図（文化7年）

(『河口集落の歴史民俗的研究』19頁より)

て河口浅間神社に奉仕している（『川口村の口碑・史料』二〇三頁）。

現当主元直氏も神職の資格を取り、神社に奉仕している。梅谷には多くの古文書が残され、中には神楽に関わる「神前神楽次第」や「大々神楽目録」「大々神楽諸色借物」「富士山大々神楽行事伝」「富士山大々神楽図」のほか大々神楽についての奉賀帳・檀家帳が残されている（『河口の稚児の舞』五二頁）。

三 本庄家の住まいと什器

（一）本庄家の民具類

梅谷本庄家の主屋は、かつて御師を営んでいた時代の名残が見られる建物となっている。これについては詳細な報告があるので、ここでは概略を述べることにする。御師の屋敷は、表の通り（鎌倉往還）から引込路がつけられ、これをタツミチと称している。タツミチを進むとノミガワ（呑川）と呼ばれる小川が流れ、これを越えると中門がある。中門を潜ると式台玄関を備えた主屋があり、六間の部屋をもつ。屋敷は二〇〇年くらい前に火事に遭ったが、門だけは焼けずに残ったと伝えている。

富士道者などの宿泊者は、式台玄関を上がると玄関の間、中の間と進み、前座敷と奥座敷に通される。奥座敷は一段高く設えてあり、床の間と違い棚がある。この床の間に浅間大神などの掛軸を掛けて祀っている。当家には、明治以後も道者姿の人がたまに訪れたことがあり、第二次大戦後に当主の母親が嫁に来たときには、道者用の食器が二〇人前くらいあったという（『河口集落の歴史民俗的研究』二七頁）。

二〇一七年十月七日、本庄家の什器類調査にあたり予備調査を行った。その時点での各部屋に収納されていた民具類の概略は以下ようになっていた。

玄関の間……見学者用の展示室として活用されているため、各部屋にあった民具が展示されている。そのため元の収納場所は不明。後掲する食具一覧の保管場所には、玄関の間と記載してある民具類が置か

れている。

中の間……半纏・長着・茶簞笥・長持・火消し壺・行灯・卓袱台・刀掛け・燭台・ラジオ・置き薬・布団・座布団。布団と座布団は現在民宿経営をしているため、宿泊者用に仮置きされたものである。

前座敷……衣桁・座布団

奥座敷……賞状・三方・霊爾・八足・幣束・神酒壺・掛軸・御霊屋（仏壇の転用）・

床机・木箱・簞笥・鏡・州浜台

納戸……茶箱・半纏・座椅子・扇風機ほか。納戸は家人が居間として使用しているため、現役の民具類が置かれている。

廊下……箱類・柳行李・箒・簞笥・食器用木箱・書籍用木箱など。各部屋を公開している関係上、不要のものを収納する物置的スペースとなっている。

居間……茶簞笥・春慶塗重箱・箱枕の台・宗和膳・漆塗椀・平椀・飯茶碗・磁器の皿（大小）・猪口など。食具類のおもなものは茶簞笥および戸棚に収納されている。今回の調査は、この居間に収納されていた食具を中心に報告することとした。

土間……大工道具・籠・箕・ラジオ・臼・杵・桶・背負子・下駄箱など。上り框の板を外すと、様々な農具・釘類などが収納されている。

台所……新たに増築された部屋で、土間の北側に接している。流しとガス台が置かれ、つり棚に鍋・薬缶・釜のほか、宗和膳が収納されている。

（二）来客者用の食具

梅谷本庄家は、御師や神職として長く続いてきた家柄であり、御師の役割として富士登拝を目的とする道者を案内したり宿泊させたりしていた。河口御師は吉田御師の隆盛に伴い、宿坊としての機能はしだいに衰退していったが、それでも毎年訪れる客のための準備は怠らなかつた。そのため、近世後期でも来客者用に



写真2 猪口用木箱墨書
(No.7)

「岩柳花牡丹」の色絵が施された磁器一式 調査対象の多くがこれら磁器類である。破損もかなり見受けられるが、この絵柄の磁器類は蓋付茶碗（No.1・No.8・No.20・No.29）・大皿（No.15・No.16・No.33）、小皿（No.5・No.11・No.28）・手塩皿（No.14・No.20・No.32）・猪口（No.7・No.8・No.20・No.27）の組み合わせで、箱書などからすべて同時期に各二〇人前注文し購入したものと考えられる。箱書も同一人物が墨書したものと推



写真1 蓋付茶碗（No.1）

二〇人前の食用具二式を揃えていた。本調査は二〇一七年十一月七日から八日にかけて、来客者用の食用具を中心に計測および写真撮影を行った。保管場所としては、居間の北側に取り付けられた戸棚および玄関の間、台所を対象とした。戸棚の食用具は、木箱などに各種の食器がまとめて収納され、木箱に入らない宗和膳や箱枕などが木箱に上置きされていた。整理番号は木箱ごとに付したため、箱の中に様々な食器が入っているが、今回はそれを区

察され、おおよそ次のような情報が記されている。

書（画）磐楊 花牡丹

蓋茶碗式拾人前

安政六除（十二月）

菅家老隠 蘭八旬暮

牧夫求メ（花押）

※（ ）は筆者の註。なお、除月や極月はどちらも十二月を表わしている。このうち「蓋付茶碗」が皿（小皿のこと）・大皿・錦手塩・猪口と書き替えられている。これらを収納している木箱には「式拾人前」と記されているが、蓋付茶碗・皿・大皿は各一〇個入り、二箱でセットとなっている。一方、小ぶりの手塩皿と猪口は、二〇個すべてが一つの箱に収納されていた。そのため、木箱は一組二箱が三組と二箱の計八箱存在する。

箱書の筆者の「菅家老隠」とは菅原つまり梅谷の隠居を意味し、齡（齒）八〇歳の牧夫とは二五代目の本庄靱負牧夫のことと考えられる。牧夫は文久二年（一八六二）に没しているの、安政六年（一八五九）十二月は亡くなる三年ほど前となる。

二五代目当主がこの時期に食用具類をまとめて購入した目的は何であったのだろうか。安政六年といえば、庚申縁年である万延元年（一八六〇）の前年にあたる。富士道者の参詣が急増する庚申縁年の準備として、これらの食用具を揃えたと考えられる。

漆器碗類 磁器の次に資料数の多いのは、漆器類である。とくに目立つのは、黒漆塗蓋付平碗である。これはNo.2・No.10・No.25に見られ、おそらく先の磁器と同様二〇人前の揃いであったと推測される。平碗底部分と蓋裏に朱漆で「八本」の家印が描かれており、本庄の家印を表わしたものと考えられる。

朱漆塗蓋付碗のうち、菊模様が描かれているものがNo.3・No.31・No.39である。



写真4 猪口用木箱内部 (No. 7)



写真3 猪口用木箱蓋裏墨書 (No. 7)



写真6 朱漆塗蓋付椀 (No. 9)



写真5 黒漆塗蓋付平椀 (No. 2)



写真8 春慶塗重箱用木箱墨書 (No.17)

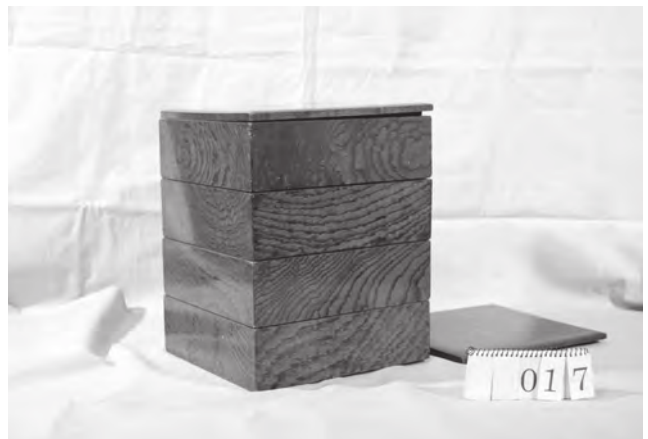


写真7 春慶塗四段重 (No.17)

また、梅谷の家紋である梅花紋が描かれているのはNo. 2・No. 9・No. 26である。

その他の漆器類 箱入りの春慶塗の重箱はNo. 17とNo. 18で、おそらく四段重が二組あったと考えられる。箱書には次のようにある。

No. 17 春慶木地替摺□の重

□□改書菅家雪江

No. 18 七度塗四重 雪江

菅家

このほかに収納されていたものは不明だが、底面に次のように記された箱がある。

No. 4 □(天カ) 保第七年菱月吉日

四月ヨリ六月迄

春慶七度塗 菅家 黒丑(カ) 持

天保七年(一八三六) 菱月とは、菱の花が夏の季語であることから、四月から六月までの期間を表わしていると考えられる。春慶七度塗の重箱を詠えたのは「菅家雪江(ゆきえ)」だが、この時期の当主である二五代目日本庄靱負(ゆきえ)と考えられる。つまり、前述の磁器を購入した靱負と同一人物となる。

宗和膳は脚付きの膳であるが、黒漆塗でNo. 12・No. 13・No. 23・No. 24・No. 35・No. 36となっている。完形品が少ないが、おそらく先の二〇人前の食器類を載せて客に出すものであったと想像される。同型のものではないが、一部の膳裏に「八本」の家印、「左」の文字が記されている。

No. 23の「山本」の家印は梅谷本庄家のものであるが、No. 12・No. 36の「左」は本庄左膳家を意味していると考えられる。本庄左膳とは、サデン(左膳)さんと呼ばれた家で、梅谷のタツミチの入り口、鎌倉往還に面して家があった。左膳家は川口村の名主をした家で、大正期にこの地を出たという(『河口集落の歴史民俗的研究』二八頁)。本庄左膳家の宗和膳が梅谷本庄家に伝来している理由は不明だが、転出する際に一統である梅谷に譲ったであろうことは想像に難くない。



写真10 宗和膳 (No.36)



写真9 宗和膳裏 (No.36)

本庄家食具類一覧

No.	資料名	数量	保管場所	素材・形状・状態など	寸 法	備 考
1	蓋付茶碗	4	居間戸棚	磁器	径11.0cm×高6.0cm	蓋ともに「磬楊 花牡丹」絵。内面に牡丹の蕾みの絵。底に制作者の落款。№8・№20・№29に関連
	蓋	3		磁器	径9.5cm×高3.4cm	
	箱	1		木製、蓋あり、10皿収納用棚あり	幅26.8cm×奥13.8cm×高45.3cm	蓋表墨書「畫磬楊 花牡丹 蓋茶碗貳拾人前」 蓋裏墨書「安政六除 菅老隠齒八句暮 牧夫求メ ○花押」
2	黒漆塗蓋付平碗	7	居間戸棚	木地、黒漆塗	径12.0cm×高5.0cm	銅部分に朱の1本線が回る。底に朱漆で「山本」の家印。№10・№25に関連
	黒漆塗蓋	1		木地、黒漆塗	径13.2cm×高2.3cm	蓋裏に朱漆で「山本」の家印
	朱漆塗碗の蓋	5		木地、朱漆塗	径10.8cm×高2.9cm	梅花の蒔絵、№9の蓋か。№26に関連
	黒漆塗の蓋	1		木地、黒漆塗	径10.6cm×高3.1cm	富士山と三保松原、帆掛け船の蒔絵。底に二見浦の日の出の朱描き
	鶯色の塗物蓋	3		木地	径10.4cm×高3.5cm	№38と同種
	箱	1		木製	幅20.2cm×奥28.9cm×高39.0cm	書籍用の箱を転用したか。
3	朱漆塗蓋付碗	2	居間戸棚	木地、朱漆塗、一部欠損	径12.3cm×高5.0cm	黒漆で菊模様の線描。№31・№39に関連
	朱漆塗蓋	5		木地、朱漆塗	径12.0cm×高3.2cm	№2の黒漆塗蓋付平碗と色違いか。
	朱漆塗蓋付平碗	1		木地、朱漆塗	径11.8cm×高4.9cm	
	漆塗蓋	1		木地、漆塗	径13.2cm×高2.8cm	
	箱	1		木製、蓋あり	幅19.0cm×奥35.5cm×高20.0cm	底面墨書「甲州郡内川口」 蓋裏墨書「甲州□□（都留カ）（判読不能） 敷紙に「極上白砂糖」「和洋砂糖調進所」の文字
4	黒漆塗脚付方形板	1	居間戸棚	木地	幅13.9cm×奥13.9cm×高29.0cm	底に碗型の脚か。
	箱	1		木製	幅16.9cm×奥16.7cm×高17.1cm	前面墨書「菅家 牧夫」 底面墨書「天（カ）保第七年菱月吉日 四月ヨリ六月迄 春慶七度塗 菅家 黒丑（カ）持」 №17・№18に関連
5	磁器小皿	2	居間戸棚	磁器、2つともに破損	径14.3cm×高4.9cm	「磬楊 花牡丹」絵。№11・№28に関連 緑のプラスチック製洗面器入り。
6	蓋付菓子器	1	居間戸棚	木地、鶯色塗	径13.6cm×高7.3cm	蓋は金泥塗の下地に鯉の蒔絵。本体は縁に波模様。内面は朱漆塗
7	猪口	9	居間戸棚	磁器	径8.7cm×高6.4cm	「磬楊 花牡丹」絵。№8・№20・№27に関連
	箱	1		木製、10個収納用棚あり	幅22.2cm×奥23.9cm×高50.0cm	前後両面に落蓋2枚あり。 蓋表墨書「畫岳柳 花牡丹 猪口 貳拾人前」 蓋裏墨書「菅家 老隠 齒八句除（カ） 牧夫求メ ○花押」 蓋表墨書「畫岳柳 花牡丹 猪口 貳拾人前」 蓋裏墨書「安政六年 菅家老隠 齒八句除 牧夫求メ ○花押」
8	蓋付茶碗	1	居間戸棚	磁器、欠損	径11.2cm×高5.6cm	「磬楊 花牡丹」絵。№1・№20・№29に関連
	蓋	1		磁器、欠損後修復	径9.6cm×高3.2cm	
	猪口	2		磁器、割れ（2つとも）	径8.9cm×高6.6cm	「磬楊 花牡丹」絵。№7・№20・№27に関連
	箱	1		木製、10個収納用棚あり	幅26.8cm×奥14.1cm×高44.9cm	裏面墨書「勝□□□」 蓋表墨書「畫磬楊 花牡丹 蓋茶碗貳拾人前」 蓋裏墨書「安政六年極月 菅老隠齒八句暮 牧夫求 ○花押」
9	朱漆塗蓋付碗	8	居間戸棚	木地、朱漆塗、漆剥落	径11.8cm×高6.1cm	№2・№26に関連
	朱漆塗蓋	8		木地、朱漆塗、漆剥げあり	径10.8cm×高3.1cm	梅花の蒔絵
	箱	1		木製、蓋なし	幅28.4cm×奥15.3cm×高39.8cm	
10	黒漆塗蓋付平碗	5	居間戸棚	木地、黒漆塗平碗	径11.8cm×高5.2cm	底に「山本」の家印。№2・№25に関連
	黒漆塗蓋	5		木地、黒漆塗	径13.2cm×高3.3cm	裏に「山本」の家印
	箱	1		木製、蓋付平碗10組収納用棚あり	幅35.5cm×奥18.1cm×高41.2cm	蓋表墨書「畫岩柳 花牡丹 皿貳拾人前」 蓋裏墨書「安政六除 菅家 老隠 齒八十歳 牧夫求 ○花押」
11	磁器小皿	6	居間戸棚	磁器	径14.6cm×高4.7cm	「岩柳 花牡丹」絵。№5・№28に関連
	箱			木製、10皿収納用棚あり	幅35.4cm×奥17.9cm×高41.0cm	蓋表墨書「畫磬柳 花牡丹 皿貳拾人前」 蓋裏墨書「安政六除 菅家 老隠 齒八十歳 牧夫求 ○花押」
12	宗和膳	1	居間戸棚	木地、黒漆塗、漆剥落	縦29.8cm×横29.7cm×高10.7cm	膳裏に朱書で「左」の家印。№36に関連
		1		木地、黒漆塗、脚1本欠損	縦29.8cm×横29.7cm×高10.0cm	膳裏に朱書で「左」の家印。同上
		1		木地、黒漆塗	縦29.7cm×横29.5cm×高9.8cm	膳裏に朱書で「左」の家印。同上
13	宗和膳	1	居間戸棚	木地、黒漆塗、脚1本欠損	縦29.7cm×横29.8cm×高10.6cm	
		1		木地、黒漆塗、脚1本欠損	縦29.3cm×横29.5cm×高9.5cm	

14	磁器手塩皿	1	居間戸棚	磁器、欠損	径10.7cm×高2.8cm	「岩柳 花牡丹」絵。No.20・No.32に関連
	箱	1		木製、21皿収納用棚あり	幅39.4cm×奥14.1cm×高37.2cm	蓋表墨書「畫岩楊 花牡丹 錦手塩式拾人前」 蓋裏墨書「安政六年除月求之 菅家老隠齒八句口 牧夫 ○花押 大切に於て幾久敷仕使して目出度可被致候 后住殿」
15	磁器大皿	5	居間戸棚	磁器、1枚欠損あり	径20.3cm×高4.1cm	「岩柳 花牡丹」絵。No.16・No.33に関連
	箱	1		木製、10皿収納用棚あり	幅46.2cm×奥24.3cm×高37.0cm	蓋表墨書「畫岩柳 花牡丹 大皿式拾人前」 蓋裏墨書「安政六董 菅家老隠 八句年極月求之 牧夫○花押」
16	磁器大皿	8	居間戸棚	磁器	径20.3cm×高3.7cm	「岩柳 花牡丹」絵。No.15・No.33に関連
	箱	1		木製、10皿収納用棚あり	幅46.1cm×奥24.1cm×高37.2cm	蓋表墨書「畫岩柳 花牡丹 大皿式拾人前」 蓋裏墨書「安政六董 菅家老隠 八句年極月求之 牧夫○花押」
17	重箱	4	居間戸棚	木目研ぎ出し春慶塗、四段重、蓋2枚	縦21.3cm×横22.9cm×高28.8cm (蓋付き一段) 高7.2cm (蓋) 高1.4cm	No.4・No.18に関連
	箱	1		木製	幅25.9cm×奥24.6cm×高33.2cm	正面墨書「春慶木地替摺口の重」 裏面墨書「□□改書菅家雪江」
	蓋代用板	1		木製	縦24.8cm×横23.7cm	
18	重箱	2	居間戸棚	木目研ぎ出し春慶塗、蓋付き二段重	幅22.9cm×奥21.4cm×高7.3cm	No.4・No.17に関連
	重箱	1		木目研ぎ出し春慶塗、蓋付き一段重	幅22.9cm×奥21.4cm×高7.6cm 蓋のみ幅23.0cm×奥21.4cm×高1.4cm	
	箱	1		木製、引出し破損、部品有	幅25.6cm×奥24.5cm×高29.4cm	正面墨書「七度塗四重」側面墨書「雪江」 裏面墨書「菅家」
19	箱枕	1	居間戸棚	木製、枕部分なし	縦10.7cm×横23.7cm×高7.8cm	
20	蓋付茶碗	8	居間茶卓 筒引出し	磁器	径11.0cm×高5.8cm	「磐楊 花牡丹」絵。No.1・No.5に関連
	蓋	1		磁器	径9.5cm×高3.1cm	
	猪口	3		磁器	径8.7cm×高6.5cm	「磐楊 花牡丹」絵。No.7・No.8に関連
	磁器手塩皿	11		磁器	径10.6cm×高2.9cm	「磐楊 花牡丹」絵。No.14・No.32に関連
21	厚手板	2	居間戸棚	木製、1枚面取	縦44.9cm×横45.7cm×高2.3cm	(伝) 梅の木
22	銭箱	1	居間戸棚	木製、下部引出し付	縦24.2cm×横41.8cm×高30.3cm	上蓋に蝶番。
23	宗和膳	1	玄関の間	木地、黒漆塗	縦29.4cm×横29.3cm×高9.4cm	膳裏に朱漆で「山本」の家印
24	宗和膳	1	玄関の間	木地、黒漆塗	縦29.4cm×横29.4cm×高9.6cm	
25	黒漆塗蓋付平椀	1	玄関の間	木地、黒漆塗	径12.0cm×高4.1cm	底に朱漆で「山本」の家印。No.2・No.10に関連
	蓋	1		木地、黒漆塗	径13.1cm×高2.5cm	
26	蓋付椀	1	玄関の間	木地、朱漆塗	径11.9cm×高5.8cm (蓋付) 高8.8cm	梅花の蒔絵。No.2・No.9に関連
	蓋	1		木地、朱漆塗	径11.2cm×高3.5cm	梅花の蒔絵。No.2・No.9に関連
27	猪口	1	玄関の間	磁器	径9.1cm×高6.7cm	「岩柳 花牡丹」絵。No.7・No.8・No.20に関連
28	磁器小皿	1	玄関の間	磁器	径15.0cm×高4.7cm	「岩柳 花牡丹」絵。No.5・No.11に関連
29	蓋付茶碗	1	玄関の間	磁器	径10.9cm×高6.0cm (蓋付) 高8.4cm	「岩柳 花牡丹」絵。No.5・No.11・No.16に関連
	蓋	1		磁器	径9.6cm×高3.2cm	「岩柳 花牡丹」絵
30	蓋付菓子鉢	1	玄関の間	木地、朱漆塗	直径6.9cm×高さ4.8cm (蓋付) 高8.0cm	内面に菊と七宝模様
	蓋	1		木地、黒漆塗	径7.7cm×高3.3cm	鳶の葉模様
31	朱漆塗蓋付椀	1	玄関の間	木地、朱漆塗	径12.9cm×高5.3cm (蓋付) 高7.8cm	黒漆で菊模様の線描。No.3・No.39に関連
	蓋	1		木地、朱漆塗	径11.9cm×高3.3cm	黒漆で菊模様の線描。No.3・No.39に関連
32	磁器手塩皿	1	玄関の間	磁器	径10.9cm×高3.0cm	「岩柳 花牡丹」絵。No.14・No.20に関連
33	磁器大皿	1	玄関の間	磁器	径20.7cm×高4.3cm	「岩柳 花牡丹」絵。No.15・No.16に関連
34	鉄瓶	1	玄関の間	鉄製、蓋木製	高16.0cm×注ぎ口までの長19.8cm	
35	宗和膳	3	台所	木地、黒漆塗	幅29.3cm×奥29.3cm×高9.6cm	
36	宗和膳	4	台所	木地、黒漆塗	幅29.7cm×奥29.7cm×高10.5cm	膳裏に朱書で「左」の家印。No.12・No.13に関連
37	漆塗平椀	1	台所	木地	径15.3cm×高4.3cm	竹垣にコウホネの漆描
38	鶯色塗の蓋	1	台所	木地、漆塗	径10.4cm×高3.5cm	No.2と同種
39	朱漆塗椀の蓋	1	台所	木地、朱漆塗	径12.2cm×高2.9cm	黒漆で菊模様の線描。No.3・No.31に関連

第五章 影印・翻刻・解題「富士山百景狂歌集」

石川 博

はじめに

万延元年（一八六〇）、御縁年を機に多くの人々が富士に登った。それに伴い、いくつかの文学作品が刊行されたが、ここでは、その中から「富士山百景狂歌集」を取り上げる。本作品は一人の作者が狂歌百首を詠み、すべてに富士の挿絵を添えた作品で、万延元年に発行された他、翌年にも再刊され、明治期になっても増刷されるなど、広く親しまれたことがうかがえる。

書誌 国文学研究資料館（以下「国文研」と略称する）の「日本古典籍総合目録データベース」によれば、統一書名は「富士山百景狂歌集」、著者は真入亭富士江である。この著者名は「参りてえ、富士え」と読ませるのであろうか。内題や序題がないため、題簽が剥がれたり、後に別名の題簽が付されたりして、書名が混乱している場合がある。

次いで家蔵の万延元年本により本書の体裁を記す。作者・絵師は別項。

・寸法 約十八・二×十二・一センチ（本文匡郭 約十四・〇×九・二センチ）

・表紙 紺無地 左上に題簽を貼付するが、家蔵本は剥落し僅かに残るのみ。

国文研所蔵本（万延元年本）の題簽は「富士山百景狂歌集 全」

・板心 富士山型の魚尾に「富士百景」 下部に丁数

・紙数 表紙（裏に見返しを貼付）＋本文五十五丁＋裏表紙（裏に奥付を貼付）

・刊年 序文にある万延元年四月にほど近い頃であろう

・色板等 見返しに薄墨 四丁裏から六丁表まで、薄青、薄紅、薄墨

・版元等 奥付によれば、「真入亭富士江蔵板」「売弘所 菊屋幸三郎」

諸本 大きく万延元年刊本と明治二十三年刊本がある。前者は翌年に増補されたもの、さらに、増補部分と序文の一部を省き、別の書肆から発行されたものがある。

以下、刊行年順にみていく。（国文研のサイト、信州大学付属図書館の「近世日本山岳関係データベース」のサイトの画像で確認した諸本も含む）

・影印の底本とした、信州大の一本（図書ID 002535977）、家蔵本、国文研の一本（+2-191）が万延元年刊本。

・岩瀬文庫蔵本は、百首目までは家蔵本とほぼ同じ。ただし、最終丁の丁符は家蔵本が「五十六ノ七」であるのに対し、「五十六」となっている。そののちに「五十七丁から五十九丁を加え、近江八景の歌などを記す。五十七丁に、「文久元酉の春」とあり、翌年（二月十九日改元）の再板。ただし奥付は家蔵本に同じ。

・山梨県立博物館甲州文庫の一本（4014）。題簽は国文研（+2-191）に同じ。見返しは、梓の薄墨を省略したこと以外家蔵本と同じ。序文は二丁のみで、その後の三丁はない。巻末に吉田屋文三郎の広告を付す。刊年不明。信州大の一本（図書ID 002536211）は、後補と思われる墨書の題簽「富士百景 全」を付すが、他は甲州文庫（4014）に同じ。

・甲州文庫の一本（4015）。題簽は「富士百景 全」だが後補の可能性がある。見返しは白紙。序以下巻末広告まで甲州文庫（4014）に同じ。刊年不明。韓国中央図書館本は、題簽が確認できないが、見返し以下巻末広告まで甲州文庫（4015）にほぼ同じ。序文二丁目の丁符を「三ノ六」とするが、墨書か。

・国文研の一本（+2-338）は明治二十三年刊。題簽に「狂歌 富士百景画譜」とあり、見返しは「聚栄堂主人編輯 狂歌 富士百景画譜 東京書肆 聚栄堂蔵版」とある。序文は二丁のみ。奥付に「万延元年庚申四月初刻 明治二十三年十月卅日再版」「編集兼発行印刷者 大川錠吉」等と記す。信州大の一本（図書ID 002536281）も同じ。酒田光丘文庫本もほぼ同じだが、序文の丁符のみ異なる。序文の二丁目の表に「三ノ四」、裏に「五ノ六」とするが、墨書か。

作者・絵師 国文研のデータベースでは、作者は真入亭富士江となっている。序文の筆者であり、蔵板者であるが、他で名前が確認できず、一時的な名乗りと考えられる。また、序文には、「麴町山王辺」に住む「大寝坊不朽山人」が狂歌を詠

んだとしているが、この名前を他で確認できず、こちらも本書限りの名乗りである。これらから「富士江」と「不朽山人」は同一人物である可能性が高い。

注目されるのは岩瀬本の五十七丁の記載である。そこには、「不朽山人詠 まじめに名乗れは 片多哲某」とある。「片多哲」で検索すると、安政四年（一八五七）刊行のオランダ語の入門書、大庭雪斎訳「訳和蘭文語」の発行に関わっていることがわかった（見返しに、「片多哲蔵々梓」とある）。さらに、大正十二年刊行の「西国東郡誌」に紹介があるので、摘記する。

片多哲蔵は、文化十四年三月十三日、西国東郡野部村に生まれる。十八歳で上京し医術を学ぶ。その後長崎で西洋医術を学ぶに際し、オランダ語を習得する。さらに造船術の研究に没頭し、江戸に至ってオランダ語を教える。勝海舟と意気投合し、勝の勧めもあって外遊を計画するが、父の反対により断念する。その後柳川藩主の招聘に応じ蘭学教師として筑後に下り、同藩の子弟に洋学を講じる。明治維新後は郷里で神官として奉仕し、明治二十四年十一月二十五日逝去。手ずから謄写した洋書が千数百ページ残されている。即興即詠の狂歌をたしなむ。

以上が、「西国東郡誌」の要約であるが、狂歌の作例として、本稿で紹介する「富士山百景狂歌」から三十六首を挙げている。他に片多哲蔵に関する言説は探せなかった。本書の刊行は、江戸に滞在していた時であろう。

絵師の歌川芳藤は、「原色浮世絵大百科事典」第二巻などに記載がある。文政十一年生まれ、国芳の門人。嘉永から文久年間に横浜絵のほか美人画、武者絵、はしか絵を描いた。また子供向きの組上絵、玩具絵、双六や、明治開化絵も数多く描いている。本の挿絵は、国文研のデータベースによれば二十点。文政期から作品が挙がっているので、先代の芳藤がいたか、生年が従来説よりかなり早いのかどちらかとなろう。本書と同時代の幕末では、人情本、咄本、草双紙等をてがけている。本書と同じ万延元年に「庚申年富士山参詣群衆之図」という三枚続の浮世絵を描いている（江戸東京博所蔵）。明治二十年、享年六十で逝去。

従来の紹介 前述の「西国東郡誌」の他に、昭和四年刊行の「富士の研究Ⅳ」収

録の高柳光寿「富士の文学」に五十六首が紹介されている。ここでは「富士の狂歌」としては絶品たるを拒むわけにはいかない。さらに霊山富士を以て婦女に擬している所、前にもこの種の狂歌は数少なくないが、しかも或は良家の子女に、或は庶民の娘子に、或は遊女傾城になぞらえて、縦横無尽に切りまくっている所、痛快といえば痛快、滑稽といえば滑稽、狂歌の諧謔はここに至って極まっているのであって、一種の究竟といって差し支えあるまい。もちろん卑猥の是に伴うのをいかんともしがたいけれども（後略）」と評している。

若干の考察 百一首の狂歌中、「富士」の表記は、ひらがなの「ふじ」または「ふし」が六十八首と圧倒的に多い。「富士」十三首、「不二」七首、他に「布司」「不仕」「布新」がある。また、「ふじ」の語が登場しない歌は七首。「すり鉢」「咲屋姫」「三國一の山」「山のかみ」で富士を表す。ひらがなが多い理由は、女性の名前めかして「おふじさん」としたり、「不時」との掛詞などのため。

富士を擬人化する狂歌が全体の約半数に及ぶ。「霞の衣」「雪の肌」「おしろい」など女性を思わせる歌が三十首を越え、男女どちらとも取れる歌が十首、男を思わせる歌が六首ある。百人一首、伊勢物語、西行、曾我物語など古典を踏まえた作品も多い。翻刻ページの注釈参照。

影印凡例

- ・家蔵本は保存が悪いため、影印の底本は信州大所蔵の万延元年刊本とした。
- ・約四十パーセント（面積約十六パーセント）に縮小し、見開きで掲載。

翻刻凡例

- ・番号は新たに振った。
- ・序文等には句読点を補った。
- ・漢字とかなの区別、仮名づかい、ふりがなは、濁点の有無を含めて原本通り。
- ・かな、漢字の字体は現行標準字体に統一した。ただし「富」（上の点がない）は原本通り。漢字一字の繰り返しは「々」、ひらがなは「ゝ」とした。
- ・翻刻直後に簡単な注を記したが、不十分な注釈、稿者の勘違いもあると思う。絵についてはあまり触れられなかった。大方の御叱正をお願いする。



富士山百景狂歌集 全 [表紙・題簽貼付]

おふじ様 参る人々 江都より

雪の封しめ ふみひろくなり [見返し]

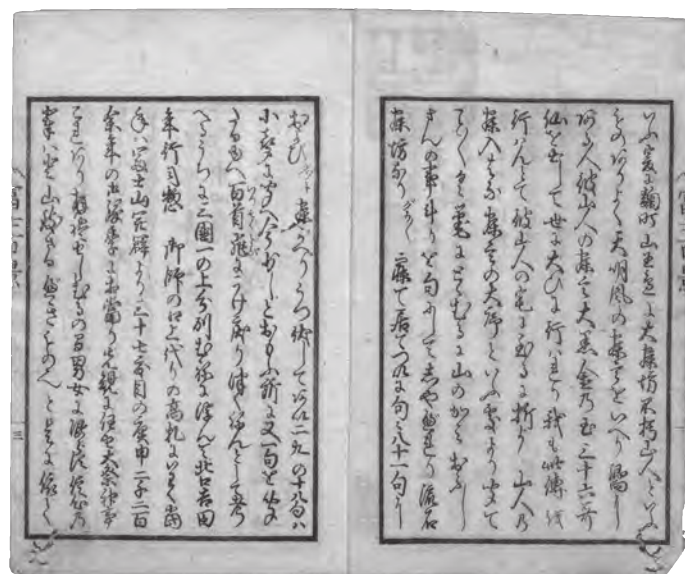
序 三国一

詩は唐人の寝言、和哥はお公卿の寝言、狂哥はそれ／＼俗人の寝言なり。シテ詩は四角ばり、和哥はわからず、狂哥は愛敬ありて素人^{しろうと}には一番わかり易し。然るに唐人の事は知らね共、近来和哥は本居、狂哥は真顔といへり。去ながら真顔の狂哥はましめにして今時俳諧哥といふ、是なり。正真の狂哥は蜀山人はしめて読出して諸人の耳を驚せり。是を天明風といふ。爰に麹町山王辺に大寝坊不朽山人といふものあり。よく天明風の寝言をいへり。嚮にある人、彼

「一ノ二オ」 行事改印 (欄外)

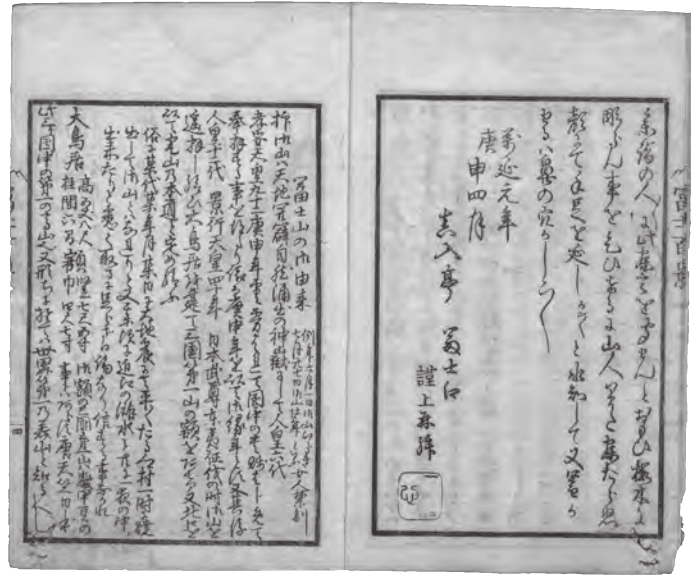
山人の寝言大黒金乃玉三十六哥仙を出して世に大ひに行はれり。我も此伝を行はんとて彼山人の宅に至るに折よく山人の寝入はな寝言の大序といふ処より聞て、こと／＼筆にとゝむるに山のかみおふしさんの事斗りを句にしてしやべれり、流石寝坊なり。グウ／＼寝て居てついに句々八十一句に「一ノ二ウ」

および、グット寝がへりうつ伏してあい二九の十八句は小声に聞へ、今少しとおもふ所に又一句を聞たるゆへ百首飛^{いっせうとび}にかけ戻り、つくねんとして考へるう



ちに三国一の上分別、むねに浮んで北口吉田年行司惣 御師の口上代りの高札にいわく、当年は富士山開闢より三十七度目の庚申、二千二百余年の御縁季に相当り、先規に伊セ大祭神事これあり、拝礼せしむるの間、男女に限らず信心の輩は登山致さるべきもの也と。是に依て「三オ」

※序冒頭の蔵書印は朱。

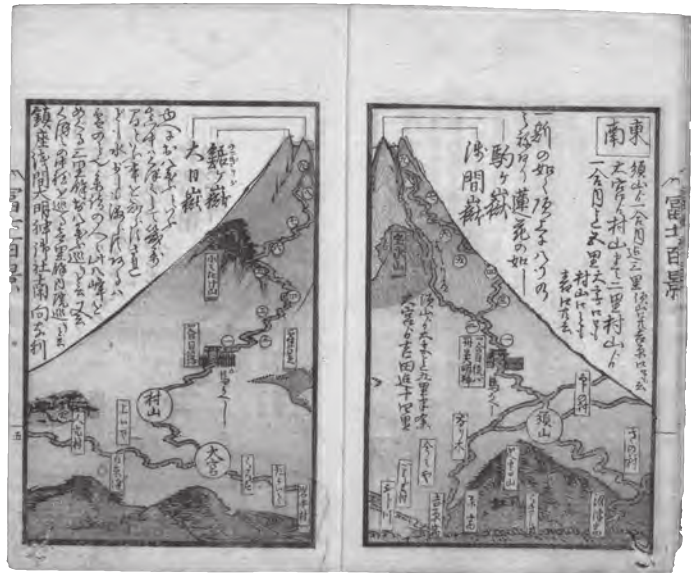


参詣の人々に此寝言を聞せんとおもひ、桜木に彫らん事を乞ひけるに山人また寝たらぬ顔にて手足を延し、ウン／＼と承知して又闔かせるは鼻の穴かしこく

万延元年

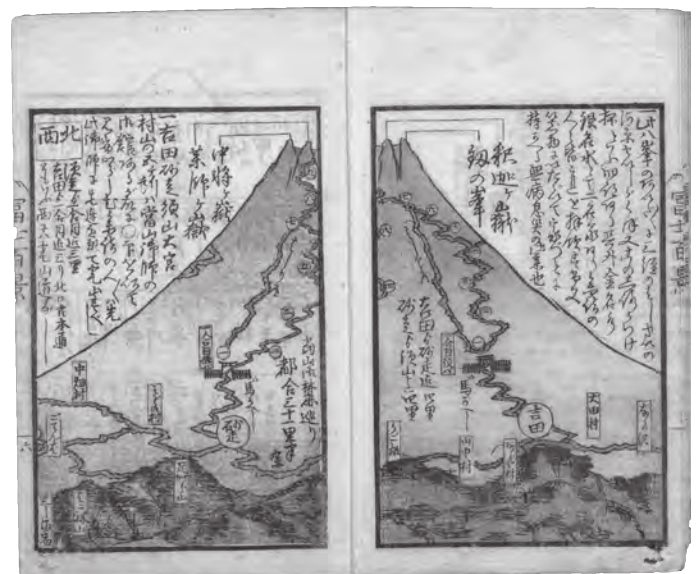
庚申四月

真入亭 富士江 謹上寝拝 「三ウ」



富士山の御由来 例年六月一日御山ひらき、七月二十七日御山仕舞といふ。女人禁制。

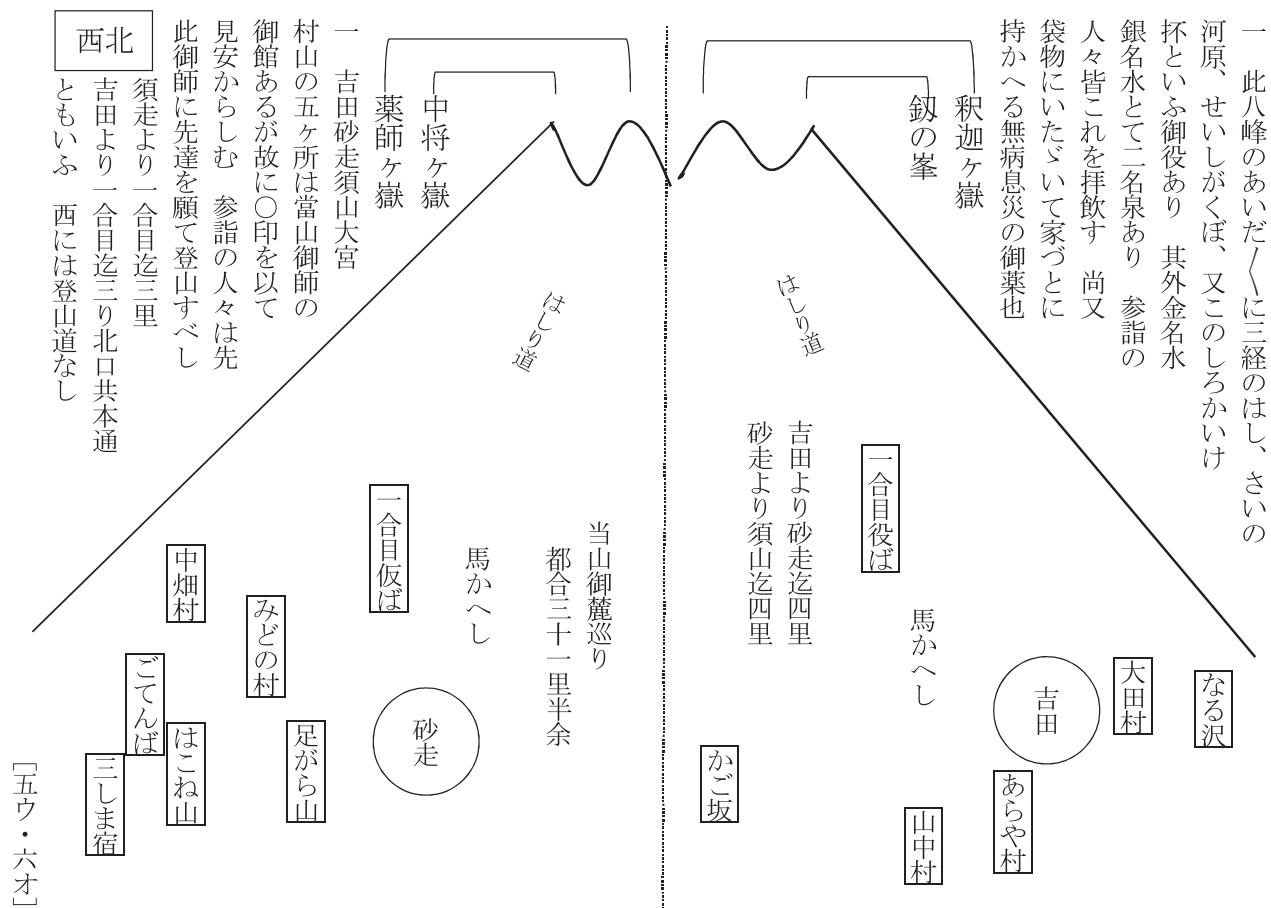
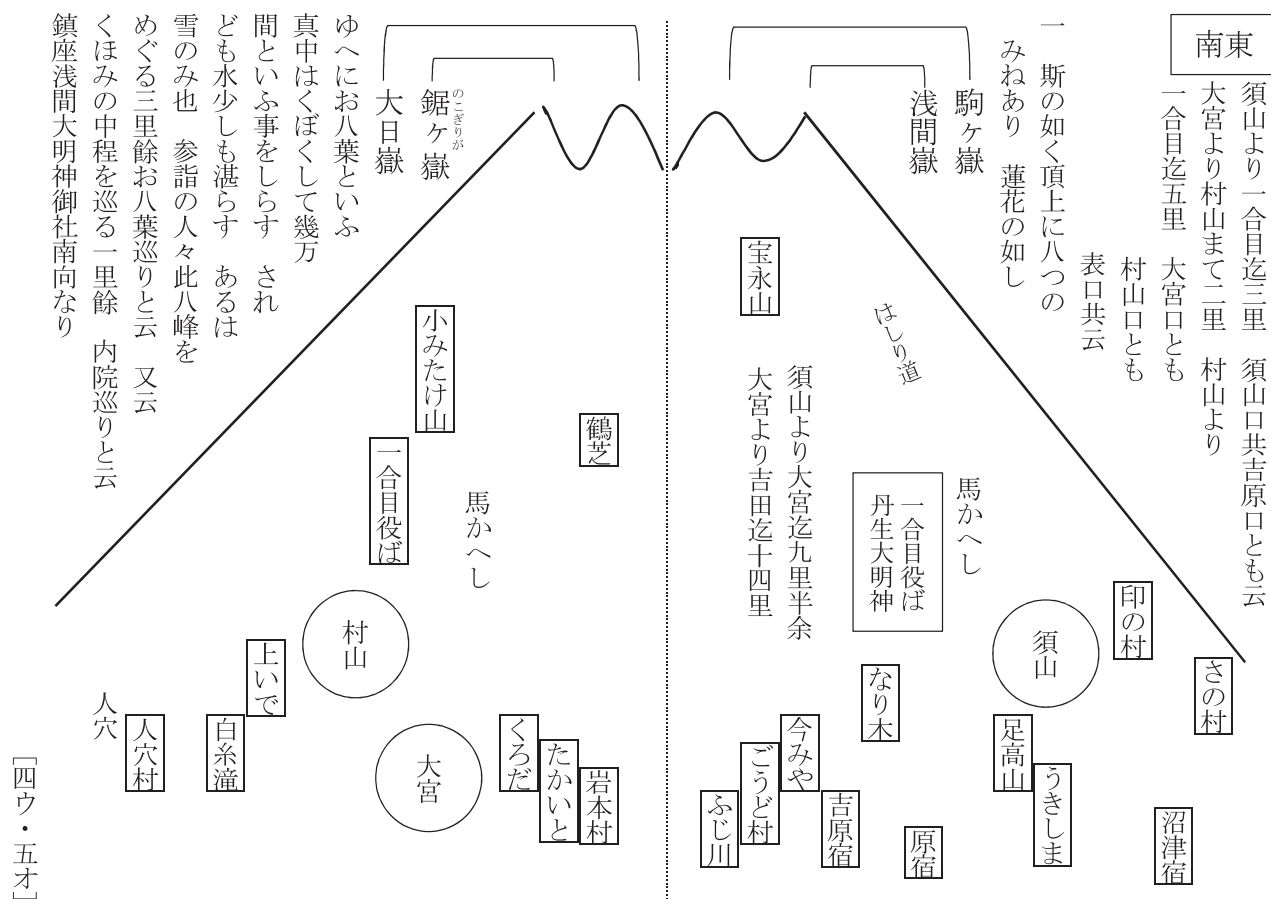
抑、御山は天地開闢自然湧出の神嶽にして、人皇六代 孝安天皇九十二庚申年雲霧はれて国中の貴賤はじめて奉拝することを得たり。依而庚申年を以て御縁年とす。又其後人皇十二代 景行天皇四十年 日本武尊東夷征伐の時御山を遙拝し給ひ大鳥居を建て三国第一山の額をあげ又北口を以て登山の本道と定め給ふ。

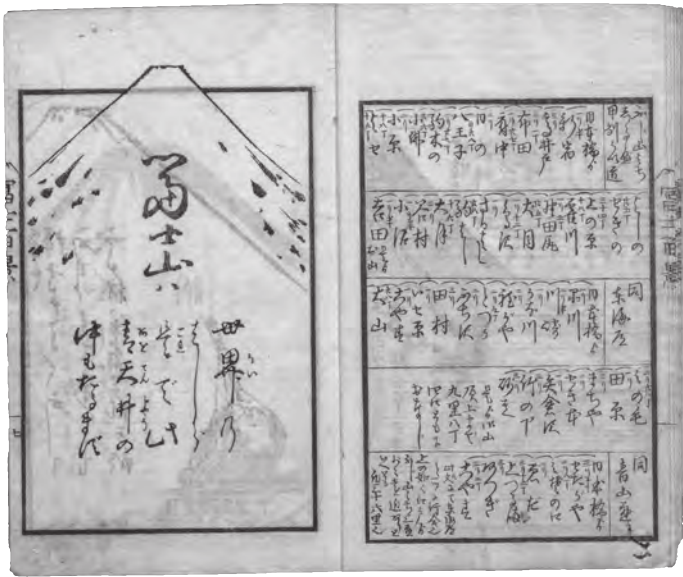


俗に某代某年月某日に大地震にて平々たる郷村一時に焼出して御山とはなれりと。又其頃に近江の湖水と共に一夜の中出来たりと。悉く取るに足らざる論なり。信する事なかれ。

大鳥居、高五丈八尺柱間六間、額、竪七尺五寸巾四尺七寸、御額の三国第一山は駿甲豆の事にはあらず、唐天竺日本此三ヶ国中の第一の高山也、又形ちに於ては世界第一の美山と知るべし。 「四オ」

「中段下段のカラー画像は口絵、翻刻は次ページ」



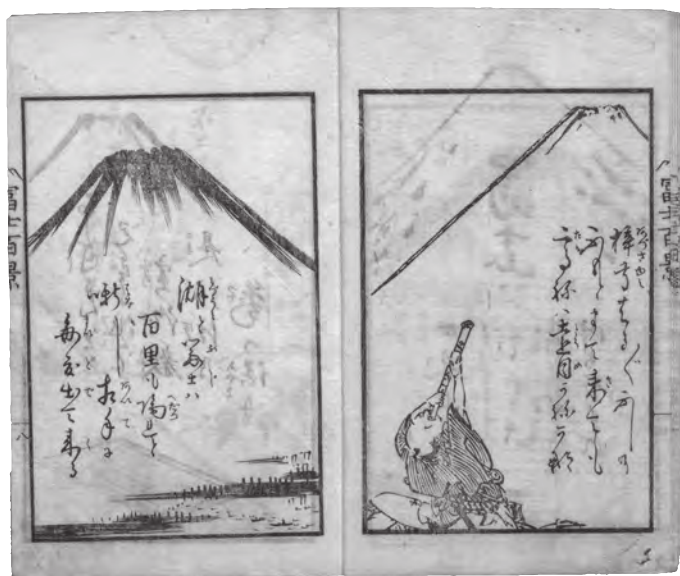


1 富士山は世界のはしらは是で此
青天井の中もたるまづ「七才」

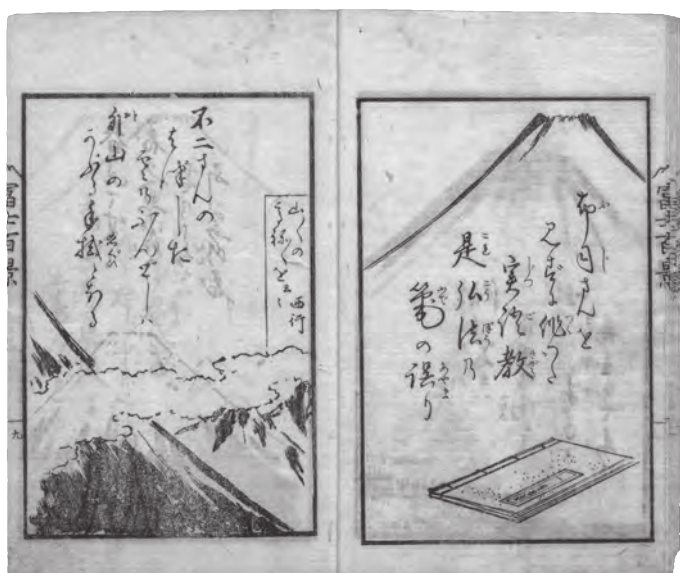
1 冒頭では、富士を偉大なものとして、大げさに詠んでいる。本書は、この歌のように富士を称揚したり、擬人化して卑俗化したり、自由な詠みぶり。契沖の「詠富士百首和歌」を参照している歌もいくつか見られる。また、「実語教」を題材にするなど川柳との関連、従来の狂歌との関連も多数ある。

ふじ山みち しるべ 甲州かい道 日本橋より 新宿 高井戸 布田 府中 日 八王子 駒木の 小仏 小原 よせ 十八丁	よしの 廿五丁 せきの 三十四丁 上の原 十八丁 鶴川 一五丁 野田尻 廿五丁 犬目 一十二丁 鳥沢 一 さるはし 廿八丁 駒はし 十六丁 大月 二 谷村 一 小沼 一 吉田 是よりお山	同 東海道 日本橋より 品川 二 川崎 二 かな川 二 程がや 二 とつか 二 ふち沢 三 田村 一 いせ原 一 こやす 廿八丁 大山	二廿八丁 みの毛 一 田原 三 まちや 二 せき本 一 矢倉沢 三 竹の下 三 砂走 是より御山 頂上まで 九里八丁 四口ともに おなじ	同 青山通り 日本橋より 三丁 せたがや 二丁 みぞの口 二 ゑだ 三十五丁 上つるま 三 あつぎ 三丁 こやす 此処にて東海道 と一ツに行合也 上の如く江戸より ふじ山みち三通 少々遠近ありと いへども 凡三十六里也 「六ウ」
---	--	--	--	--

- 2 梓弓はるくふしのふもとまで
来ても高ねは遠目かねかな「七ウ」
- 3 湖と富士は百里も隔れと
嘶し相手に毎度出て来る「八オ」
- 2 「梓弓」は枕詞。
- 3 「湖」は琵琶湖を指す。



- 4 布司さんを見ずに作った実語教
是弘法の筆の誤り「八ウ」
- 5 不二さんのはづした雲のふんどしは
外山のかぶる手拭となる
- 4 「山々の高ねく」を云々 西行「九オ」
- 4 「布司」の表記は、契沖にもある。「実語教」は弘法作との伝承がある。同書冒頭に「山高きが故に貴からず」とあるが、富士は高くて貴い。
- 5 西行の引用は不明。



- 6 春過て夏も着かへぬ白妙の
雪のころもはふしの不段着「九ウ」
- 7 みんなから誉られものゝふしさんも
甲斐の人には裏見られけり「十オ」
- 6 持統天皇の百人一首歌による。





8 すり鉢を瀬戸物丁は前に置き

傍で算用するがちやうかな「十ウ」

9 ふしの雪とかけては解ぬさらくに

玉川の人の恋しきや謎 「玉川にさ

らすたつくり云々 能因法師「十一オ」

8 江戸駿河町からの富士の眺めは広重らも描く。

「すり鉢」が富士を表す。「する」が掛詞。

9 富士の雪のように謎かけも解けない。「玉川」

は「能因歌枕」に記載。引用歌は「万葉集」東歌。

砧の絵。



10 宝永度地しんで肩にこぶが出来

是が誠にふじの災難「十一ウ」

11 ふじさんが雲の中からあたまた出し

十三ヶ国見廻して居る「十二オ」

10 「不時」と「富士」の掛詞。宝永の大地震と富

士噴火からは百五十年ほど経過している。

11 富士山が見えるのは、十三ヶ国と言われた。



12 ふじさんが左りをやればまご達は

口取ものやうまに持出す「おあつらへな

らうしほにもある」「左りふじ」「十二ウ」

13 ふじさんのかすみのころもやぶれたか

所々に雲の継あて「十三オ」

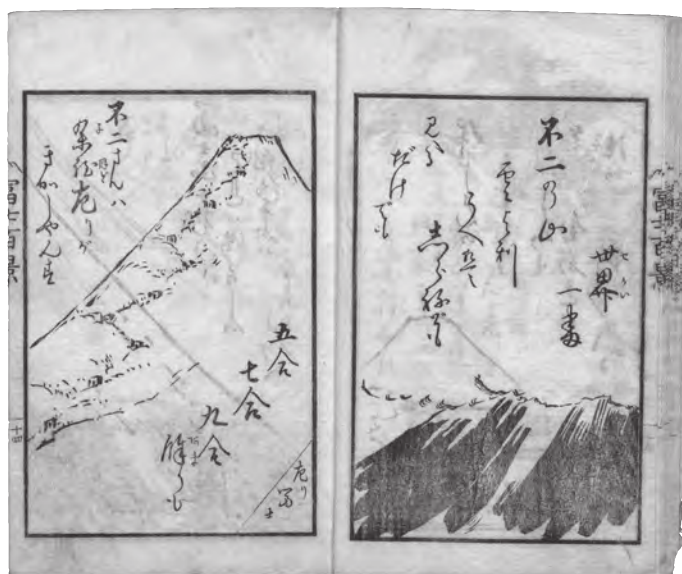
12 「左をやる」は「酒を飲む」意。馬の口を取る

と料理の口取り、「うまに」は「馬に」と「旨煮」

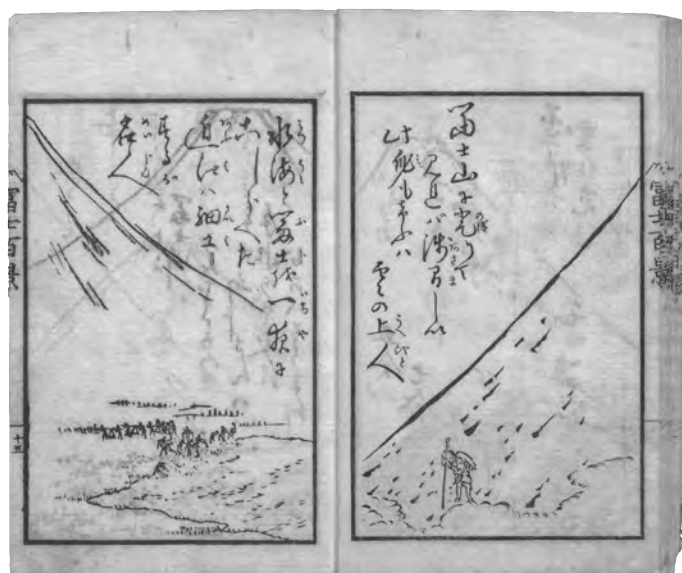
の掛詞。「おあつらへ」「うしほ」も料理関連語。

13 「霞の衣」は富士の描写の定型。

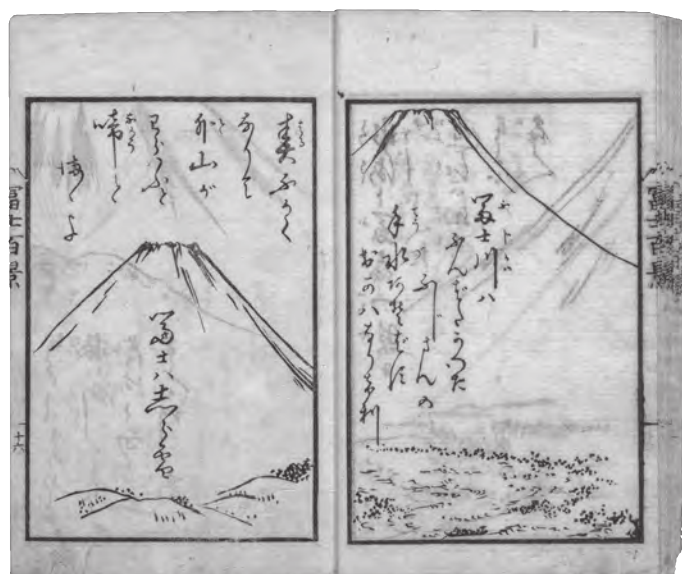
- 14 不二の山雲よりうへはしらねども
見へるだけでも世界一番「十三ウ」
- 15 不二さんは余程左りがきかしやんす
五合七合九合余りも
「左り富士」「十四オ」
- 15 「酒飲み」を表す「左がきく」と、「左富士」（東海道を下るとき、普通は右に見えるが、左に見える場所もある）を掛けている。

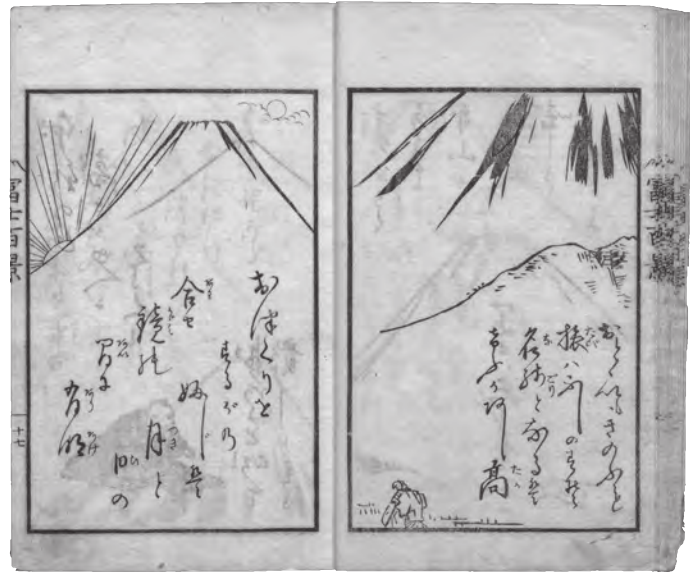


- 16 富士山に登りて見れば浅間しい
此身もけふは雲の上人「十四ウ」
- 17 水海と富士を一夜にこしらへた
近江は細工するが名人「十五オ」
- 16 「驚く、意外」の意の「あさまし」に、「浅間」の字をあて、「浅間神社」を匂わせる。富士講の道歌「富士の山登りてみれば何もなし」。
- 17 一夜にして琵琶湖がくぼみ、富士が出現したという伝承。「する」と「駿（河）」が掛詞。



- 18 富士川はふんばたかつたふじさんの
手水あそばすおかはなりけり「十五ウ」
- 19 春ふかくなりて外山がわらはふと
啼とまよふ富士はしら雪「十六オ」
- 18 「おかは」は「厠」の女性ことば。
- 19 「山が笑う」は「春、木が芽吹く様子」。「知ら（ない）」と「しら（雪）」が掛詞。





20 おとゝいもきのふも旅はふしのすそ
名残となるもけふかあし高たか「十六ウ」

21 おつくりをするがのふじは月と日の
合せ鏡あわ かがみの間に有明ありあけ「十七オ」

20 連日富士が見える、という発想は富士の定型のひとつ。「あし高山」と「明日(か)」の掛詞。

21 富士の左右に月と日の絵。これを合せ鏡と見立てた。「おつくりをする」は「化粧をする」の意。「する」と「駿(河)」が掛詞。

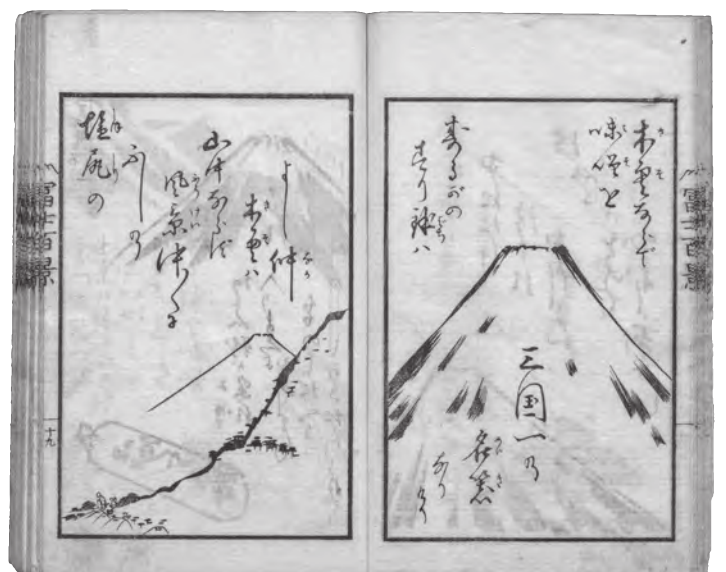


22 布新ふじの山高たかきがゆへに見る人も
気あるを以て貴もつ たつとしとする「十七ウ」

23 すそのからゆきたけつもるおふしさん
ついにきものゝ出来た事でき ことなし「十八オ」

22 「実語教」の冒頭「山高きが故に貴からず、樹有るを以て貴しと為す」のもじり。

23 「すそ」「ゆき」「たけ」は「着物」の縁語。



24 木曾きそならで味噌みそをするがのすり鉢ばちは
三国めいき一の名器めいきなりけり「十八ウ」

25 塩尻しほじりのふしの風景中々に
山中ならず木曾きそはよし仲なか「十九オ」

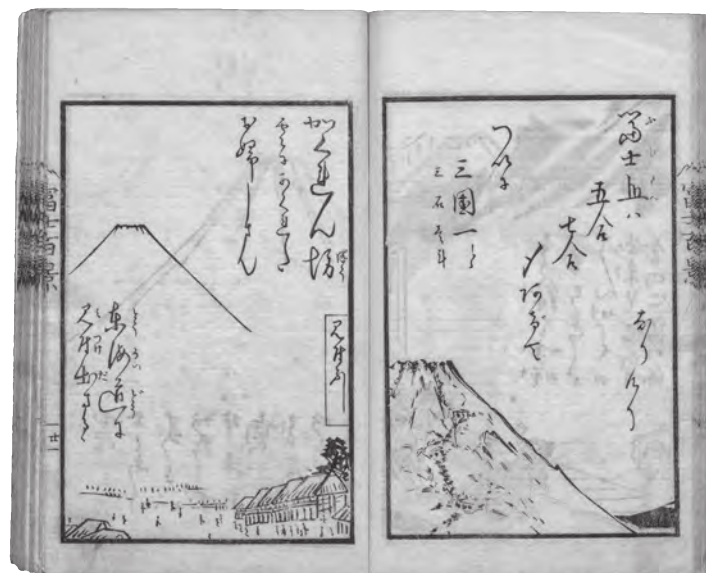
24 「駿河のすり鉢」で富士を表す。「三国」は富士の別称。

25 「塩尻」は、富士の形の表現(「伊勢物語」による)と木曾街道の宿名。塩尻峠から富士が見える。そこは山中だが、木曾なら義仲だ、と。

- 26 あらい粉が余程入りましよおふしさん
雪のはだへにみがきたつるにや
「荒井不二」「十九ウ」
27 すり鉢で味噌つけられたでんがくの
出来そこなひのやつこ祐つね「二十オ」
26 「荒井」と「洗い」。「荒井」は東海道の宿場（新
居）。ここまで富士が見える。
27 富士の裾野で曾我兄弟の仇討。田楽は別名二本
差し、つまり武士。工藤祐経を討った。

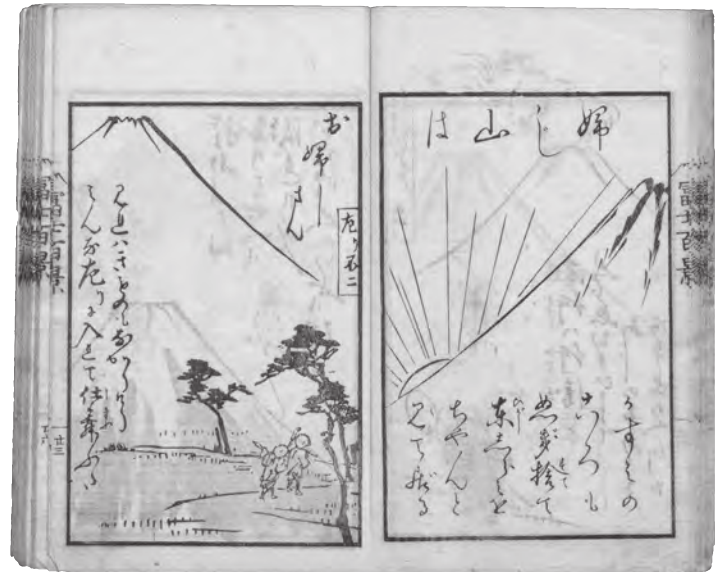


- 28 富士山は五合七合メあげて
ついに三石一となりけり「二十ウ」
29 かくれん坊雲にかくれたおふしさん
東海道に見付出さるゝ
「見付ふし」「二十一オ」
28 「三石」と「一」を「三石一斗」と液体の量とみな
す。「締めあげる」は、酒か油等を絞るイメージか。
29 「見付」は東海道の宿。



- 30 おふしにはお参りするがあたり前
それを裏見る馬鹿もある甲斐「二十一ウ」
31 西行は行衛もしらぬおもひして
ふじのけふりにあきれかへつた「風になひ
くふしのけふりの云々 西行」「二十二オ」
30 「駿河」が「前」、甲斐から見るのは「裏」。
31 引用歌の後半、「空に消えて行方も知れぬわが
思ひかな」を用いる。





32 ふじ山はかすみのころもぬぎ捨て
ひがし

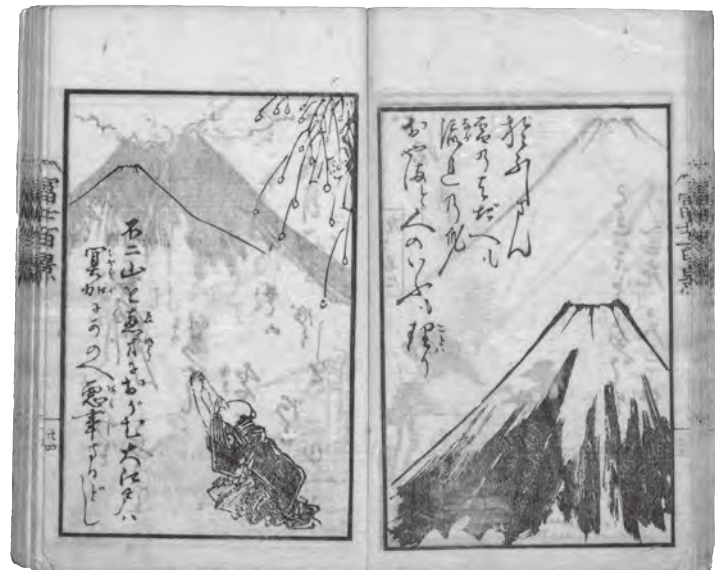
東しらみをちゃんと見て居る「二十二ウ」

33 おふじさん見ればきものもなかりけり
みんな左りに入れて仕舞ふた

「左り不二」「二十三オ」

32 夜明けに東方がしらむと「しらみ（虱）」の掛
詞。

33 「入れる」は質入れする。雪のない富士を裸体
とみなすのは定型。五句の「ふ」は衍字。

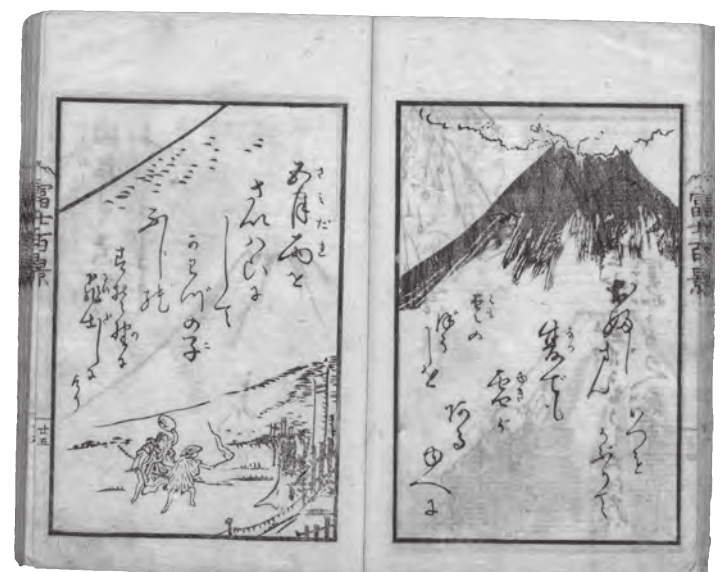


34 おふじさん雪のはだへも流れの身
おやまと人のいふも理り「二十三ウ」

35 不二山を恵方におがむ大江戸は
冥加にかのへ悪事さるどし「二十四オ」

34 「おやま」は遊女の事。雪が溶けて流れること
と、流浪の身を掛けた。

35 万延元年は庚申の御縁年。「かのへ」と「叶え」、
「申（猿）」と「去る」の掛詞。庚年の恵方は西南
西で、江戸から富士の方向になる。



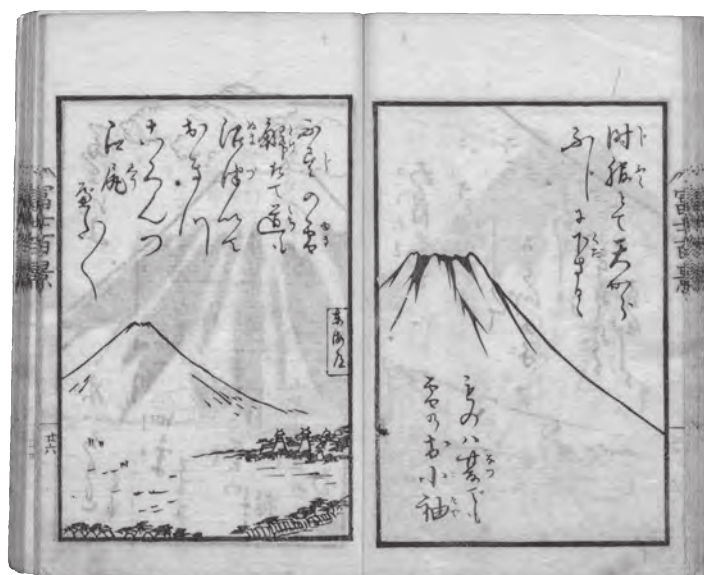
36 おふじさん夏でも雪があるゆへに
雲のぼうしをいつもかぶりて「二十四ウ」

37 五月雨をさいはひにしてかわづの子
ふじのすそ野に飛出しにけり「二十五オ」

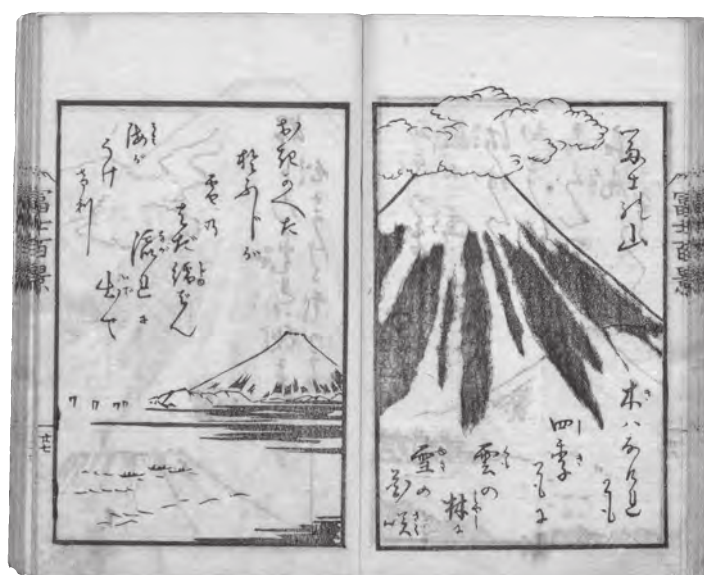
36 山頂付近の雪を白髪に見立てた。

37 曾我兄弟の仇討は富士の裾野で五月に行われ
た。兄弟の旧姓（父の姓）「河津」と「かわづ（蛙）」。

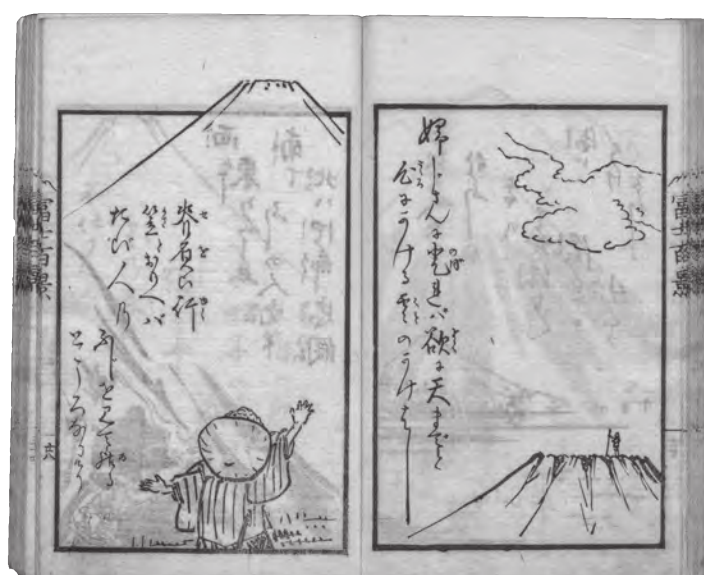
- 38 時服^{じふく}とて天^{あめ}からふじに下^{くだ}さるゝ
ものは夏^{なつ}でも雪^{ゆき}のお小袖^{こそで}「二十五ウ」
- 39 不尽^{ふじん}の雪解^{ゆきとけ}たて道^{みち}も沼津^{ぬまつ}いて
おきつころんつ江尻^{しり}べたく
「東海道」「二十六オ」
- 39 東海道^{とうかいどう}の「沼津」^{ぬまつ}「興津」^{きょうづ}「江尻」^{えしり}を詠^{よめ}み込む。
「沼」と「つま（つく）」。

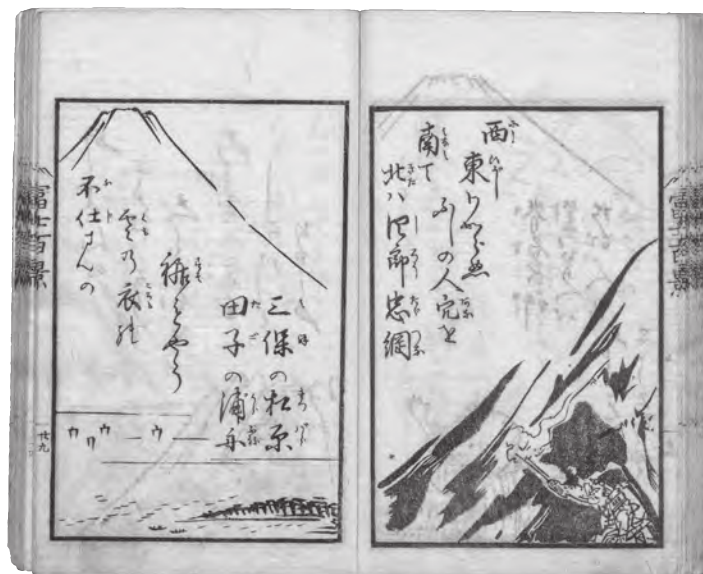


- 40 富士^{ふじ}の山木^{やまき}はなれとも四季^{しき}ともに
雲^{くも}の林^{はやし}に雪^{ゆき}の花咲^{さく}「二十六ウ」
- 41 おきかへたおふじが雪^{ゆき}のはだ襦^{じゆ}ばん
流れ^{なが}に出て^い海^{うみ}がうけけり「二十七オ」
- 40 雲^{くも}を林^{はやし}に見立^{みだ}てること、雪^{ゆき}を花^{はな}に見立^{みだ}てること
は古典^{こてん}和歌^{わか}にもある。また、契沖^{けいうち}「大かたの草木^{くさく}は
なくてふしのねは雲^{くも}の林^{はやし}の雪^{ゆき}の花^{はな}のみ」。
- 41 「置き換える」「流れ」「うける」は質入^{しちいり}れの用
語^ご。



- 42 ふじさんに登^{のぼ}れば欲^{よく}に天^{あめ}までと
心^{こころ}にかけ^かる雲^{くも}のかけはし「二十七ウ」
- 43 背負^{せを}ひ行^ゆ笠^{かさ}とおもへばたび人の
ふじを見^みて居^ゐるところなりけり「二十八オ」
- 42 契沖^{けいうち}「のほるより空^{そら}にまちかきふしのねは心^{こころ}に
かくる雲^{くも}のかけはし」
- 43 富士^{ふじ}が高いので、見上^{みあ}げる。すると頭^{かぶ}にかぶつ
た笠^{かさ}が、背負^{せを}っているように見える。





44 西東わからぬふしの人穴を

南て北は四郎忠綱「二十八ウ」

45 不仕さんの雲の衣の裾もやう

田子の浦舟三保の松原「二十九オ」

44 「みな見て来た」に「南・北」を詠み込む。

仁田四郎忠綱（新田四郎忠常とする書もある）

が富士の人穴を探検したとされる。

45 着物の裾模様を描かれるような光景。「不仕」の表記は契沖にもある。



46 ふじさんの高ねとなりてしら雪を

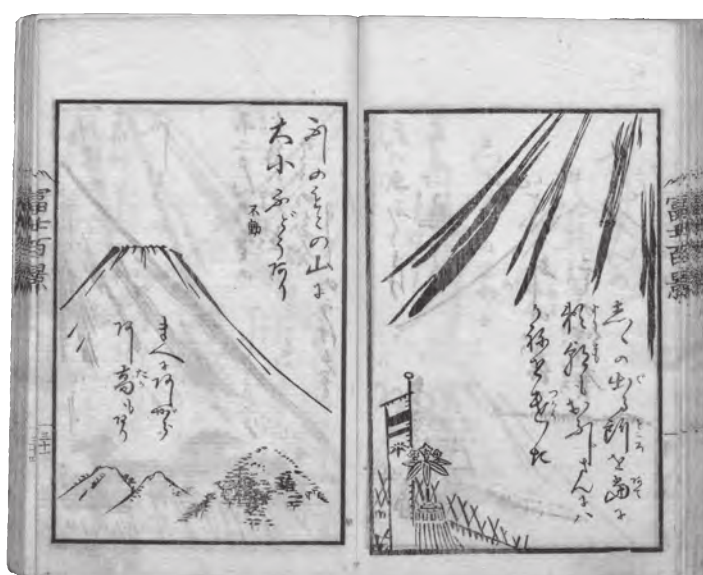
しらげの米にしてほしくおもふ「二十九ウ」

47 天の原ふりさけ見れば幽なり

ふじの高ねは雲の仲麿「三十オ」

46 「高嶺」に「高値」を掛けるか。「しらげの米」は精米後で白い。

47 阿倍仲麿の百人一首所収歌の本歌取。「春日なる」を「幽なり」にもじり、「（雲の）中」と「仲（麿）」の掛詞。



48 しゝの出る所を当に頼朝も

おふじさんにはかねを遣つた「三十ウ」

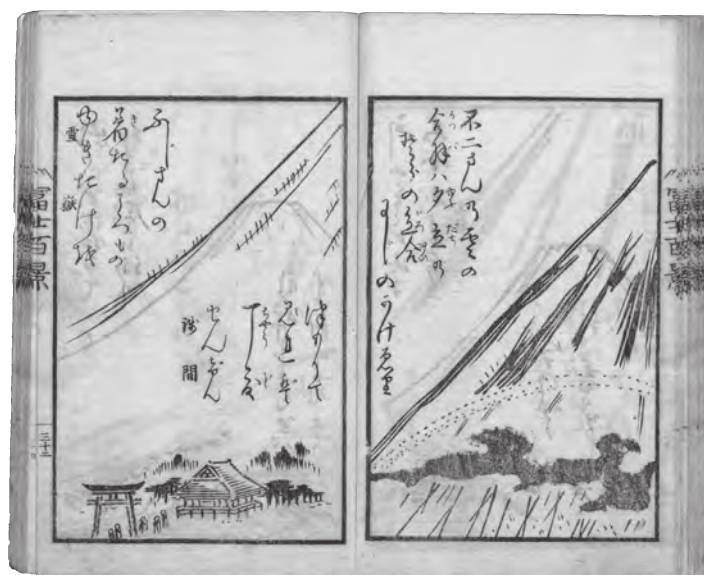
49 ふしのもとの山に大小ふどうあり

まへはあしがあらし高もあり「三十一オ」

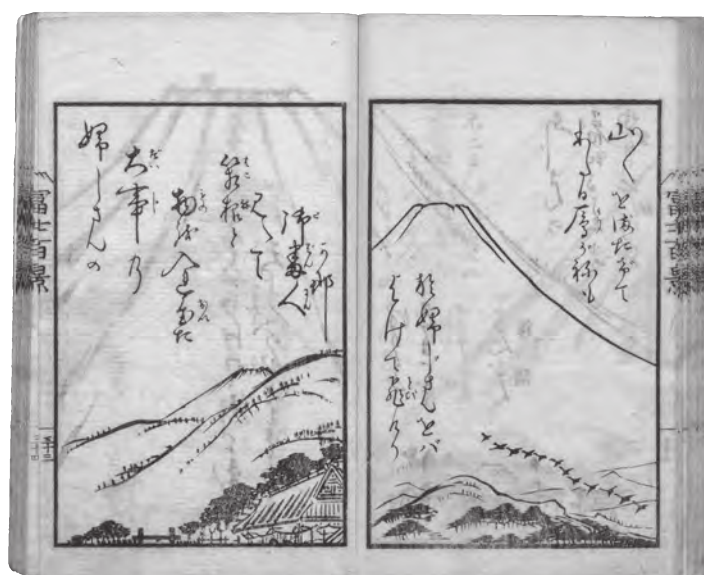
48 曾我兄弟の仇討の舞台が、頼朝の富士の巻狩。大掛かりな催しで、その際に新田四郎が猪退治。

49 「大小ふどう」が不明。丹沢に「不動ノ峰」がある。また、下の句は不動明王の眷属の矜羯羅童子と制多迦童子を効かせるか。

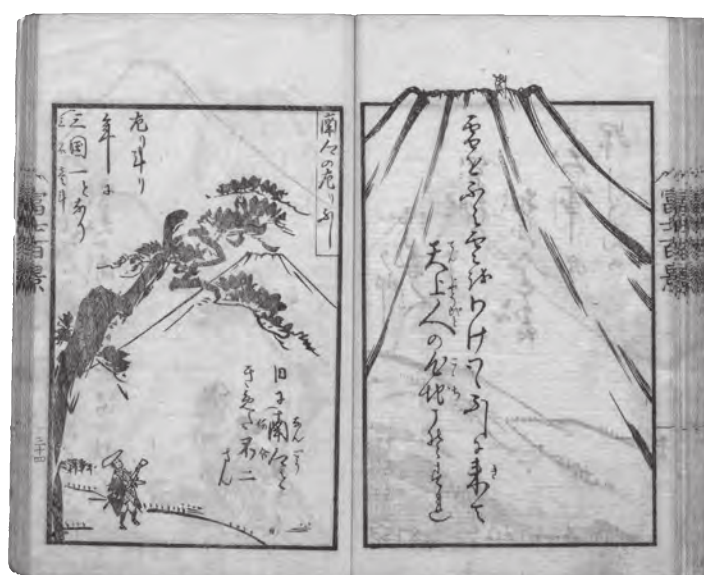
- 50 不二さんの雲の合羽は夕立の
 さらの色合にじのかけゑり「三十一ウ」
 51 ふじさんの着たるころものゆきたけを
 つもりて見れば丁度せんげん「三十二オ」
 50 雲を合羽に、虹を掛襟に見立てる。
 51 「雪」と「裾」、「嶽」と「丈」、「雪が」積もる
 と「長さを見」積もる、「千間」と「浅間」が掛詞。



- 52 山々をまたぎてわたる馬がねも
 おふじさんをばよけて飛び「三十二ウ」
 53 ふじさんの大事の物を入れ置た
 箱根と見へて御番人かな「三十三オ」
 52 富士が高すぎて越えられない。
 53 「箱」と「箱根」の掛詞。箱根（の関所）に番
 人がいるのは、富士山が大事なものを入れた「箱」
 だから。

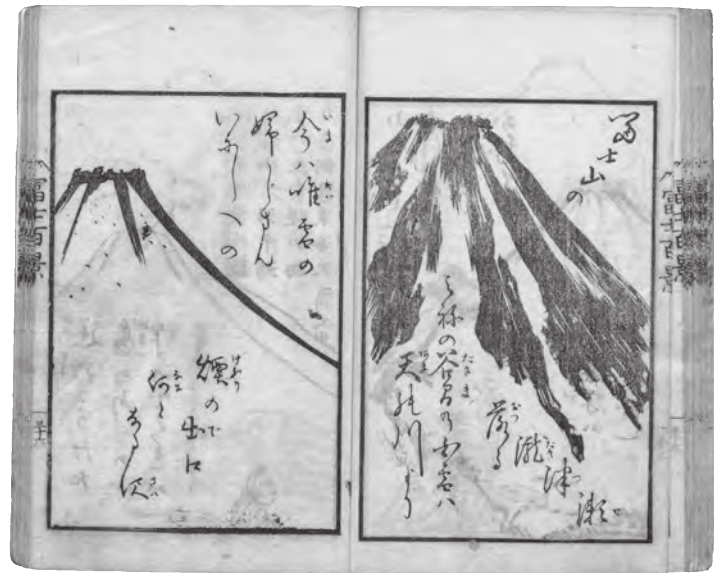


- 54 雪をふみ雲をわけつゝふしに来て
 天上人の心地こそすれ「三十三ウ」
 55 左り斗り年に三国一となり
 日に南郷「何合」ときめて不二さん
 「南郷の左りふし」「三十四オ」
 54 杵からはみ出した山頂に小さな人物像。
 55 「左」で、酒飲みを表す。「斗り」は「ばかり」
 と読む。下の句の「南郷」の右に「なんごう」、左
 に「何合」と記されている。





- 56 ふしかねは見へぬと人のいふだすき
高天が原にかけてとゞまる「三十四ウ」
- 57 山のかみさつたといへば可愛そふ
傍の両子は見るかげもなし
「さつた不二」「三十五オ」
- 56 「言ふ」と「ゆう(だすき)」が掛詞。「たすき」と「かける」が縁語。
- 57 「山の神」は富士山と妻の両意。「去った」(離婚)と「薩埵」が掛詞。「二子山」は箱根にある。

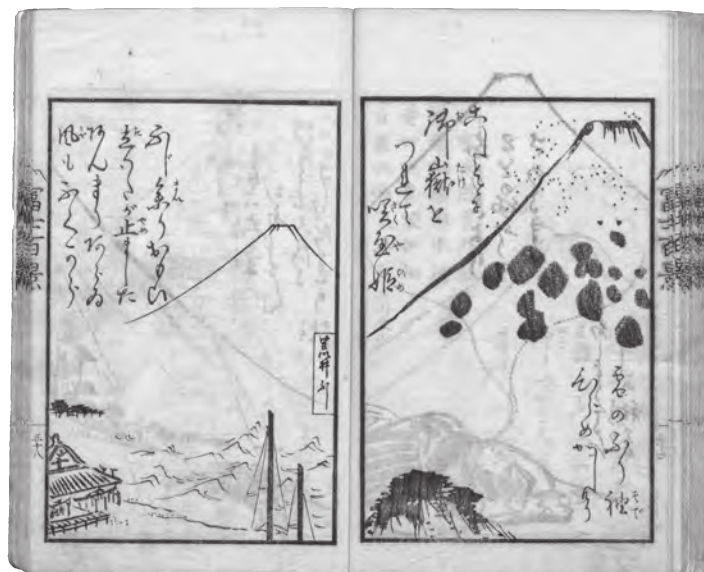


- 58 富士山のみねの谷間の白雪は
天の川より落る滝津瀬「三十五ウ」
- 59 今は唯雪のふじさんいにしへの
煙の出口何となる沢「三十六オ」
- 58 雪を滝と見立てる。
- 59 「(何と)なる」と地名の「鳴(沢)」の掛詞。

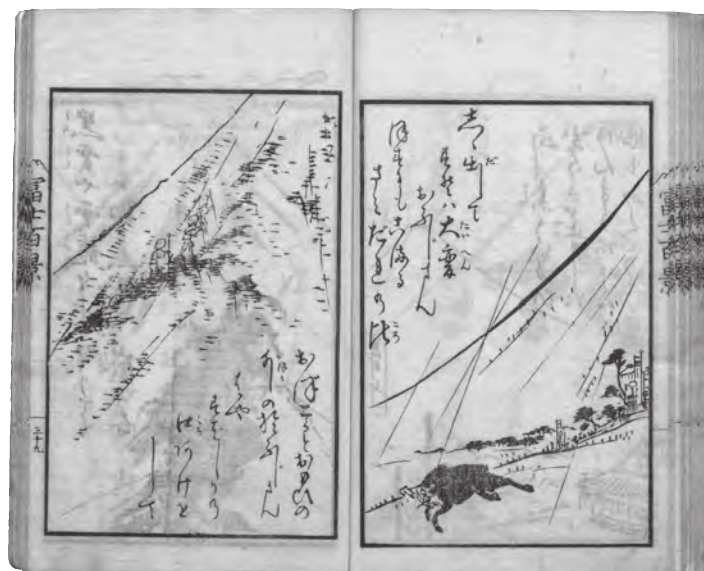


- 60 逆様にかけた扇のふじの山
仰いで見ればすゞしかりけり「仙客来遊雲外嶺 神龍栖老洞中淵 雪如紈素煙如柄白扇倒懸東海天 石川丈山」「三十六ウ」
- 61 なかきよのとをのねふりのさめるまで
なみより高きふしの初夢「三十七オ」
- 60 引用の七絶の文句取。「仰ぐ」と「煽ぐ」。
- 61 初夢のまじないの回文歌の本歌取。

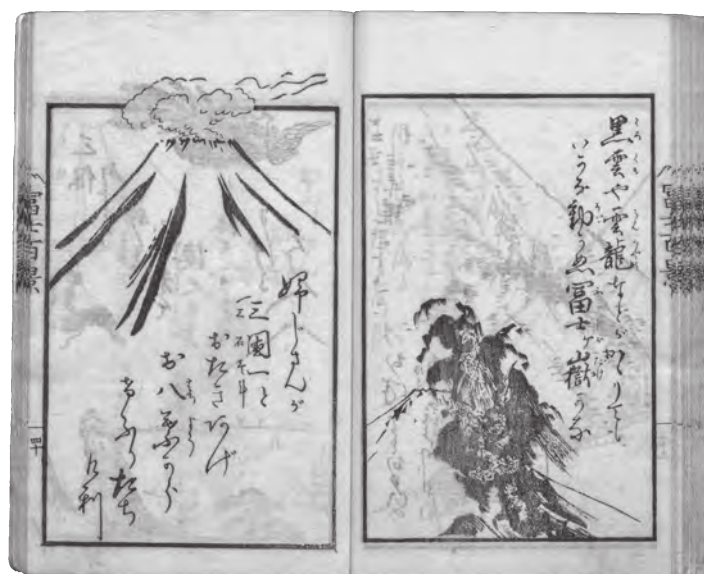
- 62 こしもとに御嶽おたけをつれて咲屋姫さくやひめ
雪のふり袖そでひらめかしけり 「三十七ウ」
63 ふじ参りまいおもひ立つたが止やめました
あんまりあらゐ風かぜもふくから
「荒井ふし」 「三十八オ」
62 五合目の「御嶽みたけ」を腰元こしもとふうに「おたけ」と読
ませたか。「咲屋姫」＝富士山
63 荒井（新居）宿から、浜名湖越しに富士を見る
図。宿の「荒井」と風が「荒い」。



- 64 しゝ出だしてすそは大変たいへんおふじさん
ほすにもこまるさみだれの比くら 「三十八ウ」
65 おぼこかとおもひの外のおふじさん
はやすばしりの口あけをして「三十九オ」
64 富士の巻狩（48番参照）は五月。「しし」は猪しし
と尿ししの掛詞。梅雨時なので干すのに困る。
65 うぶだと思つていたら、思いのほかにお尻まで
「須走」と「尻」の掛詞。「すばり」（尻の穴の小さ
いこと）も匂わせているか。



- 66 黒雲や雲竜うんりやうなどがかゝりても
いかな動うごかぬ富士ヶ嶽ふじがだけかな 「三十九ウ」
67 ふじさんが三三石巻斗国一とおたきあげ
お八葉はちようからけふりたちけり 「四十オ」
66 相撲取りめかす。
67 「おたきあげ」は富士講の行事。江戸の富士塚
などで護摩を焚くのだが、本物の富士なら、膨大な
量の護摩を焚き、頂上（お八葉）から煙が立つたろ
う。





68 三保ふじの気色見に来て漁人から

はねかへされてにげる天人

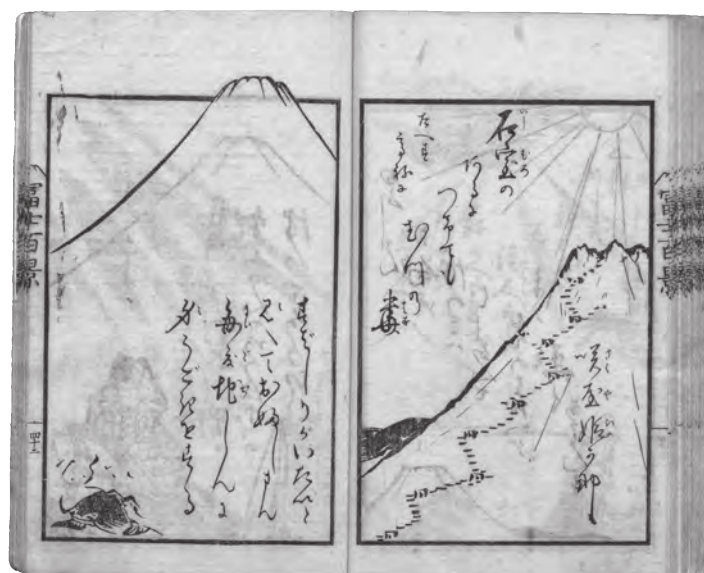
「三保ふし」「四十ウ」

69 おふしさん日向ぼつこはよしなんせ

雪のはだへが黒くなりんす「四十一オ」

68 能の「羽衣」をふまえる。

69 有名な狂歌「お富士さん霞の衣ぬぎなんし雪の肌へが見とうござんす」(「万載狂歌集」「甲子夜話」などに所収)を踏まえる。



70 石室のあるにつけてもむつの華

たへす高ねに咲屋姫かな「四十二ウ」

71 すばしりがいたいと見へておふしさん

毎度地しんに身うごきをする「四十二オ」

70 「むつの華」Ⅱ雪。「(花が)咲く」と「咲(屋姫)」。 「石室」には高地でも花が咲くだろう。

71 「須走」と「しり」。左下に鯰の絵。本書刊行の数年前に、安政地震など大地震が頻発。



72 おふじさんむかし男に逢しやんせ

あづま下りのついでなりひら「四十二ウ」

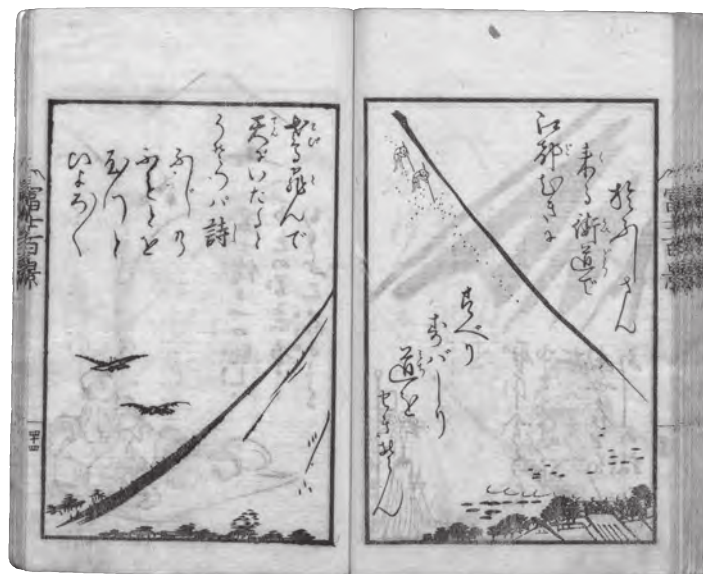
73 熨斗食うたゆめが辻うらたかすへて

末世名をなすふしの牧狩「四十三オ」

72 「むかし男」Ⅱ業平。「伊勢物語」の東下りをふまえる。「(ついで)なり」と「なり(ひら)」。

73 曾我物を背景にしていると思われるが、歌意は不明。三句の「たかす」は「鷹巢山」(曾我兄弟の墓所)を指すか。

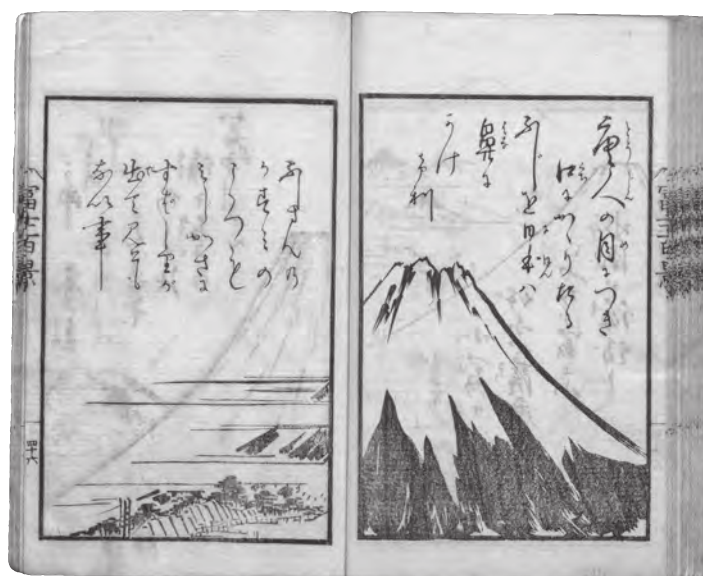
- 74 おふしさん来る街道で江都むきに
すべりすばしり道をせきそん「四十三ウ」
75 鳶飛んで天にいたるところそつば詩
ふじのふもとをやつとひよろく「四十四オ」
74 「(道を) せく」と「せき(そん)」。「石尊」は
大山のこと。
75 「鳶飛至天」は「詩経」の文言。「うその詩」
と「うそつばち」。

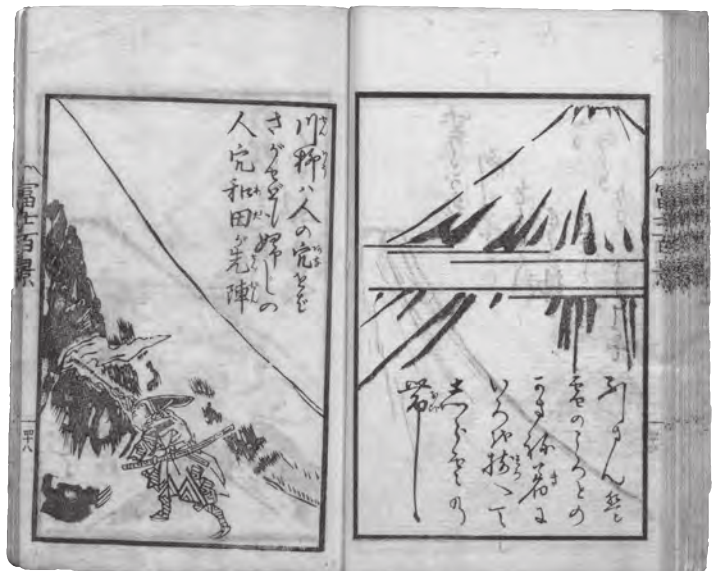
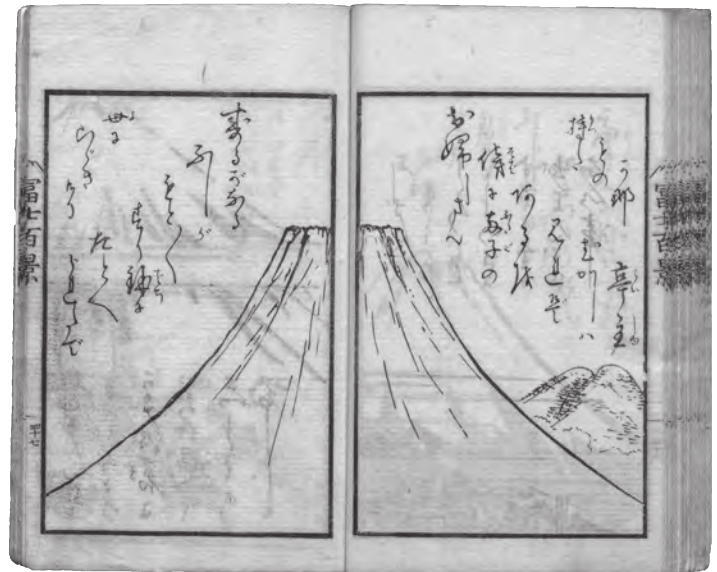


- 76 富士講に一の馳走はゆめの間に
二鷹とおもふ三茄子じる「四十四ウ」
77 水海が諏訪といふたら富士山も
伊予や薩摩の小富士出さなん「四十五オ」
76 「煮たか」と「二鷹」。夢の間に煮る、で邯鄲
の夢をイメージさせる。富士講の道者は貧しいのが
定番。
77 驚きの「すわ」と「諏訪(湖)」。「水海」は琵琶
湖。諏訪湖越しの富士と小さな富士の絵。



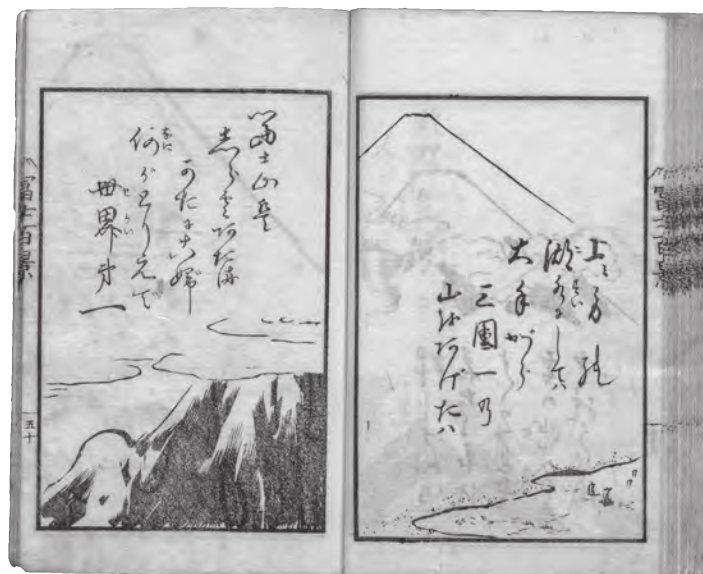
- 78 唐人の目につき口にかゝりたる
ふじを日本は鼻にかけけり「四十五ウ」
79 ふしさんのかすみのころもみじかさに
すばしりが出て見ともない事「四十六オ」
78 外国人が富士に感嘆し、日本人が自慢するのは
富士の描写の定番。
79 「須走」と「しり」。絵は左右を見渡す。



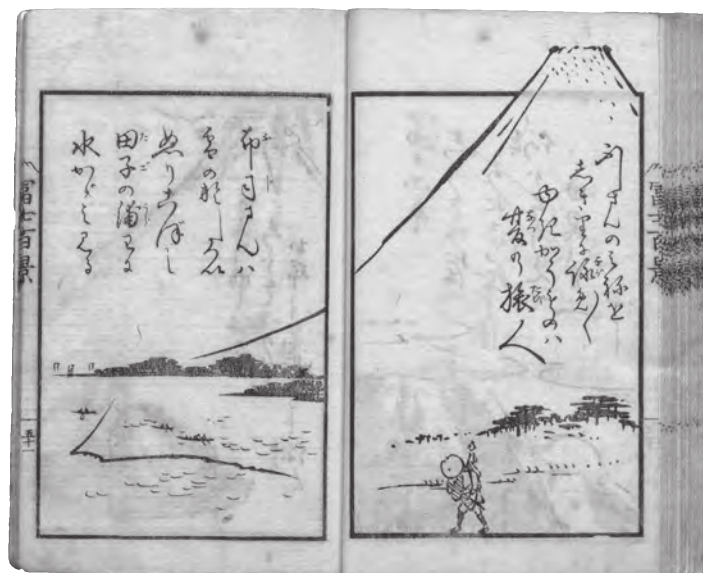


- 80 おふしさん^{そば}傍に両子^{ふたご}のあるを見れば
むかしは亭主^{ていしゅ}持たものかな「四十六ウ」
するがなるふしがもとくすり鉢^{はち}に
たとへられたで世^よにひゞきけり「四十七オ」
箱根に「双子山」がある。
- 81 「播^はる」と「駿^{しゅん}（河）」の掛詞。「する」と「ひ
びく」は縁語。絵は左右を見渡す。
- 82 ふしさんは雪のころものかさね着^きに
いろを揃^{そろ}へてしら雲の帯^{おび}「四十七ウ」
川柳^{せんりゅう}は人の穴^{あな}をばさがせども
ふじの人穴^{わだ}和田^{せんじん}が先陣^{せんじん}「四十八オ」
雪も雲も白い。
- 83 「富士の人穴草子」によれば、源頼家は和田平
太に人穴の探索を命じた。
- 84 おふじさん斗^ばりに人^{まい}が参るゆへ
傍^{そば}にて焼^{やけ}る浅間^{あさま}さんかな「四十八ウ」
ふしさんの着^きたる衣をよく見れば
雪^{ゆき}の地合^{ぢあい}に雲^{うみ}のうき織^{おり}「四十九オ」
浅間山の噴火と擬人化して焼きもち。
- 85 白い着物だが、雪の地に、雲の浮織という凝っ
た布でできている。

- 86 上み方の湖水^{こすい}にしては大手^{なで}から
三国一の山をあげたは「四十九ウ」
87 富士山はしら雲あたまかたにこぶ
何がとりえて世界^{せかい}第一「五十オ」
86 「あげる」は「出産する」こと。「上方の湖水」
は琵琶湖。「湖水」に「こすい」（ずるい）を掛けて
いるか。
87 「しらくも」は頭部白癬。「こぶ」は宝永山。



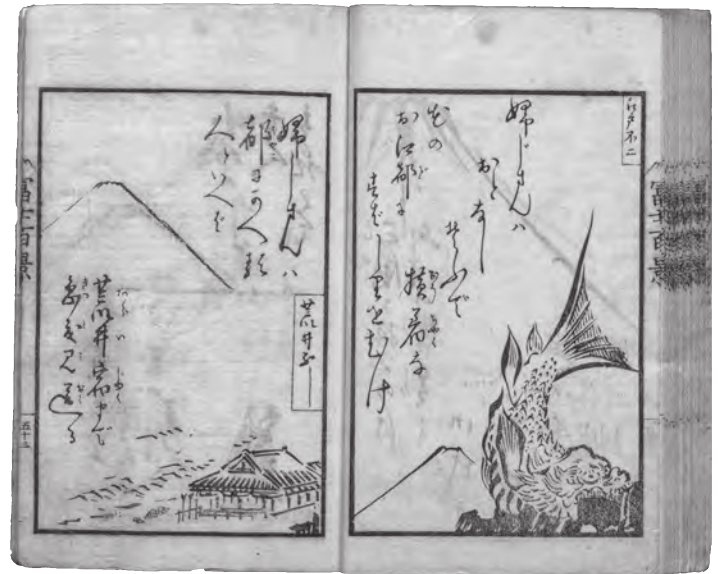
- 88 ふしさんのみねをしきりに詠めく^{なが}
ゆきかうものは夏の旅人^{たび}「五十ウ」
89 布司^{ふじ}さんは雪のおしろいぬりこぼし
田子^{たご}の浦^{うら}に水かゞみ見る「五十一オ」
88 「ゆきかう」「旅人」は「奥の細道」冒頭部分
の文句取。
89 水面に映る富士の絵。見開きで見渡し。



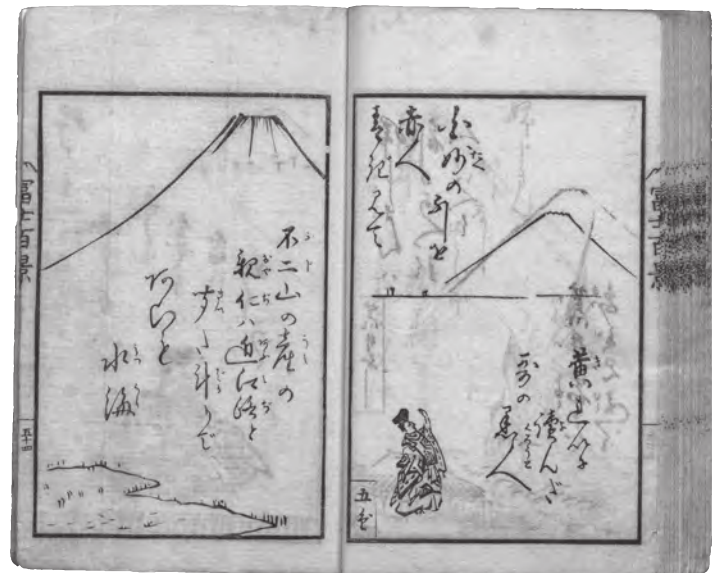
- 90 あまつ風みねのしら雲吹^{ふき}のけよ
おふしの姿^{すがた}しばし詠ん「五十一ウ」
91 三国^{さんごく}に羽^はをのすふじの鶴芝^{つるしば}も
御代^{みよ}に習^{なら}ふて千とせ動^{うご}かぬ「五十二オ」
90 百人一首所収の僧正遍照の歌による。絵は雲が
山頂にかかる富士を見上げる僧正遍照。
91 富士の山腹部分に鶴のように見える場所があ
る。「鶴は千年」を踏まえる。



- 92 ふじさんはおとなしそふで横着な
花のお江都にすばしりをむけ
- 93 「江戸不二」「五十二ウ」
ふしさんは都にかへる人といへば
荒井宿まで急度見送る
- 92 「荒井ふし」「五十三オ」
「須走」と「しり」。江戸城の鯢の絵。
93 荒井（新居）宿までは富士が見える。



- 94 白妙のふしを赤人青ぎ見て
黄れいに読んだ哥の黒人
- 95 「五色」「五十三ウ」
不二山の産の親仁は近江路と
聞いた斗りであひも水海「五十四オ」
- 94 百人一首の山辺赤人の歌を踏まえ、白、赤、青、
黄、黒の五色を詠み込んだ。
95 「（会ひも）見ず」と「水（海）」。



- 96 ふじに似て名高き山辺赤人の
哥にもやはり雪はふりつゝ「五十四ウ」
- 97 ふじのみねふものさとは寒からで
したにしられぬ雪そふりける 「さくら
ちる木の下かけは 紀貫之」「五十五オ」
- 96 百人一首所収歌。
97 麓は寒くないが、山上では降雪。貫之歌の続き
は「寒からで空に知られぬ雪ぞ降りける」と花を雪
に見立てている。



- 98 ふじさんの高ねとしらずしら雪は
くも 雲のうへにもつもる事かと 「五十五ウ」
 敷しまの道にくたびれ西行も
 99 ふじのすそ野に哥枕かな「五十六ノ七オ」
 98 「知ら(ず)」で同音の「しら雪」を引き出す。
 99 「敷島の道」は和歌のこと。絵は、「富士見西行」
 の一つの型。腰を下ろして富士を見上げる。丁符を
 重ねている理由は不明。



- 100 雲泥の違ひはあれど東西の
うんでい 大関となる富士と水海 「五十六ノ七ウ」
 不尽に寄せ狂哥百首は真似たれと
 101 けふ日一朱に困り居ります
 「追加 一鵬斎芳藤画」「不朽山人謹撰」
 「江都青山通近道 真入亭富士江蔵板」
 売弘所 馬喰町二丁目 菊屋幸三郎
 「(奥付) 丁符なし。裏見返しに貼付」
 「裏表紙は紺無地。影印は省略した」



100 雲で富士を、泥で琵琶湖を象徴させている。
 101 「百首」と「一朱」の対比。「けふ日」は「きよ
 うび」と読む。
 ※歌の下「関口」朱印は旧蔵者名か。古書店のシー
 ルと書誌事項が貼付されている。

小特集

巡礼路関連調査

第六章

「静岡県側の御中道追加調査報告

―大宮・村山口登山道と雲切不動―

伊藤 昌 光

はじめに

昨年度、山梨県が平成二十四年度から実施してきた富士山御中道調査研究の成果が報告された(1)。御中道の歴史・変遷・現況等の多岐にわたった調査研究報告となっている。静岡県側の御中道調査報告は、前年度報告書に掲載された大高康正氏による「静岡県側の御中道調査の概要」が最初である。大高氏は「大宮・村山口登山道(現 富士宮口登山道)から大沢崩の区間に関する主として近代以降の内容をまとめた概要報告」として、御中道の行程、大沢の越場の変遷、大宮・村山口登山道の御中道小屋や大沢休泊所等について報告している。

今回の調査は、山梨県富士山総合学術調査研究委員会からの依頼を受けて実施したもので、主に、前年度報告書の村石眞澄氏「御中道の変遷」、堀内眞氏「御中道と大沢室の奉納物」の論考中で指摘されている、静岡県側の未解明部分について追加調査を行った。

第一点は、『富士山道知留辺』に記述のある御中道と村山口登山道(2)が交わる「三合五勺」の位置である。第二点は、「三合五勺」から村山口登山道を下った所にあつたとされる「雲切不動」(3)についてである。これらの点を解明するため、御殿場口六合目(旧 須山口六合目)から富士宮口登山道に至る区間と、村山口登山道跡を下った「雲切不動推定地点」までの現地踏査を実施した。「雲切不動」については、富士山興法寺大鏡坊文書(4)と、富士山本宮浅間大社所蔵の近現代史料(5)を活用させていただいた。

第三点は、前年度報告書で堀内眞氏が指摘している富士講御中道修行に先行する修験道の修行があつたのかについてである。この点については明確な結果は得

られなかったが、富士山興法寺大鏡坊文書のなかに、同様の修行を窺わせる資料が確認できたので報告する。

第四点は、大沢越場付近にあつたとされる休泊所の位置、及び大沢室の経営者の変遷等についてである。この点については現地調査を実施することができなかったため、今回は文献調査のみで、今後現地調査を実施したい。

一 ルートの再検討 ―三合五勺の位置について―

今回、現地調査を行った御殿場口六合目(旧 須山口六合目)から富士宮口登山道六合目(村山口登山道四合目)区間は、プリンスルートと呼ばれ、歩きやすい登山道に整備されている。村石眞澄氏は昨年度報告書「口絵2 富士山御中道関連地図」で御中道ルートを復元しているが、この区間はプリンスルートとほぼ重複している。また、堀内眞氏は同報告書でこの区間について、「須山口(現、御殿場口)六合目の下を経て、宝永山に至る。ここを五反畑(牡丹畑)」という。宝永の噴火口の下の窪地へ出る。ここに十二薬師(十二神)がある。この場所を拝した後、また左の方に下って、村山口(現、富士宮口)の三合五勺に達し、さらに村山口を五合目まで登り、そこから大沢を目指していく。」と報告している。両氏の報告を活用させていただき、御中道が記載されている明治二十年(一八八七)測量の二万分の一地形図(6)を使用して現地調査を行った。

宝永火口 現在、御殿場口六合目室は取り壊され、室跡が残っているだけである。現在の登山道(御中道推定ルート)は、その付近から溶岩の岩場や、下山道となっている砂礫地を横切り、少しずつ下降しながら宝永第一火口東壁の通称「馬の背」に至る。この付近が五反畑(牡丹畑)と称していた所である。牡丹畑の名称は、牡丹の花の形をした火山弾が散乱していた事に由来するといわれるので、文献によつては火山弾が多かつた火口底、或いは西壁上を牡丹畑とする資料もある(7)。宝永第一火口東壁を下って火口の底に降りると、山頂側の火口壁に、溶岩流の積み重なりと、それらを縦に貫く岩脈群が見られる。これを十二薬師岩

（十二神岩）として拝していたものと思われる。また、火口の底には「牡丹岩、臥竜石、蓮花石」などの奇岩があったと言うが、不明である（8）。火口底から西側の壁を登って平坦な所に出て、ほぼ水平の宝永遊歩道を西に向かうと、現在の富士宮口六合目（村山口四合目）に達する。

宝永火口から旧五合目 明治二十年（一八八七）測量の二分の一地形図「富士山」には、この水平な道と、西側火口壁を登り切った辺りから右斜めに登り、富士宮口旧五合目（村山口五合目）（9）に至る道が描かれている。旧五合目跡の東方一〇メートル付近には、万延元年（一八六〇）造立の題目塔が立っている。地図上では、この斜めに上る道は登山道を横切り大沢方面に向かっている。この道が御中道である。

明治三十七年（一九〇四）八月、宮崎紋吉は富士講中の富士登山に同行し、御中道巡りをした。翌年に、その道中記をまとめた『富士中道巡』を著している。一行は先達を含めて十二人で、吉田口五合五勺で一行から別れた宮崎と組長の二人は、強力案内で御中道巡りをしている。午後四時に御中道に足を踏み入れ、東口（須走口）五合目で午後四時五十分、南口（御殿場口）五合目で五時五十分、それから同六合目まで登り室で休憩している。さらに宝永山馬の背から十二薬師を眺めながら宝永火口を経て、西側の壁を登った平坦面（牡丹畑）で休憩し、そこから山腹の急勾配を斜めに登って西口（村山口）六合目に午後七時三十分に着している。吉田口五合五勺から三時間半の行程である。

宮崎は西口六合目としているが、室の前には「日蓮上人行場の立石」があり、「二三丁上に旧は堂あり」と言っているので、「立石」は題目塔、「堂」は高祖堂のことと思われ、旧五合目と旧五合五勺に当たる所である（10）。宮崎の歩いた道は、先に検討した御中道ルートと一致する。

宮崎が御中道巡りをした明治三十七年前後の登山案内書では、旧五合目を六合目と表記した資料は一点のみである（11）。前年度報告書口絵1「富士山中道絵葉書 封筒裏」の順路表記には「大宮口六合目」とあるが、昭和初期の絵葉書で

あり、時期が一致しない（12）。宮崎が登山した二年後の明治三十九年（一九〇六）に、富士山本宮浅間大社西側を起点として、山宮村を経て山中に至る新道（通称カケスバタ口）が開鑿され、現在の六合目（旧四合目）で旧道（村山口登山道）に合流した。現在の五合目レストハウスの道路を挟んだ西側には、昭和四十八年（一九七三）まで、三合五勺小屋が営業していた（13）。

村山口三合五勺 『駿河国新風土記 卷二十四 富士山 下』（14）の御中道の項に、須山口から村山口に至るルートについて次のようにある。

「須走口六合の下を通り宝永山の頂に登る、此所五反畑と云、夫より左の方に下り、宝永の焼出の口を通り、下の窪き所に降る、此所に十二神の窟といへるあり、此洞穴を拝して又左の方へ下りて、下の方小山の西に出、村山口三合五勺目に到る。其所より登りて五合目より大沢の方を目当てに行」

同書の村山口から登山した記述では、一合小屋・二合室・三合室と登って、「四合すぎて五合の室にいたる、此室は大なり、此所は中道めぐりといふ者も登山のものも宿る所なればなり」

とあり、三合五勺の記述はないが、五合の室が御中道の室であるとしている。

『駿河国新風土記』の著者新庄道雄は、同書中に文化五年（一八〇八）と文政十年（一八二七）に富士登山をしたとあるので、御中道と登山道の記述は、文化・文政期の様子を示していると思われる。同時期の資料としては、富士講村上派八世村上照山（照永か）が残した『富士中道』の覚書（文政四年（一八二二））がある（15）。「大宮口、表五合小屋有り、壱里半下り雲切不動」とあり、三合五勺の記述はないが、五合小屋と雲切不動が記されている。大鏡坊文書では「三合五勺」の記述は見られず、村山口登山道の室には、五勺室は見られない。

『駿河国新風土記』に記載のある「此洞穴を拝して又左の方へ下りて、下の方小山の西に出、村山口三合五勺目に到る。」という表現は、「下る」と記述されており、文化・文政期の御中道は、村山口登山道の三合と四合の間で合流し、五合目の室まで登り、そこから大沢方面に向かっていたと考えられる。

天保五年（一八三四）に起きた雪代（雪崩）は、村山口登山道を押し流し、御室・不浄・砂振の施設と共に、登山道は西側に付け替えられている（16）。同時に、雪代の範囲にあった御中道も押し流され、付け替えられたと考えられる。

江戸時代末期に版行された「富士山真面之図」（図1参照）には、富士山中腹を巡る横道が描かれている。当時の村山口登山道は、現在の森林限界（現五合目周辺）直下の樹林帯に一合目（不浄ヶ岳か）の小屋（木造）跡がある。さらに、現在の五合目駐車場から宝永火口へ向かう水平の遊歩道を二〇〇メートルほど進んだ所に二合目室、その上に三合目室と推定される建物跡がある。共に石で囲まれた形状から、石室だったと判断できる。

四合目は現在の六合目に当たる（図2参照）。「富士山真面之図」の合目が明治期の合目と同一地点であるならば、宝永山からの横道が登山道と合流する地点の四合目は、現在の六合目に当たる。先に見た二万分の一地形図に載っている、宝永火口から現在の六合目に至る水平な道筋にあたるものと思われる（17）。

現況 宝永火口から村山口五合目（富士宮口旧五合目）に至るルートは、時代と共に変遷している。『駿河国新風土記』に記述のある、登山道三合五勺で合流するルートが最も古い段階と推定されるが、現況では痕跡を確認することはできない。天保五年の雪代後の様子は、「富士山真面之図」に示された、四合目で登山道と合流して五合目に登るルートと考えられる。最終的には、火口西壁から斜めに上って五合目に直接到達するルートが、御中道として利用されていた。登山道を下った所にあった雲切不動の参詣と関係するのか、今後検討していきたい。

現在、この区間は、御中道という表記はされていない。さらに、ここから大沢に向かう御中道は危険のため通行止めとなっている。

二 雲切不動について

村山口登山道の途中に、御中道修行の行場の一つ「雲切不動」があった。前掲報告書で堀内眞氏は「白子（現、埼玉県和光市）に居住する丸瀧講先達の繁右衛



写真3 旧五合目跡から宝永火口方向を望む
題目塔と、かすかに残る道跡を確認できる。



写真1 宝永火口東壁上の馬の背から、御殿場口登山道方向を望む



写真4 旧五合目室
入口が2ヶ所ある。中道室とも呼ばれ、御中道修行の人を泊めるため、他の室より規模が大きかったという。（富士宮市教育委員会蔵）



写真2 馬の背から十二神岩を望む

門が寛政五年（一七九三）以降に雲霧不動を祀る行場として開いたことがわかる。すでに一八世紀末には、中道を利用して南口（大宮口）に近接する行場を往復する巡拝行が定着している。」としている（18）。

村山口登山道は、明治三十九年（一九〇六）に村山を通過しない新道が開鑿され、四合目（現在の六合目）以下の旧道は使用されなくなった。そのため「雲切不動」の位置も不明となっていたが、近年、富士市教育委員会及び富士宮市教育委員会の調査によって「雲切不動」の可能性がある「岩屋不動」の位置が特定された（19）。今回は、「雲切不動」に至る富士講員の修行ルートの解明を目的として、村山口登山道の四合目（現六合目）以下の現地調査を行った。

江戸後期 富士講村上派八世村上照山の『富士中道』の覚書には、「表口五合目小屋有り 老里半下り雲切不動」とある。また、富士講社月三講の先達長島泰行が嘉永元年（一八四八）に著した『富士山真景之図』（20）には「南大宮の室に出る、此辺より雲霧不動へ下るなりと云」とある。

さらに『富士山道知留辺』には、次のように詳細に記述されている（21）。

「雲切不動明王 吉田口六合五合目鎌岩の所より南口五合目へ出て同四合目へ下り 夫より笹垢離十八町の木立を下りて茶屋一軒あり 是より左りへ十町ばかり入れ八大階子あり 之を登れば空坎ありて この内に安置す この所ハ白子なるへ富沢繁右衛門といふ者寛政五年六月廿日より三十八日目にして見出したると云 又是より元の道を登りて 南口五合目へ出る」

「南口五合目へ出て同四合目へ下り」の記述は、御中道と登山道が五合目で交又している事になり、同書の「中道巡」の「村山口三合五合に至る」という記述とは矛盾する。『富士山道知留辺』巻末の富士講一覧の先頭に、丸瀧講富沢繁右衛門（二代目か）の名前が記載されているので、この部分は富沢繁右衛門からの聞き取りではないかと推測される（22）。

白子（現、埼玉県和光市）の丸瀧講は明治三年（一八七二）に富士塚を築造し、三代目先達富沢繁右衛門が登山記念碑を造立している。記念碑には「文化二乙丑

年六月 富士登山三拾三年大願成就 御中道修行 南雲切開闢 富沢繁右衛門」とあり、初代先達富沢繁右衛門が文化二年（一八〇五）に富士登山三十三度の大願を成就したと、併せて「南雲切開闢」とある（23）。「南雲切」は村山口の雲切不動のことと思われる。開闢の時期は定かではないが、初代先達富沢繁右衛門は文政十一年（一八二八）に八十歳で没しているので、「へ富沢繁右衛門といふ者寛政五年六月廿日より三十八日目にして見出したと云」の記述を裏付けている（24）。

地誌 同時期の静岡県側の地誌では、文政元年（一八一八）成立の『駿河記』（25）には、「富士郡巻之六 富士山」の項に「村山修験家ノ説ハ（中略）笹垢離、足高明神、地藏、雲切、御室（以下略）」とあり、「雲切」の名称が見られる。

『駿河国新風土記』では、「巻二十三 富士山上」に「遠夷談曰（中略）宝永山と云小山あり、即焼出時発出の山なり、因て名く、山上頂に如霧烟氣蒸上、其新穴の下に窟あり、此処に不動尊あり、窟の不動と云、毎年八月十五日土人為群参詣（以下略）」とある。さらに「同巻二十四 富士山下」の大宮登山口の項には、「こゝ（中宮）をすぎて木立の中にいたる、こゝより山路なり、こゝより半里ばかり行て岩屋不動といふあり」とある。

また、文久元年（一八六一）成立の『駿河志料』（26）「富士郡五 久沢」の項に「榎木沢村中を流る、此水は富士山上雲霧不動の下、御前坂より出て、宝永山の西を流れ、此地に至り流末潤井川に合す、」とある。榎沢（不動沢・凡夫川）が雲霧不動の下から流れ下っている。これら三点の記述からも、「雲切（霧）不動」又は「岩屋不動」が存在していたことが確認できる。

岩屋不動 江戸時代、山中の村山口登山道は、富士山興法寺の大鏡坊・池西坊・辻之坊（村山三坊）が管理していた。大鏡坊文書で「岩屋不動」についてみると、文化九年（一八一二）書写の「富士山縁起」には「末代上人ト云行者此所行時、両目開索印不動尊出現給、号「巖不動」とあり、末代上人が岩屋に行った折、両目を開き索をもって印を結ぶ不動明王が出現したので巖（岩屋）不動と号する

と由緒を記している。慶長七年（一六〇二）の「覚 富士山持場之事（写）」には「岩屋不動 元ハ池西坊控ニ御座候処、今ハ山伏ニ相渡候」、また天保三年（一八三二）の「山中山内社堂書上」には「一岩屋不動 只今仮石佛ニ御座候」とある（27）。

岩屋不動へのルートは、「富士山真面之図」（図1参照）では、中腹を巡る横道から、村山口登山道を四合・三合・二合・一合・開山堂・室大日・滝本と下り、滝本から左（東）に折れ岩屋不動に至る。『富士山道知留辺』の雲切不動明王の項には「同四合目へ下り 夫より笹垢離十八町の木立を下りて茶屋一軒あり 是より左りへ十町ばかり入れハ大階子あり 之を登れば空坎ありて この内に安置す」とあり、「岩屋不動」と「雲切不動」の位置及び絵図の様子と記述が一致する。

現在、この「滝本」に比定される建物跡には石造物が四基残されている。舟形光背の不動明王一基と丸彫りの地藏三基である。地藏三基は、西ノ河原に造立された六地藏の一部ではないかと考えられる。不動明王石像には「富士山表口瀧本前 不動明王大願成就 文化六巳年八月二十八日」と刻銘があり、文化六年（一八〇九）の造立である。前掲の「富士山縁起」では「滝本巖不動明王」とあり、「瀧本不動」の記述も見られることから（28）、本来「滝本」の名称は不動沢の滝に由来するものと思われる。「滝本」は「笹垢離」とも呼ばれ、「笹垢離」は慶長七年の「覚 富士山持場之事（写）」にも見られる古い名称で、明治期まで使用されている。丸瀧講富澤繁右衛門の雲切不動開闢以後、雲切不動へ道者を誘導するため「滝本」という名称を使用するようになったとも考えられる。

神仏分離・廃仏毀釈 明治初年の神仏分離・廃仏毀釈によって富士山中の仏像が取り除かれ、仏教地名の改称が行われた。

仏像の撤去 明治七年（一八七四）六月十四日付で、仏体（仏像）の取り除きについて伺書が提出され、六月二十八日迄には聞き届けられている（29）。

仏像を取り除いた場所は、山頂の薬師堂・東西西（賽）・河原・大日堂の他に、一雲霧不動



図1 「富士山真面之図」の一部

宝永山からの横道が、登山道の四合で合流し、五合で分かれて西に向かっている。



写真5 岩屋不動跡

標高1,800m付近の不動沢にある。滝は高さ7mの段差があり、溶岩下層のスコリア層が水によって浸食され岩穴状になっている。

左上の黒い部分が岩穴で、絵図では梯子を架けて登る様に描かれている。

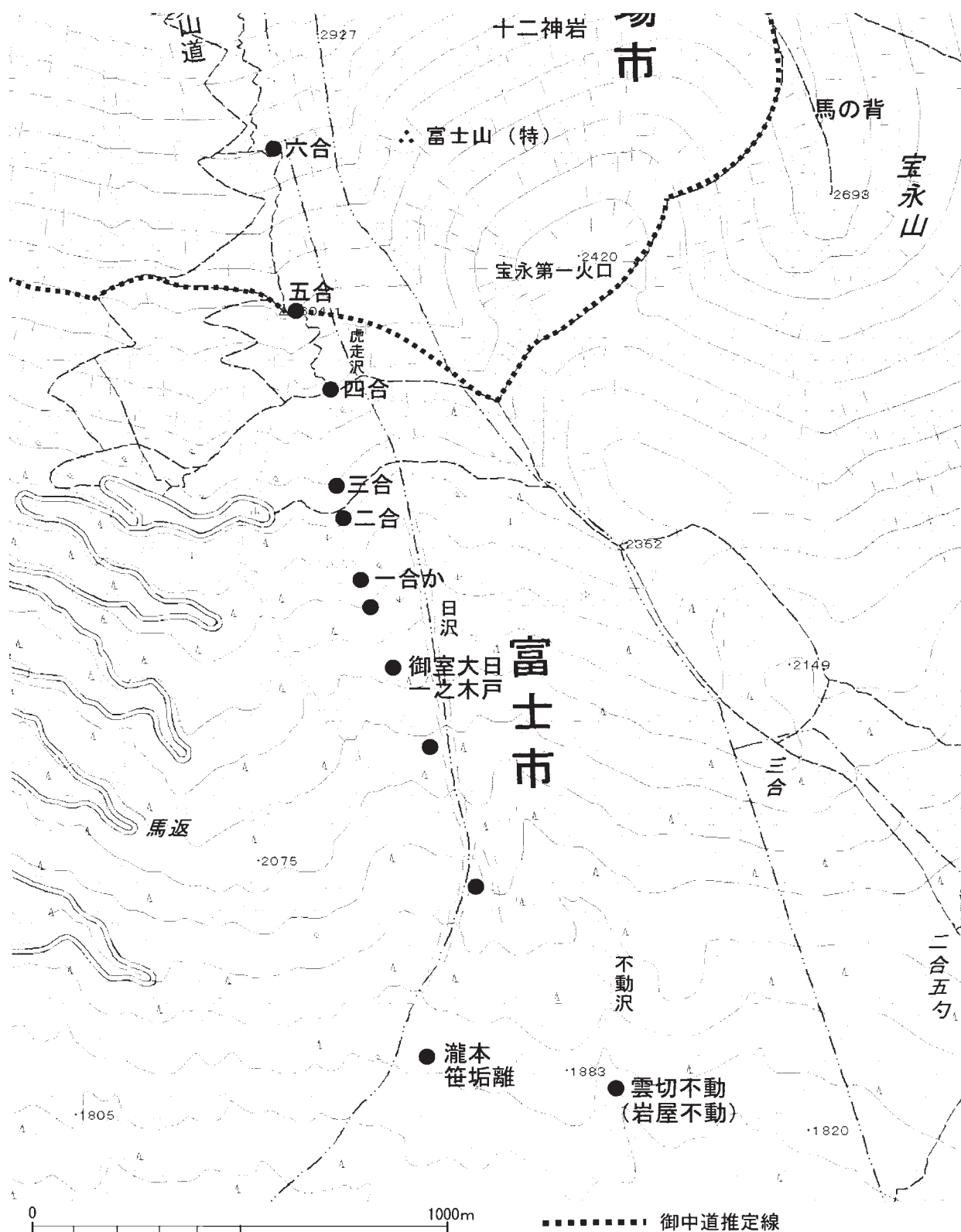


図2 村山口登山道建物跡・室及び御中道推定線位置図

江戸時代末期の村山口登山道合目と小屋の位置を示す。当時の一合は樹林帯の中で木造小屋、二合以上は森林限界上で石室だった。四合は現在の六合目、五合は廃室、六合は現在の新七合目となっている。それ以外は建物跡が残る。明治初年の山中仏像取り除きによって、御室大日堂の大日如来が下ろされ、浅間大神を祀り一合とした。

御中道は、財団法人静岡県埋蔵文化財調査研究所編『大宮・村山口登山道』（2009年）を参考に、推定線を記入した。

国土地理院電子国土Web (<http://maps.gsi.go.jp>) 使用

右富士山中道へ有之候ニ付取除キ、祭神ヲ日本武命ニ改順

とあり、御中道の行場であった「雲霧（切）不動」は洞窟内に祀られていた不動明王が取り除かれ、祭神として日本武命が祀られた。

山中から取り除かれた仏像類は村山の大日堂に納められ、管理された。現在、村山大日堂内に「雲切不動」と伝えられる不動明王像が二軀祀られている。一軀は銅造不動明王立像（像高三一・三cm）で、次のような銘が刻まれている。

〔背面上段〕奉納 富士山 雲切不動尊 応永廿四年八月

〔背面下段〕当國內谷住 形部大夫光国 誓願寺範藏主 敬白

この不動明王像は、明治二十八年（一八九五）の『静岡県富士郡富士根村々山大日堂調』（30）に記載のある「字岩屋安置 岩屋不動銅像 一名雲切不動ト云フ」で、その後所在が不明となっていたが、昭和五十四年（一九七九）に岩屋不動で祀られていた不動明王であるからということ、村山大日堂に返納されたものである（31）。応永廿四年（一四一七）の銘があり、「雲切不動」の初出資料である。「当國內谷」は現在の藤枝市岡部内谷と思われるが、その他は不明である。もう一軀は木造不動明王立像（像高一〇二・五cm）で、山中の不浄ヶ岳に祀られていたという伝承を持つ。富士市の個人宅で雲切不動として祀られていたものが、平成三年（一九九一）に大日堂に奉納されたものである（32）。胴背面に「奉納不動尊躰一軀為國家擁護 法印玉憐六十四歳 「」子年八月」と刻銘がある。年号部分が削られているが、中世の遺風を示す近世彫刻で、制作は江戸中期、十八世紀頃の作とされている（33）。不浄ヶ岳に雲切不動が祀られていたという記録はないので、不動と不浄が間違つて伝承された可能性もある。

地名の改称 仏教地名の改称は同時期に何書が提出され、一度は却下されたが、翌年の一月には聞き届けられた。改称されたのは、文殊ヶ嶽や薬師ヶ嶽などの八峰を初めとした山頂に残る仏教地名が主なものであったが、御中道関連の地名も次のように改称された（34）。

一 笹垢離不動

此処笹垢離ト而已相唱へ、不動ヲ取除キ可ナラン
一 雲霧不動

此処雲霧ト而已改度、元来頗ル靈檢有之場所ノ由ナレハ、和訓栞目ノ部ニ有之目黒ノ不動尊ニ基キ、祭神ヲ日本武命ニ改ムカ

右静岡県下富士郡大宮村山從來持分ノ場所

一 不動石

此石大ナル盤石ナルヲ以テ有形ノ名ニ改メ度ナリ

一 毘沙門石

此処ハ熊野岩ト相改可ナラム、如何トナレハ印度藏誌ニ毘沙門ハ須佐之男命ナラントアレハナリ

右富士半服中道ト相唱候道ニ御座候

一箇所目の「笹垢離不動」は、「瀧本又は笹垢離」とされる建物跡にあるに石像の不動明王の事と思われる。（或いは、大日堂に祀られている木造の不動明王の可能性も考えられる。）二箇所目の「雲霧不動」は、「岩屋不動」のことである。「元来頗ル靈檢有之場所ノ由」とあるが、二箇所共に「村山持ち」とあるのみで、富士講行場或いは御中道との関連は指摘されていない。

三・四箇所目の「不動石」と「毘沙門石」は、「富士半腹中道ト相唱候道ニ御座候」とある。大沢の両岸にあった巨岩で、『富士山真景之図』に描かれている。

明治維新の改革によって富士山興法寺は浅間神社と大日堂に分離され、山中の登山道及び山頂（大日堂）の権利を失った。新たに権利を得た富士山本宮浅間神社は、雲切不動を雲霧社に改め、明治七年（一八七四）八月六日に倭建命（日本武尊）を鎮祭している。その際に浅間神社が村山に赴き聞き取りを行った「雲霧の所由聞書」が浅間大社所蔵の記録（明治七年八月七日）にある（35）。

村山勤記

富士 萬

土屋勝太郎

雲霧の所由聞書

八月廿八日大日堂塔中信定院昨年迄仏祭修行之事

一例祭

赤飯神酒ヲ供

参詣の者ニ、五穀成就の神符を頂戴いたさす

一作り初穂と称し、本日の社入 凡二叭

一信仰ハ、伝法辺より中野大淵辺を始、本郡不残

但吉原辺より西南格別之信仰ハ無之由

一西京の人願ニ付、雲霧招神の供物を与ふ

○

新曆十月八日は、則旧曆八月廿八日也 但シ爾今例祭ハ招神の七月六日

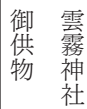
八月廿八日兩日と定むべき事

雲霧祭典の札を信仰之村里宕式ヶ所江建、常備之内一二名を以て祭典執行、

御札并ニ供物を与へ衷庶をして敬神之意ヲ振起いたさせたく候也

但シ村山旧神官一名雇入ハ時宜に寄べし


 富士山雲霧神社御守護


 雲霧神社
御供物

記

一白衣押印



字太ク書し深ク刻スベシ

但シ左東半切位、猶彫刻之時ハ角を除ク

ベシ

一唐紙五切の御神影

但シ彫刻角ヲ除ク



一旧襲は御中道の札と称して村山三坊より出ス、金百疋を以て授與ス則

旧習ハ木札多ク唐檜を用ゆ

三寸

富士山中道大願成就祈処

但方今吉田須走ニ而も出之

巾 長一尺

右相願度旨富士宗四郎より被申出候事

明治七年八月七日

富士

木城

奉鎮祭倭建尊 神璽

明治七年八月六日 勧請富士雲霧 巖穴也

富士本宮国幣祭浅間神社

宮司宍野半代理

欄宜 富士萬

この記録から、雲霧不動は毎年八月二十八日に大日堂塔中信定院が昨年迄仏式の祭礼を行っていた事や、伝法から大淵（富士市）を中心とした富士郡全域の人々が、五穀豊穰を願って信仰していた事などがわかる。

また、「富士宗四郎より被申出候事」として、登山者の白衣（行衣）に押すための印を作成する事や、以前は御中道の札といって村山三坊が出していた「富士山中道大願成就祈処」の御札を出したいと願出があったという。この御札は現在、吉田口や須走口でも出しているとある。富士宗四郎（村山浅間神社）は雲霧社と

改称しても、富士講御中道修行者の勧誘を図ろうとしていた(36)。

また、今回の調査範囲からは外れるが、『富士中道巡』には大沢周辺の行場について詳しく記述されている。その中に「此室(小山の室)は旧大宮持を今は舟津持となる」という記述がある。此の室とは現在の大沢室(大沢休泊所)のことであるが、『富士の栞』には、「御助ヶ小屋といふあり、明治六年の官許にして、村山富士宗四郎の持」とある(37)。官許については調べようがないが、富士宗四郎は池西坊の後継者であることから、御中道最大の行場である大沢に、江戸時代から池西坊が権益を持っていたとするならば、富士宗四郎の申出は、大沢で雲切不動を祀ることを前提とした行動であつたのかも知れない。

村山修験による富士峰修行は、修験者が旧暦の七月二十二日から八月の二日まで山中で修行し、八月三日に須山口から下山し、駿東郡・富士郡の村々で修行・加持祈禱を行いながら、八月十六日に村山へ帰山するものであつた(38)。『駿河志料』に「廿七日瀧本不動参詣」とあり、「瀧本不動」は「岩屋不動」のことで、富士峰修行の行場となつていた。

同時に、岩屋不動は雲切不動として富士講御中道修行の行場であり、さらに五穀豊穰を願う富士郡下の人々に信仰されていた。祭祀の斎主は池西坊配下の修験者であつた龍宝院或いは信定院と考えられる。今後、富士山麓周辺の雲霧(切)不動信仰についての調査を進めたいと考えている。

明治以降 「雲霧社」は、勧請直後は浅間神社の末社となり、祭祀は富士山本宮浅間神社の神職が現地に赴くか、浅間神社で遙祭という形で執り行われた。祭日は九月末から十月上旬で、登山期間から外れている。明治十六年の祭礼では、「神符式百五拾枚内十六枚余る」とあり、大勢の参拝者がいたことがわかる(39)。

『富士の栞』は、表口五合目を起点として時計廻りに中道を紹介している。「宝永山に到れば、新内陣元新内院といふといふあり、洞穴なり此内に入りて上方を望めば、十二神岩、また、屏風岩ともいふ所あり、又此内に牡丹岩、臥竜石、蓮花石、などいふ、奇石数多あり、夫より虎走沢を西に返れば元の五合目に出づ此間一里、

また雲霧社へ参拝するにハ、宝永山より直に下り瀧本室へ表口登山の道、笹垢離出てこれより同社に到るなり」とあり、雲霧社勧請間もない時期の案内で、雲霧社への参拝を進めている。

明治三十年(一八九七)発行の土木浩一郎著『富士登山案内』(40)、大正二年(一九一三)発行の松井春野著『富士と足柄』(41)等の明治後半から大正初期の登山案内書にも、雲霧社が記載されている。

富士講中の対応 明治七年に「雲切不動」が廃され、新たに「雲霧社」が勧請されたことに對する富士講中の対応はどのようなものであつたか。明治期以降の富士講御中道案内への記載や、富士講中の雲霧社参詣記録も確認されていない。

一方、御中道修行の重要な行場であつた大沢周辺には、明治十五年(一八八二)造立の「参明藤開山石塔」(「雲霧不動尊」)や三柱神社拝殿内の奉納物等で雲霧不動信仰が確認できる。雲霧不動の行場は、雲切不動(岩屋不動)から、大沢へ移動したと考えられる。

大沢に至る御中道については今回調査することができなかったが、これまでに山梨県によって詳細な調査が実施され、大沢周辺の石造物や三柱神社奉納物について報告されているので、こちらを参照していただきたい(42)。

三 御中道と村山修験

前年度報告書で堀内眞氏は、「旧来の禅定(道者の登山)には、山内に留まつて廻峰を行う認識はない。修験(山伏)の行法の実践から富士講の修行へと移行していった。大沢周辺の施設のあり方も、不動を祀る行場であつたものが、富士講の信仰拠点へと転換している。」として、修験の行法と富士講の御中道修行との関連を指摘している。村山修験の山中修行の中に、富士講の御中道修行と類似した「中禅定」という修行があつたことを窺わせる資料が大鏡坊文書にある(43)。

資料1 大鏡坊文書k-2 「富士山縁起」

富士山興法寺大鏡坊文書の縁起に、次の様にある。

富士山入峰行所号「中禅定」木山境有「横道」

本資料は、縁起奥書に「文化九壬申十二月十七日見、辻之坊所持之縁起写之、雖為自往昔所伝之縁起、其誤実杜撰不可勝計、必考古実可正之者也 頼猷」とあり、文化九年（一八一二）の書写である。池西坊諱栄（明和二年（一七六五）没）が書写した縁起（44）と内容が同じであることから、一八世紀中葉には「富士山峰入修行の行所として中禅定と号す木山境の横道」があつたと推定される。

資料2 大鏡坊文書k-174「表紙欠（道者帳写）」

資料3 大鏡坊文書k-46「富士山興法寺大鏡坊記録」文化十年（一八一三）

大鏡坊文書k-174「表紙欠（道者帳写）」は、道者帳の写である。原本となつた道者帳は一部を除き現存していない。この文書中に、「中禅定」及び「八海廻り」の修行をした「蓮休房」についての記述がある。

明和三年戊午

志州国崎村平吉、蓮休

峰中ニ而表大日江唐金燈奉納

御中禅定 蓮休、源兵衛、平吉

攝州大坂唐物丁四丁目住 蓮休

右表大日堂建立成就いたし、当年金燈籠片へ建立、片へ国崎平吉

此度中禅定 摂州一ヶ国先立許

右府中講中ノ間タムタツニ而両坊ハム役ニ而相済筈也 以後相心得べき也

明和四年亥年

大坂 蓮休房此節八海廻り

今年蓮休房御祭礼之先払、金幣建立持参被致者也

大坂の蓮休、志州国崎村平吉、源兵衛の三人が御中禅定の峰入修行をした。さらに、蓮休房（坊）は明和四年（一七六七）には八海廻りの修行を行っている。

蓮休の初出は、宝暦十三年（一七六三）で「六月十七日 大坂蓮休 十二人同行」

とあり、安永八年（一七七九）には「今年迄大坂蓮休院年々参詣申候」とある。

大鏡坊文書k-46「富士山興法寺大鏡坊記録」は、大鏡坊頼長（文化十一年（一八一四）没）が、天文七年（一五三八）から文化十年（一八一三）までの古記録を写し年表形式にまとめたもので、明和三年（一七六六）の条に蓮休の記述がある。

明和三年丙戌

摂州大坂唐物町四丁目 蓮休

右は表大日堂建立成就致、当年金燈籠片々建立、片々ハ志州答志郡国崎村平吉建立也、此度中禅定丸屋源兵衛・蓮休・平吉三人成就、右蓮休坊へ摂州一国富士先達相許申候、末世のため記置者也

明和三年戌六月十五日

（朱書）「右道者帳ニ出」

さらに、翌年の明和四年（一七六七）の条には次のようにある。

明和四丁亥

摂州大坂唐物町四丁目先達蓮休房同行五人、八海廻り致候、此度右蓮休房村山浅間御祭礼之先被金幣建立持参致候者也

明和四年亥七月廿二日

（朱書）「右同道者帳ニ出」

これら二つの資料の原本となつた道者帳は同じものと思われ、「中禅定」及び「八海廻り」という修行があつたことが確認できる。

蓮休坊は中禅定修行を終えて摂津国の先立（先達）職を免許されている。中禅定修行は峰入修行の中でも重要な修行であつた事が窺える。大鏡坊が安永三年（一七七四）五月に、明石屋蓮休方を旅宿にして、入口に幣束を立て川端で垢離を取る（富士垢離）の許可を奉行所に願ひ出ている（45）。蓮休坊は、この明石屋蓮休と同一人物と思われる。

資料4 大鏡坊文書k-173「導者帳」（嘉永元年六月吉日）

嘉永元年（一八四八）の六月一日から七月末日までの道者帳である。七月十七日の条に、次のようにある。

十七日

一八百文 坊

（朱書）『○』当郡吉原駅

無役

（朱書）『無役』 杉山陽一

一七十式文 拾毫

中禅定 橋屋□七

一金一分ト二百文 中禅案内

御役人 江戸屋門二

与右衛門

綿屋兵吉

メ毫分ト壹貫七十二文

メ四人登山

富士郡吉原宿の四人が大鏡坊に泊まり、山役銭は払わずに、一分ト二百文で中禅案内人を雇って登山をしている。四人は「中禅定御役人」と理解できるが、詳細なことはわからない。この道者帳では、登山案内人一名の雇い賃は五百四十八文であるから、一分ト二百文は約倍に当たる金額である。同時期の吉田口の資料（46）では、「御中渡案内 金毫分ト貳百文」とあり、中禅案内料と同額となっている。中禅定は富士講御中道修行同様に危険を伴う難行だったと推定される。

資料5 大鏡坊文書k-53 「脇坂淡路守様江差出候訴状控」（嘉永四年）

嘉永四年（一八五二）五月に、大鏡坊が、山役銭の分配や檀所の事などについて、池西坊と辻之坊兼帯江戸大久保大聖院を相手取った訴訟の記録である。

池西坊について、次のような記述がある。

例年 御公儀御代参として修験拾式人連立富士山中禅之御室と申迄登山仕

御武運長久御祈念

御公儀御代参については、大鏡坊文書k-54「富士山法仕来について願書」嘉永七年（一八五四）のなかに、「年々六月之内吉日を撰、御代参として富士山御室迄池西坊登山」とある。「御室」は「御室大日堂」のことと考えられ、同室は「中禅之御室」と呼ばれていたことがわかる。

資料6 富士登山案内絵図

次に、資料1から5で確認できた「中禅定」修行の実践場所（行場）について、村山三坊版行の登山案内図を中心に検討してみたい。

登山案内図は、富士吉田市歴史民俗博物館発行の『富士山登山案内図』（以下「図録」と表記）を参照させていただいた（47）。同図録には、各登山口の登山案内図が網羅されており、表口（大宮・村山口）案内図は十七点が収録されている。図録38「三国第一富士山禅定図」は、大鏡坊によって版行されたものである。「中禅定道」と表記された横道が宝永山下から西（左）に延びて、登山道と「室大日」上で合流し、「冠石」を経て大沢に向かっている。また、「室大日」の入口には木戸が描かれ、その下に小屋があり、東（右）に分岐した道の先には「イワヤフトウ」（岩屋不動）がある。版行時期については、荻野氏他の研究によって天明六年（一七八六）以前と推定されている（48）。

図録41「富士山名所之図」、同42「富士山名所記」は同じ構図で、共に「中禅道」が記載されている。図録38に比べ登山道と交叉する地点はやや上で、明瞭に示されている。交叉点には「行者堂」が、その上には「不浄ヶ嶽」が描かれている。一方、「室大日堂」の右手に「等覚門往生寺」と記され、その下に「チャ屋」があり、入口には柵が描かれ「ヤクバ木戸」とある。さらにその下に「タキ本」の小屋があり、東に向かう道は鳥居をくぐって「イハヤフトウ」に至っている。

図録43・44「駿河国富士山絵図」は、登山道に二合から九合までの合目の数字が表記され、一合は行者堂或いは普浄岳に当たるように思われる。「中禅定道」は登山道の四合と五合の間で交叉し、図録41・42の交叉点（行者堂）より高い位置となっている。

図録45は神戸麗山の作画によるものである（49）。麗山は、天保十三年（一八四二）の「蹲踞の碑」造立に立ち会ったため登山しているので（50）、山中の様子は正確に描かれている。本稿図1に該当部分を掲載した。本図には、これまでに見てきたような「中禅定道」・「中禅道」とあった横道の名称が表記されていない。さらに宝永山の下から描かれていた横道は、宝永山の上（宝永火口）

から描き始め、登山道の四合目で合流し、五合目で分岐して大沢方向に向かう。天浮橋、不動石、二渡とあり、三渡で大沢を越している。宝永火口上には十二神岩も描かれ、富士講の御中道を忠実に表現しているように思える。

図録46「富士山真面之図」は、図録45の改版である。構図は踏襲されているが、神仏分離・廃仏毀釈後の明治十三年（一八八〇）に村山浅間神社が版行したもので、岩屋不動は「雲切」と表記され、施設や地名の名称が変更されている。

図録49は、明治十一年（一八七八）に大宮町居住の個人が版行したものである。

この図では、岩屋不動は「雲切岩屋社」●寛政五年 富澤繁右衛門開是」と変更されているが、旧名称を残したもので、富士講御中道のルートが丁寧に描かれていることを考えると、富士講信者の勧誘を目的に版行されたものと思える。

中禅修行 登山案内図に見られる「中禅定道」や「中禅道」は、資料1から5で確認した「中禅定」修行の実践場所（行場）であった可能性があるが、修行の内容や、富士講の御中道修行との関連は判然としない。図録45「富士山真面之図」以降の案内図では「中禅定道」の表記が消え、富士講御中道ルートの各地名が表記されている。村山修験の中禅定修行は嘉永年間を最後に確認できない。「富士山真面之図」が版行された時期には中禅定修行は衰退し、中禅定道は富士講の御中道として利用されていたものと捉えられる。

『駿河国新風土記』には、「此小山は駿東郡須走村より甲斐国に通ふ道、ここ坂のかたわらに、今の俗中禅定と云小山はなり・・・」とある。この小山は、記述内容から須走口五合目の北側にある小富士の事と思われる。また、富士八湖について、「富士行者といふものゝめぐる所なり、役行者の巡りしあとなりとて富士峰修行の山伏の行をつとむる所なりと云」とあり、富士講内八海巡りと同じ八湖を揚げている（51）。村山修験の修行なのか、富士講の修行なのか判然としない。今後の研究に委ねたい。

まとめ

今回は、御殿場口六合目（旧須山口六合目）付近から、富士宮口五合目に至る御中道について、現地調査を実施し、文献資料を使って検証した。当初に掲げた調査目的の四項目についてまとめる。

第一点としてあげた「村山口三合五勺」の位置についてである。宝永火口からのルートを再検討し、時代的変遷があったと推測し、現在では三合五勺の地点を特定することはできないという結論に達した。登山道及び御中道の付け替えや、地点を指す合目の変遷等、今後整理して再度検討してみたい。

第二点の「雲切不動」については、地点を特定することができた。村山修験峰入修行の行場であった「岩屋不動」が、富士講の御中道修行の行場「雲切不動」として信仰され、さらには、富士郡下の人々に五穀豊穡を叶える靈験あらたかな雲切不動尊として信仰されていた。そのことは、大鏡坊文書中に「富士山岩屋雲霧不動尊 五穀成就祈禱之牘 龍宝院」の札が見られることから確認できる。富士山の各登山道にも「雲切（霧）不動」が祀られていることや、静岡県側の富士山東麓から南麓一帯に「雲切（霧）不動」の信仰が見られることなど、山中の雲切不動信仰との関わりについては、今後の検討課題である。

第三点目として、富士山興法寺大鏡坊文書の中から、中禅定修行に関する項目を抽出し、中禅定修行や八海巡りを行った行者がいたことが確認できた。また、村山三坊版行の登山案内図に描かれる中禅定道が中禅定修行の実践場所ではないかと推測した。しかし、中禅定修行の実態や、富士講の御中道修行との関連については明白にできなかった。

第四点目の、大沢越場付近にあったとされる休泊所の位置、及び大沢室の経営者の変遷等については、大沢周辺の権益を池西坊が持っていた可能性があることが確認できた。次回は、大沢周辺の調査を実施したいと考えている。

これまで、静岡県側の富士山中修行の研究は、村山修験の峰入修行について進

められてきた(52)。しかし、御中道は、長谷川角行を祖とする富士講が、吉田口を起点として富士山腹を周廻する修行の道で、山梨県側の信仰の延長線上にあるという認識で、十分な調査が行われてこなかったように思う。今回の調査で、村山修験の行場岩屋不動に富士講の行場雲切不動が開かれたのは、村山修験が十八世紀中葉から関東の富士講信者の勧誘を図った結果であると思われる。また、富士講の御中道修行と八海修行に類似する修行が村山修験でも実践されていたことが確認された。「八海」については中世後期には存在していたことが報告されている(53)。御中道修行についても、富士講修行に先行する修行が存在していた可能性もあると考えられる。

最後に、今回の調査及び本稿をまとめるに当たりご教示いただきました、静岡県富士山世界遺産センター大高康正氏、愛知大学総合郷土研究所研究員松田香代子氏、富士市立博物館井上卓哉氏の各位、及び資料の提供をしていただいた富士山本宮浅間大社、村山浅間神社、富士宮市教育委員会に深く感謝申し上げます。

註

- 1 山梨県立富士山世界遺産センター研究紀要・山梨県富士山総合調査学術調査報告『世界遺産富士山 第一集』 特集「御中道調査報告」(山梨県立富士山世界遺産センター 二〇一七)
- 2 登山道の表記は、世界遺産富士山構成資産の名称は「大宮・村山口登山道」(現 富士宮口登山道)であるが、現在使用されている登山道は「富士宮口登山道」、明治三十九年以前の登山道は「村山口登山道」と表記した。
- 3 「雲切」・「雲霧」の表記は、資料原本の表記に従った。
- 4 『村山浅間神社調査報告書』(富士宮市教育委員会 二〇〇五) 所収、村山浅間神社所蔵(富士宮市教育委員会寄託)
- 5 富士山本宮浅間大社所蔵の庶務綴・日誌等(明治六年以降)の記録類。
- 6 大日本帝国陸地測量部 明治二十年測量同二十三年製版同二十四年出版「富士山」
- 7 石原初太郎『富士の研究Ⅴ 富士の地理と地質』(古今書院 一九二八) 第十六章参照

- 8 土屋勝太郎『富士の栞』(富士宗四郎出版 一八七八) 他
- 9 国土地理院発行2万五千分の一地形図「富士山」で「六合」と表記されている地点。現在、室は取り壊され、石組が残るのみとなっている。
- 10 前掲(1) 第一部本文編第二章「静岡県側の御中道調査の概要」、『富士宮市史下巻』(富士宮市 一九七二) 参照。
- 11 万延元年(一八六〇)の御縁年に、富士宮市内の日蓮宗大泉寺によって、五合目に女人堂が、五合五勺に日蓮聖人の祖師像を安置した高祖堂が建てられた記録がある。祖師像の登山に参加した信者は、その日に吉田口の経ヶ岳までいって宿泊している。日蓮宗の連携があった事が推定される。
- 12 外川鯉太郎編『富士吉田口案内』(一九〇五)の「御中道案内」には「大宮口六合目」とある。合目の変遷については精査が必要と考えている。
- 13 前掲(1) 第一部本文編第三章 赤池栄人「御中道の絵葉書」参照
- 14 『史跡富士山 大宮・村山口登拝道調査報告書』(富士宮市教育委員会 二〇一六) 『修訂 駿河国新風土記』下巻(国書刊行会、一九七五復刻)
- 15 同書中の御中道の記述は、書き出しに「川口の御師中村高通曰」とある。同書「卷二十三 富士山 上」(文政十三年校了)の宝永山の項で、「甲斐川口浅間神社御師中村筑前高通と云人來りて曰」とある事から、中村高通からの聞き取りか、文献の引用ではないかと思われる。
- 16 「富士中道巡拝につき覚書」『富士吉田市史』史料編第五卷(富士吉田市 一九九七)
- 17 財団法人静岡県埋蔵文化財調査研究所編「大宮・村山口登山道」(二〇〇九) 所収の「富士山導者道絵図」(宗教法人聖護院蔵) 参照
- 18 万延元年(一八六〇) 刊行『富士山道知留辺』の「中道巡」の項には、「登山道の三合五勺に出る」とあるが、記述が『駿河国新風土記』に酷似しており、同書を引用したもので、発刊当時の様子を記述したものではないと判断した。
- 19 前掲(1) 第一部本文編第四章 堀内眞「御中道と大沢室の奉納物」 参照
- 20 前掲(16) に富士市教育委員会の調査報告が掲載されている。
- 21 岡田博「富士山真景之図」長島泰行筆画(名著出版 一九八五)
- 22 「富士山道知留辺」『富士吉田市史』史料編第五卷(富士吉田市 一九九七)
- 23 「富士山道知留辺」『すその路』四号(すその路郷土研究会 一九八二)
- 24 『和光市史 民俗編』(和光市 一九八三)、『市史編さん資料五 白子の民俗』(和光市 一九八二)、『歩いてまわる和光の金石文と石造物』(和光市歴史と文化を学ぶ会

- 二〇一三) 参照
- 24 大鏡坊文書 k-170 「相州房州上総国下総国常陸国武州甲州信濃国参詣控帳写」 享和三年(一八〇三) は、道者帳から関東行者を抜き出したもので、安永三年(一七七四) からの記録がある。享和元年(一八〇一) 七月には、本郷の丸滝講同行七人が下山宿泊し、翌日人穴へ廻るという記述がある。また、同年二月には江戸回向院で出開帳を行っているなど、関東道者の勧誘と雲切不動開闢の関連性が想定される。
- 25 『駿河記』(臨川書店 一九七四)
- 26 『駿河志料』(歴史図書社 一九六九)
- 27 前掲(4) 所収 k-52 「嘉永二年森御殿江三坊伺記録写」
- 28 大鏡坊文書 k-51 「森御殿江三坊伺記録」のなかに「富士山山室之三坊支配書立之覚」の写があり、「一瀧本不動 池西坊 当時室無之、道者道より五六町東江入」とある。
- 29 『指令綴』明治六〇二十年「富士山中仏像取除ノ儀伺書」(富士山本宮浅間大社所蔵)
- 30 『控 静岡県富士郡富士根村々山大日堂調』(写) 明治廿八年七月(個人蔵)
- 31 赤野竹司『富士山登山道 表口茂良山』(富士山表口村山登山道保存観光資源化推進協議会 一九九三)
- 32 前掲(31)
- 33 前掲(4) 「第五章 村山浅間神社の彫刻」参照
- 34 前掲(29) 「富士山中地名改称ノ儀伺書」
- 35 「富士山中山名改称ノ儀伺書」明治七年『山梨県史』資料編一六(山梨県 一九九八)
- 『庶務綴』明治六〇十年 (富士山本宮浅間大社所蔵)
- 36 富士宗四郎は池西坊の後継者で、浅間神社主典(明治八年二月奉職 明治十六年没)
- 37 前掲(8)
- 38 大高康正『富士山信仰と修験道』(岩田書院 二〇一三) 参照
- 39 「日鑑 第十四号」明治十六年第壹号 浅間神社庶務係(富士山本宮浅間大社所蔵)
- 40 上木浩一郎『富士登山案内』(勝見書房 一八九七)
- 41 松井春野『富士と足柄』(敬文堂書店 一九一三)
- 42 『富士山 山梨県富士山総合学術調査研究報告書二』資料篇(山梨県富士山世界遺産保存活用推進協議会 二〇一六、前掲(1))
- 43 前掲(4) 資料編所収。村山浅間神社所蔵(富士宮市教育委員会寄託)
- 44 「富士山縁起」『山岳宗教史研究叢書一七 修験道史料一』(名著出版 一九八一)
- 45 前掲(4) 資料編所収 k-115 「奉願口上書」安永三年(一七七四)
- 46 「山役銭并諸賃銭取極連印につき惣神官年行司定書」安政四年(一八五七) 六月 『富士吉田市史』資料編第五卷(富士吉田市 一九九七)
- 47 富士吉田市歴史民俗博物館『富士山登山案内図』(富士吉田市教育委員会 二〇〇〇)
- 48 荻野祐子「富士山南口案内絵図・村山修験者と富士南麓登山」『富士市立博物館館報 平成十年度』(一九九九)
- 井上卓哉「木版手彩色「富士山禅定圖」にみる富士山南麓の信仰空間」『静岡県博物館協会 研究紀要 第三七号(二〇一四)』
- 49 神戸麗山(一八〇二—一六二) 駿河国庵原郡生れ。京都の岸岱に学び、好んで富岳図を描いた。「富士山真面之図」の版行時期は、天保十三年(一八四二)の富士山頂「蹲踞之碑」造立後の事で、弘化年間と推定される。
- 50 大鏡坊文書 k-76 「富士山蹲踞碑諸勘録」(天保十三)
- 51 前掲(14)
- 52 遠藤秀男「富士信仰の成立と村山修験」『山岳宗教史研究叢書九 富士・御岳と中部霊山』(名著出版 二〇一五、大高康正 前掲(38) 等)
- 53 菊池邦彦「富士山縁起」『富士吉田市歴史民俗博物館研究紀要 第一集』(富士吉田市教育委員会 二〇一五)

第七章 富士山北麓に通じる道

堀内 亨

はじめに

——二月廿日ニ大雪フリ、ツ、カイニハ何も不入候得共、(中略) 同道者の事ハ二月より七月迄参申候、此年ノ六月前日テリ、同六月十三日より雨フリ始来、十月迄フリ候間、耕作以下何も無之候、

戦国時代の富士山北麓における日常生活を記録したことで知られる「勝山記」(1)の永禄三年(一五六〇)条の一節である。①「ツ、カイ」(簡粥) Ⅱ簡粥占い、②富士山へ参詣する道者の動向、③六月から十月に至る気象状況、④当年の作柄、これらについて綴っている。「勝山記」は、天文年間(一五三二～五五年)に入ると、吉田(富士吉田市上吉田・下吉田)、ことに下吉田にかかわる記述が増加する。その背景には、編纂素材とされた原記録が、同所に所在した常在寺の末庵において作成されたことに起因するのではないかと指摘されている。下吉田に遺る小字の法華堂は、同庵の所在に因むものだろう。小字法華堂の南西隣字宮ノ下には、小室浅間神社が鎮座する。同社では、現在も毎年一月十四日深夜から十五日未明にかけて、簡粥神事が執行されている。粥を煮る大鍋のなかに葎の茎で作った二四本の筒を入れ、煮上がりまでに各筒へ浸透した粥の量にしたがって、夕顔以下一七種の作物および蚕の出来具合、さらには富士山に参詣する道者の多寡について占う。加えて、囲炉裏の灰中にできた熾炭の灯り具合により、月毎のテリフリ(晴雨)についても、占うのである。小室社の簡粥神事を前提とせずに、冒頭引いた「勝山記」永禄三年条の①と②、③と④を、互いに関連づけて考えることはできないだろう。「勝山記」は、小室浅間神社で執行されていた簡粥占いについて記録したものとみて、まず間違いない。

現在、小室社の簡粥占いでは、都合二四本の葎の筒が用意されるが、農作物と蚕に割り振られた一八本を除く六本、すなわち全体の四分の一が、道者の占いに充てられている。最初の一本では道者一般、残る五本においては、甲州・信州・駿州・相州・武州の五カ国から来訪する道者について、それぞれその多寡を問うのである(2)。南面(大宮、村山Ⅱ静岡県富士宮市)や東面(須山Ⅱ裾野市、須走Ⅱ小山町)の登拝口を抱える駿河、東面に近接する相模の両国からの道者が、なぜ占いの対象となってきたのだろうか。小稿では、こうした疑問を出発点に、甲斐と駿河を結ぶ交通路、ことに富士山の北東麓を経由して甲斐と駿河を結んだ交通路について考えてみたい。

一 北面からの登拝

——駿河・相模からの道者も北面から登拝したのか——

最初に十六世紀後半から十七世紀前半にかけて日本に滞在したポルトガル生まれのイエズス会宣教師ジョアン・ロドリゲスの著書『日本教会史』の一節を引こう(3)。

——この国(駿河)には日本中で最も有名であり、最も高く美しい山があつて、富士山と呼ばれる。(中略) 山頂にきわめて大きな穴、火口があつて、そこから絶えず噴煙を出している。ここは、日本中から多くの巡礼者の来る所であり、頂上は非常に寒くて、夏の土用中でなければそこまでは行けないので、土用の頃には多数の巡礼者が頂上へと登って行く。(下略)

——第八の国は甲斐で、甲州ともいい、四つの地区に分かれている。(中略) この国は南が富士の山に接していて、前に述べたように、ここからだけその山に登るのである。(下略)(傍線は引用者)

駿河の項にみえる「富士山は「この国」に帰属する」とする意識は、「駿河なる富士」と詠んだ上代の歌人以来一貫し、現在の「表富士」にまで通じるものと理解されよう。ここで注目したいのは、傍線を付した箇所から読み取れる、①夏期



には列島各地から道者が訪れ登拝していた、②登拝はもっぱら甲斐側からなされていた、の二点である。十六世紀後半には、富士山を目指して各地から道者が訪れ、彼らは甲斐側（北面）から頂上へ向かっていったのである。はたして、ロドリゲスは、事実を正しく書き留めていたのだろうか。こうした事実を、ほかの史料から跡づけることはできるのだろうか。

このうち①については、「勝山記」に散見される道者の記事（４）、あるいは当該期に北面の登拝拠点である吉田に集住した御師に宛てられた文書（５）の存在により、容易に確かめられる。問題となるのは、やはり②だろう。これは、北面の登拝拠点で執行される筒粥占いで、駿河や相模から来訪する道者の多寡が、なぜその対象とされるのかという先に提起した問題と重なる。

以下、駿相両国から北面へ回り込む道者の存在を裏づけるとみられる事例をあげていこう。

（１）本栖の渡辺囚獄佑

本栖（富士河口湖町）にあつて武田氏に仕え、その滅亡後は徳川氏に属した渡辺囚獄佑について、「修訂駿河国新風土記」は、次のように述べる（巻二四「富士山」下）（６）。

——天正年中までは本栖にも御師あり、渡辺囚獄介といへる御師、神祖に随ひ武功ありて禄七百石を賜りて御旗本の士となり、子孫延宝のころまで本栖奉行となり、此所の御関所を守る、此渡辺氏の旦家といへるものは川口

平成三十年度筒粥神事占標

夕顔	かいこ	大麦	小麦	稲	麻	きび	あわ	小豆	ひえ	大豆	いも	そば	な者	道者	甲州	信州	駿州	相州	武州	合計
おくて	おくて	おくて	おくて	おくて	おくて	おくて	おくて	おくて	おくて	おくて	おくて	おくて	おくて	おくて	おくて	おくて	おくて	おくて	おくて	おくて
三分	六分	三分	三分	五分	二分	三分	三分	三分	五分	四分	五分	四分	三分	三分	三分	四分	六分	七分	六分	九十分

晴雨占標

一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
ふりてり	ふりてり	ふりてり	ふりてり	ふりてり	ふりてり	ふりてり	ふりてり	ふりてり	ふりてり	ふりてり	ふりてり
小風	小風	小風	小風	小風	小風	小風	小風	小風	小風	小風	小風

富士吉田市下吉田鎮座
富士山下宮・小室浅間神社



の御師三浦外記に譲る、浅間の社人御師渡辺氏なるもの甲斐にも駿河にもあるは、此囚獄介の一族なりといへり、本栖より登山するには、本栖より足機山をめぐり大嵐村に出て、北口の正面の道をのぼりしと云、此本栖も甲府より右左口通りと云道を駿河の方に出るの大通の順路なり、

渡辺氏が「本栖の関所奉行」の任にあつたことは、「寛政重修諸家譜」にも見える(巻四八一)。囚獄を称した長・盛の両代、続く甚五兵衛友のあと、延宝八年(一六八〇)に家督を継いだ源五郎某は、翌天和元年(延宝九)に小姓組へ編入されたのを機に、采地を召されて廩米取りとなった。「風土記」の記述にしたがえば、在所を離れるにあたり、御師としての檀家は河口御師の三浦氏に譲渡したようだ。駿河方面から、西麓を北面へ向かう道者を檀家として抱えていたのである。なお、「甲斐国志」は、成沢村(鳴沢村)にかけて「番所廢跡」の項をもうけ、そのなかで高家村(笛吹市八代町)に永禄四年(一五六二)五月十日付の武田家朱印状が伝わっていて、そこには「就本栖在城、鳴沢六月関役内三分一出置候者也」の文言があつたとする(巻五三)。「六月関役」とあることから、これが富士へ向かう道者を改める関所であつたことは疑いない。駿河方面から、あるいは甲府盆地から右左口峠を越えて北面を目指す道者を対象とした施設だろう。

(2) 房総からの道者

吉田御師小猿屋(刑部氏)は、房総半島を檀那場としていた。以下に、正木時茂(永禄四年没)が五月二十八日付で「富士之御司房州宿」に宛てた書状の前半を引く(7)。「御司」は「御師」に対する当字だろう。

——富士江代官お為参候、能々有指南、同下向之時分船渡通案内者お被指副被送候者、可喜入候、(下略)

登拜期を目前に控え、「代官」＝代参者を送る旨を記し、その周旋方を依頼している。とくに、「下向之時分」＝帰国時に「船渡通案内者」を差し向けるよう願っている点が注目される。参詣者は浦賀水道を往復したのだらう。御師刑部氏に対し、復路では三浦半島の某所まで同行し、船を手配することを求めたものと理解

される。なお、引用を省略した部分(後段)には「来国之上可相渡候」の一節があり、すでに十六世紀の段階で御師が廻檀していたことがうかがえ、興味深い。いづれにせよ、安房からの参詣者は、三浦半島へ渡り、相模・駿河両国を経由して、吉田に至つたものと推定される。

(3) 大石村居住の山名主と大宮大宮司の登拜
大石村は、河口湖の北岸に位置する(富士河口湖町大石)。同村の天保十三年(一八四二)十一月の「村明細書上帳」(8)の一項には、次のような記載がある。

——当村より富士山八龍辺ニ而手水売、弥陀・釈迦・地藏之賽銭取来り申候、往古より年々六月登山仕候、并駿州大宮大宮司役人富士登山之節ハ、当村山名主方江大宮より門出ヲいたし、山名主宅より登山仕候定例ニ御座候、依之弥十郎儀ハ、山名主相勤申候、

「八龍」とは「八葉」＝山頂だろう。これにしたがえば、大石村は頂上で手水を売る、あるいは阿弥陀岳(伊豆岳)をはじめとする三カ所で賽銭を徴集する権利を有していた。また、村内居住の弥十郎は「山名主」を務め、大宮(富士山本宮浅間大社、富士宮市)の大宮司配下の者は同家に宿を取り、ここから登拜したことになる。すなわち北面を登つたことになる。

(4) 山頂までの距離

「甲斐国志」は、「富士山」の項で山頂までの里程について、次のように記す(巻三五)。

——採葉小録ニ、駿河大納言様山道法御改ノ節、上吉田村鳥居ヨリ御改ノ由、富士ノ山上マデ吉田ヨリ凡三百五十七町七間半アリトゾ、鳥居ハ浅間社中五丈八尺ノ大鳥居ノコトナリ、

「採葉小録」なる書物は、「国志」の引書目録にも見えず、また国文学研究資料館が公開する「日本古典籍総合目録データベース」にも所見がなく、はっきりしない。駿河大納言とは、駿府城(静岡市)に居城して、駿河や甲斐を領した三代将軍徳川家光の弟忠長のこと。里程を測つたのは、寛永年間(一六二四～四四)

の前半のこととみられる。「駿河国新風土記」にも同様の記述がみられるが(巻二三)、こちらは「甲斐国志」からの孫引きだろう。駿甲両国を領した忠長が北面を計測した背景には、登拝は北口からという意識が垣間見られる。

以上、管見に入った事例をあげた。ロドリゲスの述べる「ここからだけ」は極端にせよ、相模や駿河から登拝を志す道者が北面に回り込み、吉田口から山に入る事例が少なくなかったことは確かめられよう。

二 甲斐国都留郡と駿河国駿東郡を結ぶ道

甲斐・駿河両国の東部国境には、大洞山(一三八四メートル)や三国山(一二〇一メートル)などをともなう山嶺が東西に横たわり、鞍部を越えるいく筋かの峠道が両国を結んでいる。西に籠坂峠、東には明神峠、間のヅナ峠などが想定される。近代に入って国道一三八号が整備されたところから、籠坂越えが主要ルートであったと考えられがちだが、時代をさかのぼっていったとき、はたしていずれがそれだったのか。そこには、時代的な変遷があるのだろうか、といった疑問が生じる。

(1) 十三世紀の甲駿国境

甲斐へ向かう律令官道「甲斐路」は、東海道から分岐してこの山嶺を越えたが、経路を明確にするには至っていない。下って十三世紀。承久の乱を首謀したとして幕府が捕らえた四人の公卿のうち、藤原(葉室)光親は武田信光に預けられ、「加古坂」において梟首された(「吾妻鏡」承久三年(一二二二)七月十二日条)。現在、国道一三八号に沿って墓所を知らせる標柱が立ち、そこから沢を三〇〇メートルほど登った旧道に沿って墓碑が立つが、光親処刑に関する伝承は、山中(山中湖村)や須走(小山町)よりも、平野(山中湖村)や大御神(小山町)などに濃く分布する。「吾妻鏡」の記す「加古坂」をそのまま籠坂峠に比定するには、なお検討の余地を残す。

次いで、甲駿間の往来を記録されるのが、日蓮であり、時宗の二祖他阿(真教)である。日蓮は弘安五年(一二八二)九月八日に身延を発ち、常陸へ向かったが、①十一日黒駒(笛吹市御坂町)、②十二日河口(富士河口湖町)、③十三日呉地(暮地、富士吉田市上暮地・西桂町下暮地)、④十四日竹下(駿東郡小山町)と歩みを進めたと記録される(9)。①・②間には御坂峠、②・③にも峠越えを強いられるなど、病身の日蓮はさぞかし辛かっただろう。さて、③から④への道筋については、「甲斐国志」巻五三の「明見ヨリ駿州駿東郡并ニ吉田へノ古道」の項が参考になる。暮地に東接する小沼(西桂町)から小見(富士吉田市)を経て、峠越え(平野坂)で山中湖の北東に位置する平野(山中湖村)へ出て、口留番所の跡に至って国境の峠道にかかるとする。続いて、ヅナ峠と三国峠の間を越え、日向村(中日向、小山町)へ下れると記している。日蓮のたどった道筋は、おおよそこのようなものであったと推定する。なお、他阿は永仁三年(一二九五)、相模を指して御坂峠を越えたが、河口に宿ったと記されるのみで、残念ながらたどった経路についてはあいまいである(10)。

(2) 光長寺門派の教線拡大と甲駿国境

さらに下るとどうだろう。「勝山記」は甲駿国境の行き来をどのように記録するだろうか。同書が光長寺の有力末寺である常在寺周辺の僧侶たちの手になる記録であることはすでに述べた。気候、災害、物価、政治状況など、その豊富な内容に目が奪われがちだが、冒頭文正元年(一四六六)条が、光長寺門派にあつて中興と仰がれる本果院日朝の死没で始まるように、宗門内で生じた事象にかかわる記述も少なくない。これを表1にまとめてみた。本寺光長寺の記事が目につく。記録者の目は、駿河国東部にも向けられていたとみてよい。後述する国境地帯における戦闘が詳細に記述される理由も、このあたりに求めることができるだろう。本果院日朝の葬儀にあたり、導師を務めたのは本蓮寺の玉蔵坊だった。本蓮寺は、小山町湯船に所在する光長寺派寺院で、日朝により応永二年(一三九五)に開かれたといわれている(11)。現在も、本堂外陣には「開山堂」がしつらえられ、日

朝像が祀られている。文正元年の示寂から逆算すると、日朝はあまりに若くして本蓮寺を開いたことになるから、その開創は、応永二年より下るのかもしれない。玉蔵坊は日朝の高弟で、同師が本蓮寺を出て立正寺（甲州市勝沼町）を中興するに及んで、その跡を嗣いだとみられる。表1からもわかるように、「勝山記」には、大永年間（一五二一〜二八）にかけて、立正寺にかかわる記事が散見される。文明十六年（一四八四）の同寺における聖教の書写、同十八年の小石和（笛吹市石和町）や栗原（山梨市）における弘通、延徳三年（一四九一）の大石浅間社（富士河口湖町）における弘通、永正九年（一五一一）の同寺での弘通などがあげられる。弘通＝布教活動の記事から目立つから、このころ光長寺の門流は、甲府盆地への教線の拡大を企図していたとみてよい。日朝による立正寺の中興はその嚆矢であったと考える。

さて、光長寺門派の僧侶あるいは信徒たちは、どのルートをたどって甲駿国境を越えたのだろうか。表1に越境をとまなう動きがあったと推定される条項を示しておいた（表の最右欄に○印）。十例を超す往来が確認されるが、その具体相を記すのは、永正十年の一例にとどまる。一〇〇人超が馬六九疋を連れて「中坂」を越えたと述べる。「中坂」の地名は知られていない。したがって「真ん中の峠」の意味に解するのが適当だろうが、具体的に比定することはできない。湯船およびその周辺には、本蓮寺のほかにも、光長寺の末派に属す寺院が分布している。湯船から甲駿国境をなす山嶺にかかる峠道も存在する。両国をつなぐ道筋としては、このようなルートを想定してみる必要もあるだろう。「大坊」＝光長寺の口利きで容易に通行できたと記される「関所」は、「甲斐国志」が廃止されていたと記す平野口留番所の前身だろうか。

（3）戦乱と甲駿国境

「勝山記」は、明応四年（一四九五）に始まる伊勢氏（北条氏）およびその与党諸氏と、武田氏ほか甲斐側諸勢力との合戦の模様を記録している。甲駿国境地帯にあって、地名にかかわる記述があるものについて、次に整理した。

①明応四年（一四九五） 伊勢宗瑞（北条早雲）が甲斐へ侵入。その際、「カコ山」に陣を張る。

②文亀三年（一五〇三） 葛山孫四郎が「富士上方ノ梨木沢」で生害。

③大永六年（一五二六） 北条氏綱と武田信虎の両軍がにらみ合う。七月に

「カコサカノフモト梨木タイラ」（籠坂の麓梨木平）で合戦。北条方の須走殿、高田一族から戦死者。信虎は「山中」に陣を構える。

④天文四年（一五三五） 今川氏輝に北条氏綱が加勢。甲斐へ侵入。「山中」

で合戦。信虎の弟勝沼信友をはじめ、武田方に戦死者多数（12）。

①の「カコ山」は「籠坂」だろうか。③・④には、「梨木平」に「山中」と、それぞれ籠坂峠南麓・北麓の地名が見える。地勢的な面から、軍勢の移動には、籠坂越えが適していたのかもしれない。

以上、十六世紀以前の史料に見える甲駿両国を結ぶ道筋を確認した。限られた史料だが、これらにしたがう限り、十六世紀前半に繰りかえされた両国勢力の抗争で、軍道として機能した籠坂峠が、主要道としての地位を獲得していったといえるだろう。

おわりに

籠坂峠を駿河側に下って最初の集落が須走である。表2に「須走」の地名を記す史料をまとめてみた。注（4）に掲げた「勝山記」の明応九年条以下、十一例を検出した。

「勝山記」 永正六年（一五〇九）の条には、「須走蓮長寺」と見える。「蓮長寺」

＝蓮静寺が所在するのは、江戸時代の中丸村（御殿場市中丸）の地内だから、十六世紀の初頭の「須走」とは、あるいは籠坂峠南麓一体を示す広域的な地域呼称だった可能性があるのではないか。このように解釈した方が、「勝山記」の大永六年および天文七年の条に登場する「須走殿」の性格も理解しやすいだろう。一集落の「須走」を拠点とするのではなく、広域の須走郷を勢力基盤とする氏族で

あったと考えたい。

近世、須走は御師が集住する東麓の登拝拠点として栄える。永禄年間（一五五八～七〇）に至って現れる「須走口」（永禄六年）、「須走道者関」（同七年）、「須走役所」（同八年）といった記述は、近世須走村の原形の成立を予想させる。元亀二年（一五七二）になると、地内に祀られた浅間神社の存在も確認される。

ところで、延宝八年（一六八〇）の竹之下村の「村明細帳」によれば、同村では、①村内に代々「富士山御師」を務める者が一九名あり、②相模国内に檀那場をもち、③夏・秋の両季には廻檀して初穂を集めるとともに、④六月の登拝期には、道者を相手に駄賃稼ぎを行い、⑤宿賃を取って宿を貸すこともあったという⁽¹³⁾。さながら、登拝拠点の様相を示している。登拝拠点として須走が成立するまでは、竹之下がこうした役割を持っていたのだろう。交通路の変遷を考える際にも、近世の須走村につながる須走集落の成立の究明が課題となろう。「勝山記」明応九年条の「須走へ皆々道者付ナリ」にしたがい、すでに東口の登拝拠点として成立していたと解されてきたが、その可否を含めて、さらに検討を続けたい⁽¹⁴⁾。

註

1 「勝山記」は『山梨県史』資料編6（中世3上・県内記録）による。同書については、『県史』の解題（勝俣鎮夫氏執筆）が詳しい。

2 「甲斐国志」の「下宮浅間明神（下吉田村）」の項は、「此社古へ上下吉田及松山三村ノ産神ナリ、後各一祠ヲ立テ祭ル、今モ猶上吉田ニハ、子生百日ノ後社参スルニ、先下宮へ参詣」と記す（巻七一）。道者を占いの対象とするところに、富士登拝の北面の拠点である吉田郷の産土神だった小室社の性格がよく表れていると考える。なお、「甲斐国志」は『大日本地誌大系』（全五巻）（雄山閣、一九六八～八二年）による。

3 『日本教会史』上（『大航海時代叢書』第1期九卷（岩波書店、一九七八年））。

4 以下でも取り上げる明応九年（一五〇〇）条の「此年六月富士へ道者参ル事無限、関東乱ニヨリ須走へ皆々道者付ナリ、」を初見とする。二例目の永正十五年（一五二八）条には、「此年六月一日ノ禪定ニ、アラシ以ノ外ニ至テ、道者十三人忽ニ死ス、」と見える。六月一日を

意識した記述で、すでに同日を山開きとする慣習ができあがっていたとみられ、興味深い。

5 たとえば、永禄四年（一五六一）十月二十五日、小山田信有は、吉田御師刑部隼人佐に對し、翌年参詣する檀那二〇〇名が都留郡内の役所を自由に通行できるよう取り計らうことを約している（『刑部家文書』『山梨県史』資料編4〔中世1・県内文書〕一四八五号）。

6 「駿河国新風土記」は、『修訂駿河国新風土記』上・下（国書刊行会、一九七五年）による。

7 「刑部家文書」（『山梨県史』資料編4〔中世1・県内文書〕一四九〇号）。

8 「付録 大石地区民俗史料」（『大石の民俗―南都留郡河口湖町―』（山梨県史 民俗調査報告書）5、山梨県、一九九九年）。

9 「日蓮聖人註画讃」（『続群書類従』巻二二〇）。

10 「二遍上人絵詞伝」（『新修日本絵巻物全集』巻二三、角川書店、一九七九年）。

11 延宝八年（一六八〇）正月「駿州御厨領湯船村鑑」（『小山町史』三〔近世資料編II〕）。

12 「勝山記」には、「山中」の地名は見えないが、「快元僧都記」（『群書類従』巻四五七）ほかに「山中」で合戦があったことが記録されている。

13 延宝八年（一六八〇）正月「駿河国駿東郡御厨竹之下村鑑帳」（『小山町史』三〔近世資料編II〕）。

14 甲駿両国を結ぶ交通路については、二〇一八年二月十日に開催された「山梨県富士山総合学術シンポジウム」「富士山の災害と参詣路の変遷」において、野村晋作氏が「二つの古道とその変遷―ヅナ坂越と籠坂越―」と題して研究報告を行った。近世の古文書や村絵図を素材に、現地踏査を踏まえた極めて刺激的な報告であった。成稿化されることを期待したい。

表1 「勝山記」に見える寺院関係記事

文正元年	1466	甲州東郡久速（休息）立正寺開山先師日朝上人御死去未剋、御共ノ弟子七十人、導師ハ御弟子ノ内本蓮寺玉蔵坊、	○
文明3年	1471	……立正寺御影堂立、	
文明14年	1482	……光長寺大坊此年アク、	
文明16年	1484	此年立正寺ニテ尼崎御聖教異本書候、又私ケ自願御影造立、	
文明17年	1485	……光長寺大坊宅玉フ、同多宝造立、	
文明18年	1486	……光長寺ノ別当、小石和ニテ七日弘通アリ、乃至栗原ニテ弘通アリ、説法ノ願主立正寺、	○
*延徳3年	1491	……大石浅間ノ宮ニテ弘通、此ノ亥ノ年ノ二月ノ彼岸也、且那本願聖人立正寺御坊、取持人良春、宿所ハ梶原右衛門四郎之家、弘通更無障碍諸人集テ令聴聞、読人戒善坊日国也、	
明応4年	1495	……岡カ光長寺ノ大坊、此年定リ玉フ也、	
明応5年	1496	……岡ノ大坊客殿、霜月大原ヨリ造立シテ本寺へ越奉ル、本寺ノ十羅刹堂、此年造立也、……此年日国坊、為現世安穩後世靈山之本門寿量品奉誦始ル也、サテ無懈怠奉読アリ、漸ク一万巻成就申候、	○
明応8年	1499	……吉田上行寺、上へ引ル、也、……	
明応9年	1500	……此年八月貫主様（日建）ヨリ当分〔妙カ〕法寺ヲ給ル、御渡状共頂タイ仕候、為後日示置申候、	
文亀3年	1503	又此年常在寺日印様五月廿二日死去、……	
永正5年	1508	……此年常在寺ノ日運、正月十日死去、……	
永正6年	1509	……又極月十六日、須走蓮長寺日寿御死去、	
永正7年	1510	……光長寺ノ大坊、京都ヨリ三月十二日御下着有之、……	
永正8年	1511	……此年十月廿四日未剋ニ当テ、富士大石寺ノ御堂自火ニテ令焼失、先三日ノ間、天井ヨリ血ナカレテ焼ト云々、不思議ノ奇瑞ナリ、	
永正9年	1512	……此年二月時正ニ立正寺ニテ七日御本寺聖人御弘通アリ、……	○
永正10年	1513	……此年光長寺旦方、中坂ヲ越申サレ候、馬六十九疋、人ハ百余人、関所ハ大坊カラクラセ給テスクスクト透ナリ、	○
永正12年	1515	……此年岡大坊、駿河国府中ニ弘通所ヲ御建立有之、名ヲ経王院ト、臈テ此年夏中百日ノ間、別当様一人メサレテ御弘通アリ、所願成就無障碍云々、	
永正16年	1519	……此年ノ霜月、内野寺ヲ引テ上行寺御立候、	
永正17年	1520	……此年吉田上行寺ノ堂供養三月ナリ、法則老僧説道ハ富士ノ所化、一位阿龍衆多ク参テ説法ヲ讃歎スルナリ、……	
大永2年	1522	……此ノトシ光長寺大原ニ御座候テ、本寺ノ所化ヲヨヒ参テ御学文有之、……	○
大永4年	1524	……此夏末ニ立正寺ハ京都ヨリ御学文メサレ候テ御下候、	○
大永5年	1525	此年某シ御本寺へ参詣候、此年妙法寺建立、……	○
大永7年	1527	……常在寺ノ御堂モ当年丁亥ノ年建立、……御堂三年ト申、常在寺ノ立メサレ候、此年菊月立正寺ノ旦方、山中大郎左衛門五十人ニテ御本寺へ御参詣被申候、下向ニハ河口ニテサウシ致候、	○
大永8年	1528	……此年ノ三月大原へ久速（休息、立正寺）ヨリ円乗坊ト申学頭ヲヨヒ越申候テ、ケイコメサレ候、人数十七人、其ノ時分ヨリ日国上人ハクワンラク候テ、七月マテ色々ニ御ヤミ候テ、七月六日丑剋ノ御死去、サル間弟子中力落無限、野辺へ御供ノ弟子三十余人、導師ハ御弟子ノ内ニ戒蔵坊、又三日ノ御時キ、一日頓写御座候、然ハ野辺ニテハクワンケンメサレ候、此年ノ霜月廿四日ニ本能坊日近死去被申候、……	
享祿3年	1530	……此ノ年シ某シ本寺へ参詣申候テ、明ル年ノ式月マテ住山致候、此ノ年伊東へ参詣申候、	○
天文2年	1533	……此年三月十六日夜、上吉田皆焼申候、常行寺〔上行寺〕ハノコリ申候、是ハ仏カト存候、……	
天文3年	1534	……此年御本寺ヨリ、西運院御越候テ、本堂ノフキイタ（葺板）ヲクワチン（勧進）被成候、去ル間百駄御座候、……	○
天文4年	1535	……此年式月廿九日ノヒル、常在寺焼申候、造立候テ九年ナリテ焼候、……此ノ年十月妙授死去被申候、……	
天文5年	1536	……蓮真坊寺焼申候、	
天文6年	1537	……此年常在寺御堂拾月十日卯剋ニ立チ申候、……	

天文9年	1540	……此ノ年七月、御本寺へ参詣申候て、坊号ヲ給候、人数八十人計ニテ候、殊大石ヨリ寺ヲ買候て当寺ヲ立テ申候、……	○
天文14年	1545	……其ノ時御本寺悉ク打ヤフリ、坊住モ悉ク打チラサレ候、沼津ノ本光寺モ悉ク焼ケ申候、御本寺別当様ハ大原ニテ越年被成候、	○
天文16年	1547	……此ノ年当寺ノハツキ致候、	
天文18年	1549	……此年ノ菊月四日常在寺坊主日周死去被申候、サレトモ御堂ハ造栄成リ申候、本願ハ法光坊ニテ御座候、……	
天文19年	1550	……此ノ年ノ三月、覺輪坊常在寺御ウツリ候、去ル程ニクリ（庫裏）御造リ候、	
天文21年	1552	……此ノ年ノ七月、御本寺ヨリ御大事ヲ越御申候、去程ニ談義被成候て、其上御本尊懸ケ御申候、信心ノ男女、出家参銭ナケ候事中々言説ニ不及候、悉クカヘ（壁）ヲ打ヤフリ申候、去程ニ皆ナカンルイ（感涙）ヲ流シ候、其ノ上若キ出家衆ニ、十六人ニ坊号授ケ候、後代ニハ有ル間敷候間書付候、……去程ニ当寺ノ御本尊ヲ此年ノ菊月八日造リ申候、本願ハ本行坊日祐取立テ申候、同ク鬼子母神ヲモ造リ申候、……	○

表2 「須走」を記す史料

年	記 事	典 拠	備 考
明応9年（1500）	……此年六月富士へ道者参ル事無限、関東乱ニヨリ須走へ皆々道者付ナリ、……	勝山記	
永正6年（1509）	……又極月十六日、須走蓮長寺日寿御死去、	勝山記	蓮静寺は御殿場市中丸
大永6年（1526）	……其ノ後チ七月晦日ニカコサカノフモト梨木タイラニテ合戦アリ、須走殿、惣テ高田一族皆打死、クロ石入道、並ニカツラ山（葛山）ミシク（御宿）殿打死、武田殿勝玉フ也、三嶋ノ高田マテモウチ死、屋形様ハサルカク（猿楽）呼ヒ下シ日々御座候、山中ノ御陳ハ未息マ、其ノ月ノ廿四日マテ打立不絶、……	勝山記	
天文7年（1538）	……此年マテモ甲州ト相州ノ取合不止マ、……此年ノ十月十二日ノ夜、須走殿・ハカ（埴和）殿談合候て、上吉田へ夜懸ヲ被成候、然ハ一宿ノ方々由断候て、悉ク打殺サレ候、又此年ノ五月十六日ノ夜、新宿ヲ夜懸ケニ被至〔致〕候、吉田宿中ノヲトナ衆ハ下吉田河原ニ在所被成候、其後武田殿・氏繩〔氏綱〕和談候て吉田へ御帰り候、……	勝山記	
永禄6年（1563）	永禄6年3月19日「葛山氏元朱印状」（芹沢伊賀守充）須走口過書之事、半分六拾貫文に相定之間、……	芹沢家文書 （小山1-479）	
永禄7年（1564）	永禄7年5月27日「葛山氏元朱印状」（芹沢伊賀守充）須走道者関之事、如毎年令取沙汰之、此方へ可上之者也、……	芹沢家文書 （小山1-481）	
永禄8年（1565）	永禄8年4月28日「葛山氏元朱印状」（芹沢玄蕃允充）須走役所之事、如前々申付訖、然者拾貫文宛、無々沙汰可納之者也、……	芹沢家文書 （小山1-482）	
元亀2年（1571）	元亀2年卯月21日「武田家朱印状」（富士北室小佐野越後守充）別而御祈祷之奉公相勤候間、駿州洲走之浅間之宮・同州岡宮社務之事、被 仰付候、……	富士御室 浅間神社文書 （小山1-501）	
天正3年（1575）	天正3年2月24日「武田家朱印状」（充所欠）……為彼替洲走之地子□□地共五貫文之所被宛行候、……	富士浅間神社文書 （小山1-510）	
天正5年（1577）	天正5年5月14日「武田家朱印状」（洲走銭間之宮神主充）如亥子兩年、富士山内院之参銭、六月中ニ一日之分令所務、洲走浅間之宮可致修造之由、有 御下知者也、……	富士浅間神社文書 （小山1-514）	
天正10年（1582）	午（天正10年・1582）「忠次（酒井カ）判物写」御厨之内須走之郷、□〔寄カ〕地下人可被走廻、然上、富士参詣之事、如先規可相定之条、精進以下可有其支度者也、……	米山家文書 （小山1-523）	

第八章 鎌倉街道以前の参詣路

堀内 眞

はじめに

現在の静岡県御殿場市と駿東郡小山町、一部裾野市域を含む北駿一帯は、戦国時代以降、御厨みくりやの通称で呼ばれてきたが、これは伊勢神宮の御厨「大沼鮎沢御厨」に因んだ呼称である。御殿場市から小山町にかけての一角にこの御厨は存在したことが推測される。

J R線の御殿場駅前から富士山を仰ぐように西に向かって走る幹線道路が御殿場富士公園線（富士山スカイライン）であり、そのまま御殿場口登山道へとつながるこの幹線の県道は、今ではスカイラインの呼び名が定着している。この県道を西進し、国道二四六号と交差する茱萸沢の丸田交差点を過ぎた付近が立道の字名で呼ばれる。近くには中畑道の字名も残ることから、立道・中畑道を繋ぐ幹線を御殿場口（中畑口）登山道と呼び替えたことがわかる。同駅からの路線バスが通い、手前から立道下、立道と、バス停の呼称にも採用されている。

富士山東面の御厨一帯では、東西の方位をタテ（**立**）とすることから、東面からの富士登山の拠点となる中畑滝ヶ原へ向かう登山道を、茱萸沢ではタツミチ（立道）と表現し、富士山に向かう方位をタテと表現してきた（図1）。

東西方向をいうタテに直交するように、南北に交差するのが横道よこみち、横通であり、それを字名にも用い、また集落名にも採用している。古代から交通の要衝であった横走に結節する南北の道を横通と称したと考えられる。御殿場市東田中の横通は自治会名（区名）に、同市北久原では小集落の呼称に採用しており、等高線に沿った南北の方向をヨコと表現する。

東田中の区名となる横通は、二岡にのおかから御殿場の東部を経て高根地区、その中の古沢の古宿から小山町方面へ向かう通りとなり、吉久保の横道を経て阿多野原あだのへ

上りあげる道を指している。この付近までヨコ（横、南北の通り）の認識を示し、北山筋までくると、タテ・ヨコの方位感は曖昧なものとなる。さらに、県境を越えた山中湖・忍野村では富士山を南西に仰ぐことになり、方位にずれが生じるので、この認識は意味をもたなくなる。富士山を仰ぐ、ないしは背をむける東西をタテ、富士山を横に見る南北をヨコとする方位は、駿河東部の中でも富士山に起因する北駿独特の方位認識、方位感といえよう。

ここでは各地から富士参詣を迎え入れる、その入口となった富士山を西に仰ぐところ、基盤となった官道とその他の主要な道、参詣路に注目し、東面独特の方位認識に立脚したこの地の富士信仰の展開についてみていくことにする。

一 古代東海道と駅

古代の官道と甲斐路 記紀につながる古い道筋がある。『古事記』によれば、景行天皇の皇子とされるヤマトタケルノミコト（倭建命）は、熊襲征伐、東方の荒ぶる神と、まつろわぬ人どもの平定を天皇に命じられた。東方の平定を終え、足柄の坂（足柄峠）まで帰って、三回嘆いて「吾妻はや」といった。これが東国をアズマとよぶ由来とされるが、有名な酒折宮の伝承がこれに続く。この後、科野（信濃）国を越えて尾張国に至る、東国の境界となる足柄坂から、甲斐や信濃をつないで、このような伝承を記している。

足柄路は、古代の律令官道である東海道や東海道甲斐路に引き継がれた。古代の駿河国駿河郡（のち駿東郡）横走郷の中に東海道の横走駅が設置された。この駅は駿河国から相模や甲斐に向かう分岐点となり、古代交通の要衝であった。その具体的な比定地は明らかにされていない。その所在をめぐって、従来多くの説が出されているが、『御殿場市史』は、（一）十里木・印野付近、（二）小山町竹之下、（三）小山町北郷・御殿場市高根付近、（四）御殿場駅付近、の四説に大別されるとする。その中で、（一）は根拠に乏しく、（二）は『更級日記』の関山、『吾妻鏡』の鮎沢竹之下宿と関連し、相模・甲斐への分岐点としての利点を挙げるが、



写真1 「御殿場浅間神社裏の富士」絵はがき



図1 富士山東麓 A 上段絵はがき「御殿場浅間神社裏の富士」の撮影地 立・横の地名,[]はバス停名
B 明神（山中諏訪明神の古宮）

大駅を設置できるだけの地理的環境にないこと、(三)は古家郷や六日市場との関連性を根拠とするが、平城京出土の木簡から田子ノ浦付近とするのが妥当性が高いこと、(四)は地名・距離・遺跡分布などをもとに考察したものであることを述べ、それらを根拠に(四)を支持している。それは、中田遺跡のように、かつての大沼周辺に分布する古墳や遺跡に注目して、その周辺に横走郷を想定し、そのなかに横走駅がしたと考察を加えて、安藤孝一の説を支持している。その後刊行された『静岡県史』は、竹之下(小山町)もその候補地の一つと考え、小山町地内の横山・上横山遺跡からは駅との関係を示唆するような遺構・遺物が発掘されていることを述べ、この地に存在した可能性を示している²⁾。

東海道と横走 古代の東海道は、駿河国に入ると、小川・横田・息津・蒲原・柏原・長倉・横走駅から足柄峠越で相模国坂本駅へと抜けていく。息津は興津であつて、次の蒲原や柏原とともにその遺称を今日に伝えている。柏原駅から東へ進んだ駅路は長倉駅に至る。長倉駅は承和七年(八四〇)に一時伊豆田方郡に遷置されている。このときの駅については、三島市付近、裾野市伊豆島田付近、長泉町下戸狩・本宿、沼津市大岡付近などの諸説がある³⁾。駿河・伊豆の国境を現在の台場川とし、三島市付近か裾野市伊豆島田とする『古代日本の交通路』Iの想定がある。三島市付近は佐野(近世には伊豆国伊豆佐野村)、その西は駿河国伊豆島田村(現、裾野市伊豆島田)である。北には佐野(駿河国駿東郡)があり、中世の佐野郷の遺称地である。現裾野市南部の佐野・茶畑辺りを中心とした中世の郷で、伊豆国佐野郷に接していた。古代の永倉駅を伊豆に遷地したのは、駿河郡の負担を軽減するためという。これは、伊豆国田方郡のものが伊豆と駿河の国境の駿河側、現在の裾野市域に進出し、駅の仕事に従事したものと推測される。伊豆から進出した駿河分に、伊豆島田、佐野などが考えられる。佐野の地名からすると、佐野は狭い野を指し、裾野市の佐野は佐野原の呼称からもうかがえるように、低平な原であり、この佐野が史料上の伊豆佐野を継承したところと考えられる。

横走駅は、ほかの駅は駅馬の足数が一〇疋であるのに対し、二〇疋の駅馬が置かれていた。伝馬についても、この横走駅に五疋が置かれており、この駅が相模・甲斐両国へ向かう交通路の分岐点であるとともに、峠越をひかえた位置に置かれたことによるものであろう。甲斐国への峠越を考慮すると、その分岐点は地の利を得たところであることはいうまでもない。

横走郷・駅はどこに存在したのであろうか。ここでは、前述(二)の立場にたって考えてみる。最初に地名に注目してみたい。相応しい場所は、阿多野原へ上・下する菅沼(小山町)の大脇付近の坂路を上りあげたところがその条件を備えており、鮎沢川とその支流、馬伏川を渡る低地から、一段上位の原向の台地・阿多野原へ通ずる道が延びている。

阿多野原の広大な段丘上に駅家が存在した可能性が考えられ、南方からそこへ向かって北進する坂路が横走の条件を満たしており、そこからはさらにヅナ坂を越えて甲斐に向かうことになる。

阿多野原からは奈良・平安時代の遺跡は発見されていないが、隣接する一色遺跡からは甲斐型の土師器を主体とする遺物が出土している⁴⁾。

この付近の赤色立体地図、地形図を眺めてみると、小山町菅沼付近で、古代の東海道は、鮎沢川に沿って、河床面から河岸段丘の上へ出て、またすぐに下り、左に湾曲しながら現在の清水橋付近で馬伏川を渡り、河岸段丘をのぼって原向・阿多野原の台地の下端部に至る。ここから台地上に向かって切り通された急坂を一気にのぼった縁辺で直角に屈曲する。台地の上では、道はほぼ東西に主軸を有する直線となり、その先の一キロメートル付近で緩やかに北西に湾曲する。東西の直線部分は道を付け替えたことが推測される。この道(大道)は、左手に道(横道)を分岐する。これが東海道と目される。一方、甲斐路は、台地の中心をそのまま直線的に三国山稜を乗り越すヅナ坂に向かって進んでいくものと思われる。

古代官道のことをふつう駅路とよんでいる。甲斐国に向かう駅路については、『延喜式』に、「甲斐国駅馬 水市・河口・加吉各五疋」とみえるように、水市(山

中湖村)・河口(富士河口湖町)・加吉(笛吹市)の三駅が置かれた。東海道の本路から分岐した甲斐国府への支路は、ふつう甲斐路とよばれている。甲斐国の駅は、『延喜式』の記載順に従って、これらの三駅を経て甲斐国府に至ることになる⁵⁾。また、駿河・相模国境の足柄坂の相模国側の麓に「坂本駅」があるのと同じように、甲斐へと向かう北山の稜線に上りあがる山懐の用沢にも、坂本の地名が存在する。

古代末には関が設けられた。『更級日記』には、清見が関とともに、横走関が記される。天元元年(九七九)にも、「横走り、清見が関」が、長保三年(一〇〇一)『枕草子』にも、「横はしりの関、清見が関」が記され、横走関が認められる⁶⁾。

『更級日記』の著者である菅原孝標の娘は、「足柄山を」からうじて越え出でて、関山にとまりぬ。これよりは駿河也」と記す⁷⁾。「関山」については、横走の関との関係で、足柄峠を下った麓の「関山」のところで、「これよりは駿河也」と述べている。国境に横たわる足柄山を下り、駿河に出て(すぐに)、横走の関、関山で泊まったとする、国境に近い地理的な位置とも符合する。関が設けられた足柄山の麓の「関山」に宿泊している。

甲斐路、中世には鎌倉道と呼ばれたこの道を継承するように、近世にもこの道は用いられてきた。北駿の広域を示す絵図(「駿河国駿東郡上領村々社寺絵図」)にも、小山町の北部からヅナ山(「綱」の字をあてる)と三国峠の間を越え、甲斐国に向かう道がある⁸⁾。この絵図は「郡内どうし道 づなこへ」と記している。中日向から山坂にかかり、三国山稜の鞍部を乗り越して甲斐側の平野(山中湖村)へ下る道となる。

村絵図を利用して古い道筋を追うと、「竹之下村絵図」で「菅沼村道」と記述される道(往還道)を鮎沢川沿いにたどり、村の北限にあたる清水橋を渡って菅沼へ道を取り進んでいく⁹⁾。菅沼地内の大脇で坂を上りあげ、阿多野原を直線的に貫いて棚頭から中日向へ向かう道を想定することができる。

なお、阿多野のアダは、徒(他・異)、よそ、ほか、べつの意味がある。徒、

表面だけで、実のないさま、まれに「の」を伴う用法もある(『日本国語大辞典』)。

二 中世の東海道と鎌倉道

横道・横通と承久の乱 横道ないしは横通は、藍沢原を南北に、随所で小刻みに屈曲しながら横断し、阿多野原(横走)へ連絡する道である。この道が箱根越の東海道以前の、足柄峠越の中世以前の東海道と考えられる。承久の乱に連座して殺害された藤原光親や藤原宗行もこの道を連行され、この道の周辺で最期を遂げている¹⁰⁾。また、この道に沿って、人や物が行き交い、文化が流入し、鎌倉新仏教ももたらされた。

藤原宗行は承久三年(一二二一)七月一四日藍沢原で首を斬られた。宗行は斬られる前日に浮島原で、籠坂で一二日に処刑された光親の遺骨を持った童僕に出逢った。そこで光親の処刑を知った。黄瀬川宿で休息し、歌を詠んだ。御殿場市鮎沢には、藤原宗行処刑地と称する所に藍沢神社があり、承久の乱で処刑された五人の公家たちが祀られている。これらが建てられたのは、六〇〇年後のことである。その場所を便箋塚といい、碑が建立されている。『駿河記』に近年とあるように、文化七年(一一八〇)だったようである。この歌を刻んだ石碑は、藍沢神社前に現存している。前掲「社寺絵図」の中に「中納(言)宗行ハカ」と記される¹¹⁾。

範茂は足柄峠を越して処刑されている。関本付近の足柄山を下った麓である。入水を望み、関本を流れる早川に沈んだと記録される。

光親は、浮島原、黄瀬川宿、藍沢原を経て、カコ坂に至る道をたどり、宗行は藍沢原で斬られ、範茂のみ足柄峠を越えて処刑されている。

一般に、かこ(カコ)は、わざわざ、不幸のことをいう。また、かしこと同義であり、それは遠く離れた場所(遠称)、を指すことから(『日本国語大辞典』)、あえてヅナ坂越の通常の道とは離れた別の道を選択したのであろう。それが地名化したものと考えたい。

横通に面して、清後（御殿場市）に日蓮宗本門寺派の久成寺がある。乾元二年（一二〇四）日済の開基と伝える。日蓮宗の北山本門寺の日興の弟子となった芹沢氏の出身とされる日済が開いた寺院である。この寺の背後には、大御神林と呼べば林地があり、そこに隣接して大御神さんを祀る五輪塔が存在する。大御神さんとは藤原光親のことを指す。秋十一月九日に同寺で開催される御会式には、日蓮宗の宗徒でない大御神から二軒の家が供養の当番として参加し、僧侶と一緒に供養に立ち会っている。承久の乱の首謀者とされる光親は、首を切られ、大御神林に埋葬された。「加胡坂」での処刑に立ち会った僧侶は久成寺の前身の普両庵の僧であったという。このように、伝承上、大御神につながっており、大御神の木賀野には光親を祀った木賀野さんと伝承される宝篋印塔も存在する。同地のオオヤのイエナ（屋号）で呼ばれる家が供養を続けている。

中・近世の竹之下宿 駅機能は、中世になると、横走から鮎沢川沿いの竹之下へ下りてきたと考えられる。甲府盆地の甲州市勝沼町の大善寺には、嘉禎三年（一二三三）十二月六日の関東下知状案の文書が残される。そこには「甲斐国柏尾山寺住僧申、鮎沢宿御雑等事」とあり、大善寺は鮎沢宿に関わる負担を免除された。嘉禎三年十二月六日のことである。翌年（嘉禎四年、暦仁元年）一月二九日、將軍藤原頼経が上洛の際に「藍沢駅」に宿泊するにあたり、その食事や接待、費用などの雑多な負担を柏尾山寺（甲州市勝沼町大善寺）に対して免除したものである。「吾妻鏡」によれば、頼経は京からの帰途の同年一〇月二七日に「鮎沢竹下御宿」に宿泊している。頼経はこの後將軍を解任され、帰洛途次の寛元四年（一二四六）七月一二日、「鮎沢」に泊まっている。前掲「吾妻鏡」暦仁元年（一二三三）一〇月二七日条の「鮎沢竹下御宿」の記載から竹之下宿（現小山町）と同所とみられる。少なくとも、この頃までに、横走（関山）から竹之下に宿駅の機能を移した後にも、この駅に関する甲斐国の役割が継続したことが推測される。

それから一四年のち、建長四年（一二五二）、後嵯峨天皇の皇子の宗尊親王が六代將軍として下向した。「御下向の御宿々並びに昼の御まうけの所」は、（富士川を越えて）は、なか・あの・きせがわ・さの さの、ちとう、あゆざわ かのくに やまなか せきもと かの、しんざゑもん、お、いそ みうらのすけ、と地名を並べて記載される。原中・阿野・木瀬川・佐野は佐野の地頭、鮎沢は甲斐国、山中・関本は狩野新左衛門、大磯は三浦之介から接待を受けるように記され、そこから相模へ抜けていった。鮎沢（竹之下）は、甲斐国が担当した。

鮎沢川の沿岸に竹之下の集落がある。中世には東海道足柄路の宿として発達したところで、そこから甲斐への道、甲州道（鎌倉道）が分岐しており、戦国時代には足柄越の道は「竹之下通」とも称された。天正一二年（一五四三）一〇月六日、北条氏は小田原から甲州に至る「竹下通宿中」に伝馬を出させている。天正一七年一二月、豊臣秀吉の小田原攻めの進軍路にあっていた「御厨屋竹下」の住人は軍勢の乱暴狼藉などを防止するため秀吉から定書を得ている。

近世期には、竹之下は士信仰の拠点になっており、道者を迎え、輸送するだけではなく、ここにも富士御師が存在した。近世前期、「村鑑帳」（延宝八年〔二六八〇〕）には、「六月富士導者之駄賃かせき仕候、同導者二宿をかし宿駄賃取申候」などの記事がみえ、宿として旅籠や伝馬業者が軒を連ねていたことが推測される。竹之下は伝馬宿になっていた。神山、茱萸沢で、竹之下に連携していた。同じ「村鑑帳」によると、竹之下には富士の御師が一九人おり、相州に檀那所を持ち、夏と秋に檀廻をして一人あたり二分・三分位ずつ初穂料を集めたり、富士道者に宿を貸して宿賃を稼いだりしていた。相州の道者と関係を結んで御師活動を行っていたとある。

大道・ヅナ坂道 鎌倉道を阿多野では大道という。大道が阿多野原を過ぎた三国山稜の山懐の場所が、小山町北郷地区の棚頭、用沢である。その北側を西から東に向かって須川が台地を深く刻んで流下する。

棚頭の地名は、須川のタナ（棚、滝）の前方の意味であろう。そこから北西に甲駿国境に連なる三国山稜を越えて行く道が古い道筋が、ツナ道である。

棚頭の滝の手前、大道が須川を渡河地点の北ノ原に、うば神（姥神、姥神宮）が祭祀される。享保一八年（一七三三）「棚頭村社書上帳」には、「起立何年以前ニ御座候哉、相知レ不申候」とある。⁽²⁰⁾ 祭神を「石凝姥命」とし、現在は産神社に合祀される。この姥神の場所は姥ヶ懐なのか。河原に立つ奪衣婆の堂であるのか、優婆塞（役行者）を祀る祠堂の可能性も考えられる。須川を賽の河原に見立て奪衣婆を祀る堂として存在した可能性が高い。ここで須川を渡り、山地の領域に踏み分けて行く。現在は須川橋が架橋される。

用沢には、坂本の字名がある。この地名は、古い地名と目される。古代の東海道足柄峠の麓にも坂本（関本）が存在したが、甲斐路との関係でも坂本の地名を考える必要がある。現在の小山町用沢の北部に、その字名が確認される。それについては、延宝八年（一六八〇）「村鑑帳」の「家統」の記述で、本村の「家統」のほか、「枝村三ヶ村」として、「正圓田村」、「坂本村」、「用沢原村」の「家統」を記し、行政村としての用沢村が四つの小さな自然発生的な村から成り立っていることを示している。「坂本村」は用沢の一番北側に位置する集落である。⁽²¹⁾

三 富士参詣路

ツナ坂と中坂 須川を土橋で対岸に取り付くと、道はここで三方向に分岐する。右手が上野への道、正面がツナ坂道・ツナ道、左手が大御神への道である。大御神への道が承久の乱に連座して殺された藤原光親が通った道と考えられる道である。

また、大道・ツナ道の右側に並行し、中日向を経由してツナ道の東側を巻くようにツナ峠の主尾根途中に上りあがる道が並行して存在する。中日向では、武田信玄は深沢城の攻略にこの道を下ってきたと言っている。

藤原光親は承久の乱後、その首謀者として幕府に捕らえられ、武田信光によつ

て鎌倉に護送されたが、その途中、承久三年（一二三二）七月二日「加古坂」で処刑されている。⁽²²⁾『承久記』によると、光親は「加胡坂ト云所ニヲロシ奉リ」「山のソワニテ片サガリナル」場所で、武田信光の家臣内藤某によつて斬られたという。⁽²³⁾ 文化十一年の『甲斐国志』には「光親卿ノ墓トテ今五輪塔アルハ此坂ヨリニ東ノ方ナリ、後人ノ為ス所ナレバ違フコトモアルベケレ」などと見え、文政三年（一二二〇）刊行の『駿河記』の須走の項に「正二位按察使堀川中納言光親卿之碑須走籠坂の東に立つ」とあることから、これらの記述に従うと、光親の墓は籠坂峠よりも東方に存在したことになる。「駿河国駿東郡御厨上領村々社寺絵図」（文政三年五月）にも籠坂峠の直下、立山の手前の沢付近に墓を描き「光親ハカ」と表記する。⁽²⁴⁾ 伝承の上からは、大御神で非業の最期を遂げたとされ、籠坂の東方に描かれた墓の位置とも符合する。同地から籠坂へ上りあがる道を探ったことになり、大御神の伝承では、この墓は山津波によつて流失してしまったという。

一方、近代に祀られた光親の石碑がある。明治十九年（一八八六）五月二三日、須走富士浅間神社の神職高相豊海・梶与参両名を中心とする有志が、三島神社の萩原正平の助言をうけて、建碑についての願書を提出した。翌年には碑が完成し、盛大な祭典が実施された。⁽²⁵⁾ 国道一三八号の西側、籠坂峠から富士山へと続く矢筈山の直下に石碑が建つ。籠坂峠越の現在の道筋は、馬車鉄道の線路を敷設するために現在のルートに改修されたが、それ以前は、休み茶屋があった駒留の松付近から直接峠に登り上げる道であり、現在の墓標の設置される場所は近世後期の往還に沿う場所ではなかった。

甲駿を繋ぐ道として、『勝山記』に「中坂」の記述がある。⁽²⁶⁾ この中坂を室町後期には光長寺大坊も越えている。それを読み下すと、此年（永正十年「一五一三」）光長寺旦方中坂を越申され候、馬六十九疋、人百余人、関所は大坊が楽させ給て肅々と透（通）るなり、と記述される。戦国時代にも甲駿を結ぶ主要な交通路であった。茱萸沢（御殿場市）の芹沢玄蕃允は、年間馬百疋分について、小山田信茂から山中・同上野など二か所の関所を通行税なしで通過できる特権を得た。⁽²⁷⁾

戦国時代に甲斐国側の平野には関所が存在した。関口の字名が現在も残されている。江戸時代には口留番所に引き継がれた。平野ではこの関所の古跡を「古番所」といっており、『甲斐国志』には、享保期に廃止された、関守は長田六郎左衛門が担当した、と記述される⁽²⁸⁾。しかし、実際には、関所は明治初年まで存続したとされ、慶応二年（一八六六）の「通行手形」が残されている⁽²⁹⁾。

中日向と大御神 小山町の北郷地区に属する中日向は、鮎沢川の支流須川の最上流の北山（三国山稜）南麓に位置する山付の場所である。そこから大御神との境を北上すると三国山稜の南西にあるツナ坂を越えて平野に通ずる。延宝八年（一六八〇）の深沢村差出帳に永禄十二年（一五六九）から元亀元年（一六七〇）にかけての武田信玄の深沢城侵攻時の記事として「信玄公づなこえつつ御返り中日向村江御出」というツナ峠を往復した伝承が記されている⁽³⁰⁾。ツナ峠越で深沢城を襲撃し、帰還には中日向を経由したことになる。

同村西側の同じ山稜の南麓の須川上流部に大御神は位置する。資料に大ミカ入作新七郎、大ミカの入作善右衛門とみえる。慶安元年（一六四八）の検地帳には、同地に「清泉寺」がある。延宝五年（一六七七）「大御神村（鑑帳）」は、「二百世家数三十六軒」が、宝永噴火後（享保一〇年）には、家数一五軒、寛政三年（一七九一）に同じく一五軒（内・寺一軒）に減少している⁽³¹⁾。

風の神として知られる大御神の角取神社は、タケ（嶽）と呼ばれる角取山の山頂に石の祠がある。祭日は八月三十一日で、二百十日の風除祈願に参拝する。風の神（第六天）と一緒に藤原光親も合祀されているという。この地で採集された伝承を記したものに、『史話と伝説 富士山麓の巻』があり、その伝承を掲げている⁽³²⁾。この記述と対応し、同地では、大御神さんの最期の場所は、小山ゴルフ場のボーラー室に近い大杉傍らの水神付近であるという。

大御神の伝承として、山梨からの開拓だとし、開拓王を顕彰する祭りを継続してきた。タケの角取神社の祭礼合わせて、全戸が揃って平野の寿徳寺に先祖の墓

参りをしてきた。寿徳寺には「大御神の墓地」があり、近年までそこに出向いて先祖の供養を行っていた。

また、大御神には、葬式に酉の日を忌む伝承がある。大御神には、もともと寺はなく、古くは平野（山中湖村）寿徳寺の檀家であり、死者は同寺の墓地に埋葬していたという。現在も、長田一統の墓の一角に、大御神の墓地が存在するが、石塔は無縁仏の石塔群にまとめられている。昔、大御神で死者を山越えて運んでいるとき、亡骸を鳥にさらわれてしまったので、今でも鳥（酉）の日には葬式を行わない、現在もその禁忌を保持し、それを山中湖側ではトリブセと呼んでいる。藤原光親はたたる神、御霊のように認識され、鎌鼬もそうだとする。何かの拍子に鎌鼬になることがあり、それをミツチカさんと呼ぶ。「あ、ミツチカさん」と驚いていることがある。平野や長池には、それが伝承されるが、山中では聞かれない。

「明見ヨリ駿州駿東郡へノ古道」 甲斐の国中（甲府盆地一帯を指す）から富士山北麓を経て駿河に抜ける近世の脇往還があるが、この道を鎌倉海道といい、この往還に並行して道志山地の山際を往くそのものになる古道が存在し、この道を鎌倉道と呼称してきた⁽³³⁾。江戸時代の地誌『甲斐国志』は、この古道を「明見ヨリ駿州駿東郡並ニ吉田へノ古道」と項目立てし、甲斐側から駿河駿東郡に向かってその行程を記述している⁽³⁴⁾。その内容は、まず小沼（西桂町）を基点として小明見（富士吉田市）までの道筋を場所ごとに記述している。この道は、明見湖の垢離場を過ぎ、その南側の二王坂（仁王坂）で分岐し、南方に向かって右手の富士山方向への道を取ると、上吉田古屋（古吉田）に至る「吉田へノ古道」であり、左手に行く道は、「駿州駿東郡」竹之下へ向かう古道であるとする（口絵10）。この道の途中、仁王坂で二股に分岐する二筋の道の全体を一括して記述している。それを要約すると、「吉田へノ古道」は、小沼より二〇町（約2.2キロメートル）西南へ行くと、米倉橋が架橋される。『勝山記』に享禄三年三月、米倉橋を打ち申し候、とあるのはこれをいう。古はこの辺りに屯倉を置いたのではないか、これより道

を左に取り、明見橋を越え小明見古屋村に出る。明見湖の垢離場を過ぎ、南の仁王坂・源氏通り・平山にかかり西へ小佐野を過ぎ、上吉田古屋に出る。これは古道である。ただし、米倉橋より西へ行く（愛染に向かう）「新道」は、一面の転石（マルヒ、檜丸尾第一溶岩をいう）であり、古は通路が容易でなかった。新道が拓けて以降、上吉田への行程はなだ近くなった。この記述に対応するように、『甲斐国志』編纂のために提出された「大明見村絵図」の中にも、この「古道」が細い墨線で引かれ、明見湖から大明見村古屋敷へ越える「金剛坊」と「古道」（源氏通りから堰場付近まで）が線引きされる（同図）。

「駿州駿東郡へノ古道」は、明見湖の垢離場を過ぎ、南の仁王坂より鳥ウチ峠（鳥打峠、鳥居内峠とも、現鳥居地峠）を越えて東南へ下り内野村に出る。この間およそ二里、また東南の平野坂を越え、山中湖東岸の平野に出る。山路およそ一里、湖水の岸を南に行き、三町ばかり行くと番所の古跡がある。これより南、ヅナ峠（ヅナ山）と三国峠との間（ヅナ峠）を越えて駿東郡日向村へ出る。およそ二里、米倉橋よりは合わせて五里である。古は籠坂峠へ出ないで、多くはこの道を往来したという。永禄十一年十一月、武田信玄が駿州を攻略するとき、平野村の地下人に与えた印書がある。同村七左衛門が所蔵する。曰く、甲駿両国之通路不自由之間、如二本栖之地下人等、諸役御免之旨仰せ出すと云々、一三人へ名当がある、甲斐側の明見から日向村（中日向村）までの古道についてこのように記述している。明見を経由するこの道が、籠坂峠が多用される以前の古道であると説明し、最初に登拝拠点集落の吉田へ向かって、明見（小明見）、古吉田を経由する参詣路について記述する。次に、直接下吉田の水丸尾（愛染地藏堂がある）に向かう「新道」についても述べ、続いて明見湖垢離場・仁王坂から駿州の中日向（小山町）までの道筋を一括りにして掲げていることから、吉田を目指す古道と、駿東郡へ至る古道が一体のもの、同じ参詣路であると認識していたものと考えられる。いずれにしろ、鎌倉海道が籠坂峠を越える道筋に固定される以前の古道といつてよいだろう。

内野から平野に越えたところに寺久保という字名の場所がある。山際の平坦地であり、現在は畑と山林になっている。峠（平野坂）にかかる登り口であり、長池への分岐点にもなっており、ここは寺院跡と目され、寺久保遺跡の名称で呼ばれる。陶磁器や瓦片などが確認され、ここに内野寺が存在したと伝承される。

内野寺については、『勝山記』に、「永正十六年（一五一九）、此年ノ霜月内野寺ヲ引テ上行寺御立候、（その翌年に）此季吉田上行寺ノ堂供養三月ナリ、」とあり、内野（内野寺）から吉田へ堂（本堂カ）を引いて上行寺の堂舎を造立した。この当時、内野から吉田（上吉田）へ建物を移築している。檀家が結集した寺院そのものは上行寺に統合されてしまったが、現在、内野には九一軒の本・分家からなる渡辺のイトトウ（一統）が存在する。ここでは同族ごとに異なる寺院の檀家に編成されており、この一統が上行寺の檀家を構成している。同地のこの一統の家々の近くに祀られる八幡神社は、もとは渡辺一統持の神社を村に差し出したもので、同族の祭祀にはこの神社に集まった。毎年九月一日が祭礼であり、宵祭の一晩は、団扇太鼓を叩いて題目を唱えるオタイヤ（御逮夜）を行っている。

古道は平野坂を越えて平野（山中湖村）に出る。平野の番所（古番所）を経て、ヅナ峠（ヅナ山）と三国峠の間（ヅナ峠）を越えて中日向に出るルートを記す。下降地が大御神ではなく、中日向と記述している。ヅナ峠を下降する道の途中から緩やかに左側に巻きながら中日向に下る道で、信玄もこの道に戻っていったとする。

『甲斐国志』『平野村絵図』（口絵11）は、「内野村境」から平野村の中心、「古番所」までの「古道」を同様に細い墨線で引き、その先は「ヅナコヘ」で「駿州中日向へ出ル」ヅナ道と合流している。中世以降の段階で、この道は大御神を通過するのではなく、中日向を経由する形に変化している。戦国時代に小山田氏が芹沢玄蕃允に宛てた文書がある。先規の通り「山中同上野役所」の通行を許可したものである。上野、中日向を経由して往来した。

明神山の古宮 山中に鎮座する諏訪明神（諏訪神社）の例大祭、安産祭は、九月五日を祭礼日とし安産のご利益で広く知られた祭りである。この社は桂川の流れ出し付近、字御所に氏神の浅間神社と並んで鎮座する。これら二つの神社と山中湖を挟んだ東方、鉄砲木ノ頭の山頂に奥宮が存在する。これは昭和三五年頃に新たに祀られたもので、それ以前のフルミヤ（古宮）は、小山町の中日向、上野から平野へ上りあげる県道が、途中で神奈川県に入り、神奈川・静岡の両県境を画す明神峠の山稜の東方尾根上に小祠が存在する。この一帯を明神山と通称する。鉄砲木ノ頭で奥宮祭を実施する前は、三国・明神の二つの峠を越えて、しばらく下ったところへ出向いて法螺貝を鳴らし、内々に「神さんを迎えに行ってきた」という⁽³⁷⁾。

山中湖村を越えた神奈川県山北町と小山町にまたがる明神山に明神が存在する。国境に祀られる神の認識を伝えたものなのか。それがまた、山中諏訪明神の元宮と意識されていたことであり、行政区域を越えて神を迎える祭祀が行われてきた。

なお、安産祭に明神さま（豊玉姫命）は、山中湖を渡って来臨し、祭礼が終わると還幸すると伝承される。湖上に御成道が付く、右龍と左龍を従えて、海上を渡御する一筋の道が付くという。その神歌の歌詞は、「諏訪宮 御影（さす） 右龍がいにも 左龍がいにも げにもそろ もうそろ」というものであり、この神歌を唱えながら神木を三周巡廻する神事を行ってきた。この祭りにはブク（服）の認識が認められる。これは、富士山物忌令をもにしたもので、服の観念を伴う同系の祭りには、忍野村忍草の諏訪神社秋祭、富士吉田市上吉田の吉田の火祭⁽³⁸⁾があげられる。

律令官道甲斐路は、東海道横走駅で東海道から分岐した。横走・関山は、阿多野原に存在したと考えられる。ここを起点にヅナ坂を越えて平野、内野から大明見・小明見へと向かう。小明見には、後に富士八海の一つに数えられることにな

る明見湖が存在する。その垢離場まで行って垢離を掻き、仁王坂に戻り、そこから上吉田古屋（古吉田）、さらに諏訪森へ、このような参詣路が浮かび上がってくる。東面からの古い登拝はこのようになされていたことが考えられる。

註

- 1 天野忍「横走の郷と駅について」『御殿場市史研究』七 一九七二年、『御殿場市史』第八巻 一九八一年など
- 2 『静岡県史』通史編1 一九九四年
- 3 2に同じ
- 4 『小山町史』第一巻 一九九〇年（以下『町史』一と省略）
- 5 『山梨県史』通史編1 二〇〇四年
- 6 『町史』一 一九九〇年（三六七号）
- 7 『町史』一 一九九〇年（一九一号）
- 8 『小山町史』第三巻 一九九四年（以下、『町史』三と省略）
- 9 8に同じ
- 10 『町史』一 一九九〇年（三九五・三九六号）
- 11 『小山町史』第六巻 一九九六年
- 12 『実成山久成寺縁起』久成寺 一九九八年
- 13 『町史』一 一九九〇年（三九八号）
- 14 『町史』一 一九九〇年（四〇〇号）
- 15 『町史』一 一九九〇年（三九九号）
- 16 『町史』一 一九九〇年（四〇六号）
- 17 『町史』一 一九九〇年（五二五号）
- 18 『町史』一 一九九〇年（五二七・五二八号）
- 19 『町史』三 一九九四年（20）
- 20 『町史』三 一九九四年（史料176）
- 21 『町史』三 一九九四年（45）
- 22 『町史』一 一九九〇年（三九一号）

- 23 『町史』一 一九九〇年（三九五号）
- 24 『町史』三 一九九四年、8に同じ
- 25 『小山町史』第六卷 一九九六年
- 26 『富士吉田市史』史料編第二卷 一九九二年（一五〇号）
- 27 くずしを「由」ではなく「野」と読めば、上野となる。『町史』一 一九九〇年（四八六号）
- 28 『甲斐国志』第三卷（卷五三「口留番所廃址」、雄山閣 一九六八年）
- 29 『山中湖村の史話と伝説』第一集 一九八八年
- 30 『御殿場市史』第三卷 一九七六年（深沢村1）
- 31 『町史』三 一九九四年（37）
- 32 『史話と伝説 富士山麓の巻』松尾書店 一九五八年
- 33 『山梨県歴史の道調査報告書 鎌倉道』一九八八年
- 34 『甲斐国志』第三卷（卷五三「明見ヨリ駿州駿東郡并ニ吉田ヘノ古道」、雄山閣 一九六八年）
- 35 『忍野村の遺跡』忍野村教育委員会 一九八三年
- 36 『富士吉田市史』史料編第二卷 一九九二年（一五六号）
- 37 「伝統を産み育てる力」（『山梨県史研究』一〇 二〇〇二年）、『国記録選択無形民俗文化財調査報告書 吉田の火祭』二〇〇五年など
- 38 前掲『吉田の火祭』

【山梨県富士山総合学術調査研究委員会】（敬称略）

委員長 萩原 三雄（歴史考古民俗部会・考古班）
副委員長 菊池 邦彦（歴史考古民俗部会・文書班）
委員 石田 千尋（文学部会）

上杉 陽（自然環境部会）

紙谷 威廣（歴史考古民俗部会・民俗班）

清雲 俊元（歴史考古民俗部会・宗教考古班）

濱田 隆（有形文化財部会）

【山梨県富士山総合学術調査研究調査員】（敬称略）

○自然環境部会

内山 高、内山 美恵子、北原 正彦、

興水 達司、杉田 幹夫、中井 均、

中野 隆志、長谷川 達也

○歴史考古民俗部会（文書班）

海老沼 真治、小宮 佐知子、中野 賢治、

堀内 亨、宮澤 富美恵

○歴史考古民俗部会（考古班・宗教考古班）

石神 孝子、出月 洋文、植月 学、

関間 俊明、河西 学、櫛原 功一、

熊谷 晋祐、篠原 武、杉本 悠樹、

中山 誠二、新津 健、野代 恵子、

畑 大介、平野 修、深沢 広太、

布施 光敏、保坂 和博、保坂 康夫、

宮澤 公雄、村石 眞澄、室伏 徹、

望月 秀和、望月 祐仁、森原 明廣、

八巻 與志夫、山下 孝司

○歴史考古民俗部会（民俗班）

浅野 久枝、高橋 晶子、高橋 健一、
古屋 和久、松田 香代子、丸尾 依子

○歴史考古民俗部会（建築班）

北川 洋、北川 直子

○有形文化財部会

井澤 英理子、近藤 暁子、鈴木 麻里子、

高橋 晶子、松田 美沙子

○文学部会

石川 博、高室 有子、堀川 貴司

【事務局】（山梨県立富士山世界遺産センター）

所 長 秋道 智彌

副所長 志村 勇

（調査研究スタッフ）

職 員 加藤 悟（リーダー）

学芸員 赤池 栄人

学芸員 堀内 眞

職 員 芦沢 静枝

職 員 根岸 崇典

山梨県立富士山世界遺産センター研究紀要
山梨県富士山総合学術調査研究報告

世界遺産 富士山 第2集

平成三十年三月三十日発行

編集・発行 山梨県立富士山世界遺産センター

電話 〇五五五―七二―二三二四

〒四〇一―〇三〇一

山梨県南都留郡富士河口湖町船津六六六三―一

印刷・製本 株式会社 少国民社

電話 〇五五―二二六―二二二五

〒四〇〇―〇八五一

山梨県甲府市住吉一―一三一―一

無断転載・複製を禁じます。